

未来へと勇躍する

食創生都市をめざして

# 元気な日本のふるさと



平成28年3月  
西都市

## 将来を見据え深化させる「西都創生」

西都市では平成23年度に策定した第四次西都市総合計画において、「元気な日本のふるさと西都／未来へと勇躍する“食”創生都市をめざして」を目標像に掲げ、「自立した地域社会の実現」、「自助、共助、公助の精神」、「協働のまちづくり」の理念のもと、人・地域・環境・豊かさの4つの視点に立った基本戦略と施策による西都創生への取組みを進めてまいりました。

平成27年度は、その取組みの前期計画の最終年度となることから、これまでの5年間の検証と社会情勢の変化を踏まえ、平成32年度までの後期基本計画を策定いたしました。

本計画では、「さいと未来創生総合戦略」を基本戦略のひとつとして新たに位置づけ、地方創生に向けた人口減少抑制策を重点化したほか、東日本大震災及び口蹄疫被害等を教訓とした防災・減災対策の重要性、東九州自動車道及び広域バイパス開通など交通ネットワークの充実、そして2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催など、様々な情勢の変化を的確に捉え、将来を見据えながら「西都創生」を深化させる取組みを加速してまいります。

本市には自然や歴史文化、農畜産物をはじめ魅力ある豊富なふるさとの資源があります。その地域資源の魅力のブランド化と情報発信により地域イメージと価値を高め、基盤産業との連携による雇用の創出や地域活力の向上につなげるとともに、地方創生で求められる自主的・主体的・先駆性を重視した「西都ならでは」の取組みを展開する必要があります。

このような視点に立ち、本計画を着実に推進することで、市民や訪れる人々に癒やしと活力をもたらし、誰もが「豊かさ」を感じることができる「西都づくり」に努めてまいりますので、市民のみなさまをはじめ関係機関のより一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただいた西都市総合計画等審議会委員並びに関係者の方に心からお礼申し上げます。



平成28年3月

西都市長 橋田和実

# 目 次

<b>第1編 後期基本計画策定に当たって</b>	1
1. 計画策定の背景と目的	3
2. 計画の役割	3
3. 計画の構成と期間	4
4. 社会経済情勢の変化への対応	5
<b>第2編 基本構想</b>	9
1. 西都創生に向けて	11
2. 後期基本計画の施策体系	13
3. 目標人口の見直し	25
<b>第3編 後期基本計画</b>	27
<b>第1章 生活を支える社会基盤づくり</b>	29
第1節 高度な土地利用	31
第2節 道路交通網の整備	33
第3節 快適な都市空間の創造	38
第4節 情報通信網の整備	40
<b>第2章 安全で快適なくらしづくり</b>	43
第1節 水とみどりの環境の保全と活用	45
第2節 快適で機能的な生活環境の整備	49
第3節 明るく安全な地域社会づくり	59
第4節 移住・定住促進のための環境整備	69
<b>第3章 魅力と活力にあふれた産業づくり</b>	71
第1節 農林水産業の振興	73
第2節 商工業の振興	84
第3節 勤労者福祉の推進	90
第4節 観光交流の振興	92
<b>第4章 安心生活を守る福祉・健康づくり</b>	97
第1節 社会福祉の充実	99
第2節 健康づくり・少子化対策の推進	112

**第5章 豊かな文化とひとづくり** ..... 117

第1節 学校教育の充実	119
第2節 生涯学習の推進	124
第3節 市民文化の継承と創造	129
第4節 生涯スポーツの振興	132
第5節 人権尊重社会の形成	134
第6節 国際化の推進	137

**第6章 市民参画と地域経営型市政づくり** ..... 139

第1節 市民と行政との協働のまちづくり	141
第2節 行財政の効率的運営	144

**付属資料** ..... 151

1. 第四次西都市総合計画後期基本計画の策定体制	153
2. 第四次西都市総合計画後期基本計画策定の経過	154
3. 西都市総合計画等審議会条例	155
4. 市長諮問及び審議会答申	156
5. 西都市総合計画等審議会委員名簿	157
6. 用語解説	158

注)文中の※印がついた用語は、「用語解説」で説明しています。



## 後期基本計画策定に当たって

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の役割
3. 計画の構成と期間
4. 社会経済情勢の変化への対応



## 1. 計画策定の背景と目的

西都市では、平成23年度に「元気な日本のふるさと“西都”～未来へと勇躍する“食”創生都市をめざして～」を目標像とする第四次西都市総合計画を策定し、市民とともに計画を推進してきました。

計画策定以降、地方分権の進展によって基礎自治体の役割が一層高まる中、人口減少や少子高齢化の進行、自然災害の激甚化、地球環境問題の深刻化、情報通信技術の急速な進展など、本市を取り巻く社会経済情勢は一層厳しくなっています。

一方で、税収の大きな伸びが見込める状況ではない中、高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応しながら、地域社会全体を見通し、長期的視点に立った効率性・有効性の高い行政経営と変革期に対応したまちづくりを進めることが求められています。

このような状況の中、本市でも限られた行財政資源の中で効率的な行政運営を進めるとともに、市民や市民活動団体、民間事業者と行政との協働によるまちづくりをさらに進める必要があります。

第四次総合計画の前期基本計画は、平成27年度をもって期間終了となるため、西都市の現状と課題等を踏まえ、前期基本計画に続く5年間の基本計画である第四次総合計画後期基本計画を策定します。

## 2. 計画の役割

総合計画は、市のまちづくりの目標を目指していく将来の姿を定め、それを実現するための方法や手段を総合的・体系的に明らかにするものであり、市のあらゆる施策や計画の基礎となるものです。

計画の策定に当たっては、市民の参画の下を行い、その内容を市民と共有し、お互いの役割と責任を明確にし、互いに協力しながら目標を実現していくことで、計画を推進していきます。

また、限られた経営資源を効果的に配分し、総合計画に掲げた目標を着実に推進するため、事業評価に基づいて施策を検証し、実効性・実現性の高い計画とします。

### 3. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成しています。

#### (1) 基本構想

本市を取り巻く社会経済情勢や地域の課題などを踏まえ、本市が目指す総合的・長期的視点に立ったまちづくりの方向性を示すものであり、計画の理念、目標像、それに向けた政策展開についての基本的な考え方である基本戦略及び分野別基本施策を示します。

計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10か年です。

#### (2) 基本計画

基本構想を実現するための基本的な施策を示したものです。

計画期間は、基本構想の期間を5年ごとに分け、前期基本計画と後期基本計画を策定します。今回は、平成28年度から平成32年度までの後期5か年の計画を示しています。

#### (3) 実施計画

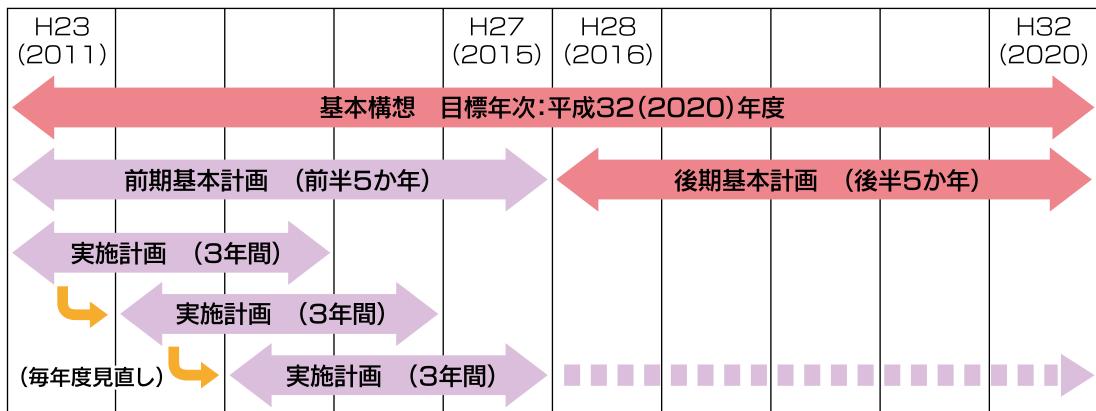
基本計画を推進するための具体的な取組みについて定めたものであり、基本計画に基づく行財政の執行計画を明らかにします。計画期間は3か年とし、状況変化に対応するため毎年度見直しを行います。

なお、実施計画については、別途、策定します。

#### 【計画の構成】



#### 【計画の期間】



## 4. 社会経済情勢の変化への対応

西都市を取り巻く社会経済情勢の変化は、今後の市政運営の方向性を考えるに当たって、大きな影響を及ぼすものと考えられることから、以下に示す社会経済情勢の動向等を的確に把握分析し、目標像の実現化に向けた具体的施策を検討しています。

### (1) 人口減少・少子高齢社会への対応

我が国の総人口は、平成20年（2008年）をピークに減少過程へ移行し、人口減少社会が到来しています。また、出生率の低下や団塊の世代を頂点とする特異な人口構造により、諸外国に類を見ない速さで少子高齢化が進行しています。このことは、消費の縮小や労働力の不足による経済活力の低下を招くとともに、コミュニティ機能の低下、子育てや社会保障制度のあり方など、社会経済全般にわたって、様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

本市においては、昭和35年の50,948人をピークに人口減少が続いており、平成26年は30,990人となっています。また、平成26年の15歳未満の子どもの数の割合は12.9%、65歳以上の高齢者の割合は32.9%であり、全国平均（12.9%及び25.1%）、県平均（13.8%及び28.6%）と比較しても速いペースで少子高齢化が進んでいます。

今後は、若い世代が安心して子どもを生み育てられ、高齢者が活き活きと暮らすことができる環境づくりを一層進めるとともに、周辺市町村との連携を図りつつ、都市機能の集積や良好な住環境・就労環境づくり、地域経済の活性化等を図って、人口減少抑制と人口構造の若返りに努めていく必要があります。

### (2) 地方分権・地方創生の推進

地域のことは地域に住む住民が責任をもって決めることのできる地域社会の実現に向け、権限や財源の地方への移譲など、地方の自主性・自律性を高める地方分権が拡大されています。

また、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。これに伴い、国では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が決定され、本市においても、平成27年度に「さいと未来創生総合戦略」を策定し、計画的に推進しているところです。

これからの中町村は、従来の国・県主導による全国一律の行政から、自己決定・自己責任による個性豊かな行政への転換を図り、多様で活力あるまちづくりが一層求められています。

このような状況の中、本市は、市民と行政が一体となって地域固有の魅力や個性を創出し、地域の存在価値や誇りをより高めていくため、「西都創生」に努めてきました。

今後も、行財政改革大綱や総合戦略に基づいて、持続可能な行政運営を推進し、「西都創生」の取組みを着実に実行するに当たっては、市民との協働による取組みがますます重要となっています。

### (3) 経済情勢や産業構造の変化

交通網や情報通信網が発達し、企業や個人の活動がグローバル化<sup>\*</sup>する中で、人・モノ・力・情報は、より魅力ある都市を求めて、国内の都市間はもちろん、国際的にも流動し、全国的に製造業の生産拠点の海外移転や外資系企業の国内進出が顕著になるなど、産業構造が変化しています。また、我が国は平成22年にTPP<sup>\*</sup>交渉への参加を表明し、5年半に及ぶ交渉が平成27年10月、大筋合意に達したところですが、農業をはじめ医療や福祉、教育、金融、通信など国内産業への影響も不安視されています。

一方、地方における産業・経済は、景気動向や地域間競争の激化などを背景に深刻な状況となっており、これに伴う雇用情勢の悪化や地域活力の低下が大きな問題となっています。

このような状況の中で、人口減少を克服するためにも、若い世代を中心とした雇用対策が求められています。今後、東九州自動車道の全線開通や国際定期便の就航などの交通ネットワーク環境の充実、地域産業の特長等を活かし、観光交流人口の増加、他の地域と異なる魅力や競争力を持った地域産業の拡大や新産業の創出、これらによる新たな雇用創出など、地域産業の再生が必要となっています。

また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。本市においても、これに関する国・県の戦略を活用しながら、本市の経済活性化やスポーツランドづくり、魅力発信を一層推進する好機として活用する必要があります。

### (4) 安全・安心に対する意識の高まり

平成23年3月に発生した東日本大震災は、未曾有の災害となり、広域にわたり甚大な被害をもたらしました。これを教訓として、近い将来に発生が予想される南海トラフ巨大地震や直下型の大地震への的確な備えが急務となっています。また、食品の偽装や消費者被害の発生、地域医療への不安など、社会の信頼性に関わる問題が生じています。さらに、口蹄疫や鳥インフルエンザの発生に伴い、農業をはじめとした産業や市民生活に対する安全性への意識も高まっています。

本市においては、台風や地震などに備えた防災・減災対策の推進と危機管理体制の構築に努めており、今後とも火災や交通事故、犯罪対策などを含めて、行政

のみならず地域社会が一丸となって、暮らしの安全を確保していく必要があります。

また、生涯にわたる健康づくりや福祉・医療体制の充実など、すべての市民が安心して暮らせる環境づくりを一層進めることが大切です。

さらに、家畜伝染病に対する防疫体制を堅持していくとともに、再発防止を含めた産地体制の確立を図り、安全な食料・食品の安定供給と市民生活の安全確保に向けた取組みを進める必要があります。

### (5) 環境保全意識の高まり

地球温暖化や砂漠化の進行、資源の枯渇、生物多様性の減少など地球規模での環境悪化が危惧されることから、環境への関心が高まっています。また、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故もあり、再生可能エネルギー※への転換などによる、環境負荷※の少ない持続可能な社会づくりが求められています。

本市においては、環境基本条例の制定施行による取組みや環境に配慮した農業の展開、廃棄物の減量・資源化など、循環型・環境保全型のまちづくりを進めています。

今後も、水や緑を地域共有の財産として保全活用するとともに、廃棄物の排出抑制、太陽光やバイオマス※資源等の再生可能エネルギーの活用、環境産業の育成、環境教育の推進などにより、自然との共生を目指したまちづくりを実現していく必要があります。

### (6) 情報通信技術（ＩＣＴ※）の進展

近年、インターネット※やスマートフォン※、ＳＮＳ※（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、情報通信技術が飛躍的に発展・普及したことにより、様々な分野で利便性が向上し、誰もが必要なときに必要な情報を容易に入手することが可能となりました。

本市においても、こうした高度な情報通信技術の積極的な活用を図るため、情報通信基盤の整備を促進するとともに、市民のＩＣＴ活用能力の向上やＩＣＴを活用した行政サービスの充実などに取組んでいます。

今後も、高度情報通信網及びその技術を産業や教育文化、保健・福祉・医療、行政サービスなどのまちづくりに幅広く活用し、地域の発展につなげていく必要があります。一方で、急速な高度情報化※の進展により、情報セキュリティ※の確保や個人情報の保護などへの対応が必要不可欠になっています。

### (7) 市民協働の取組みの広がり

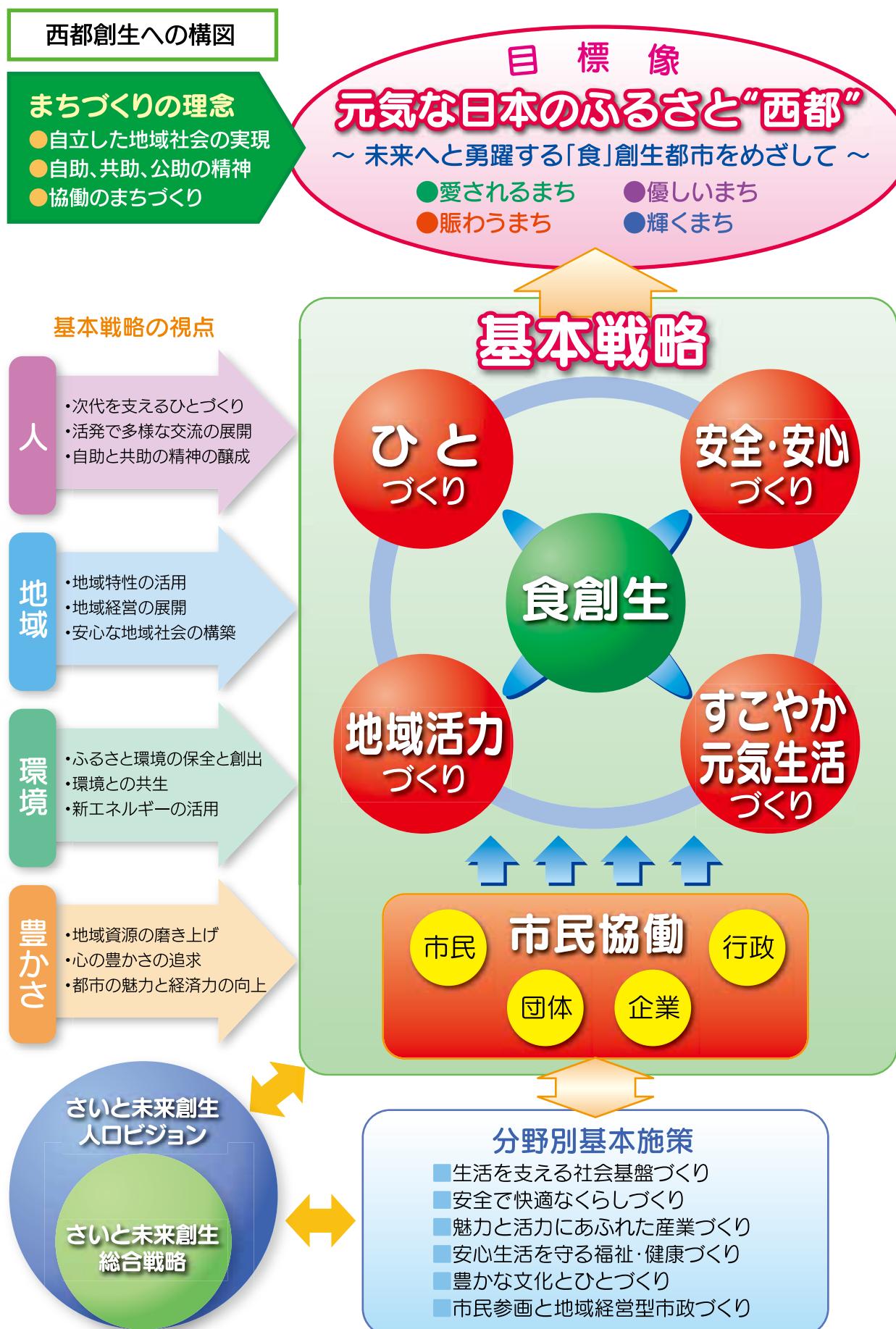
近年、市民のニーズや地域の課題が多様化し、これらに行政だけで対応することが困難になりつつあります。その一方で、市民活動が活発化しており、公共的課題への取組みが広がっています。市民活動の主体としては、個人、地域づくり協議会、地域団体、市民活動団体（NPO法人<sup>\*</sup>等）などがあり、その活動形態も多様化しています。

本市においては、市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、「西都市協働の指針」を基本として、市民協働及び地域づくりへの意識の醸成・高揚に努めながら、協働が可能な分野における多様な主体との取組みを着実に積み重ねています。

今後も、協働が可能なあらゆる分野における取組みをさらに推進する必要があるため、行政においても、それに対応できる体制の充実を図ることが重要となっています。

## 基 本 構 想

1. 西都創生に向けて
2. 後期基本計画の施策体系
3. 目標人口の見直し



## 1. 西都創生に向けて

### (1) 基本構想の目標像

#### 元気な日本のふるさと“西都” ～未来へと勇躍する「食」創生都市をめざして～

第四次西都市総合計画では、「元気な日本のふるさと “西都”」を目標像とし、これを実現するために10年間の基本構想を定めています。また、この10年間は、「未来へと勇躍する “食” 創生都市」を目指しています。豊かな大地の恵みである安全で美味しい農畜産物や食品、料理など、西都が持つ資源（ちから）である「食」を通じて雇用の創出や地域の活性化を図り、市民や訪れる人々に癒しと活力を与えていきます。

そして、「西都創生」をスローガン※に、人や自然に優しく、誰もが健康で豊かな生活を送り、地域が賑わうとともに、子どもたちが夢や希望を描けるような、人や地域、産業、文化が輝く、快適で活力のある、誰もが愛し、愛される「元気な日本のふるさと “西都”」を市民みんなで創っていき、より良いふるさとを次世代に手渡していきます。

日本のふるさとの原点ともいえる西都が、地方から日本全体を元気にしていくモデルとなっていきます。

#### 元気なふるさと像



## 〔2〕西都創生に向けての基本戦略

基本構想では、目標像を着実に達成するため、「人」、「地域」、「環境」、「豊かさ」の4つの視点から「西都創生」に向けて重点的に取組む基本戦略を設定しています。

後期基本計画では、前期基本計画に引き続き、下記の6つの戦略に取組みますが、平成27年度から新たに「さいと未来創生人口ビジョン・総合戦略」に取組んでいますので、総合的な施策の戦略として加えます。この総合戦略は、平成26年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づいており、人口減少克服と地方創生を目的としています。

### ▶ 基本戦略(西都創生を進めるための基本的な戦略) ▶

#### ● ひとづくり戦略

小・中・高連携による一貫教育を充実させながら子どもたちの教育水準の向上を図るとともに、生涯学習の推進や伝統文化の保存継承、スポーツ活動への支援により、家庭・学校・地域が一体となって豊かな人間性や郷土愛を育む環境づくりを進め、また、産業活性化に資する人材の育成と活用を図るなど、西都の未来や産業経済を担うひとづくりを進めます。

#### ● 安全・安心戦略

地域防災力の向上支援などによる災害に強いまちづくりを進めるとともに、森林整備やバイオマス等の資源の有効利用の取組みなどによる地球環境の保全、家畜等の防疫体制の強化などによる安全な食料・食品の安定供給や地域見守りに向けた取組みなどによる安心生活の確保を図るなど、人と環境にやさしい安全・安心社会を構築します。

#### ● すこやか元気生活戦略

救急医療体制・地域医療体制の充実を図るとともに、快適で魅力ある都市及び農村空間の整備を進め、その空間の中で市民の生きがいづくり、健康新づくり、社会参画づくりを充実させ、また、次代を担う子どもたちを安心して産み、育てることのできる環境整備に取組むなど、すこやかで元気な生活の確保を図ります。

#### ● 地域活力戦略

温暖な気候や広大な大地、広域道路網を活かしつつ、環境保全型農林業の推進、食や農、歴史・文化などの西都の魅力を活かした企業誘致や観光交流、移住誘致に向けた施策の充実を図るとともに、市街地の活性化や地域産業の育成のための取組みを進めるなど、“さいとブランド”的創出と地域活力の向上を図ります。

#### ● 市民協働戦略

“市民が主役のまちづくり”を基本に、地域コミュニティ組織の充実・活性化を図るとともに、市民・地域との対話や情報の共有を通じて、市民の力が存分に発揮できる推進体制を整備するなど、市民協働のまちづくりを実践します。

#### さいと未来創生人口ビジョン

将来にわたって「元気な日本のふるさと“西都”」が持続する社会づくりを目指します。  
数値目標：平成72年（2060年）  
　　の総人口 18,900 人以上

#### さいと未来創生総合戦略

「日本一住みよい農村都市づくり」を目指して  
○まち・ひと・しごと・まごころの地方創生  
○交流人口を重視した地方創生  
○「さいとブランド」創出と情報発信による  
　　地方創生  
基本目標1：西都市における安定した雇用を  
　　創出する  
基本目標2：西都市への新しいひとの流れを  
　　つくる  
基本目標3：若い世代の結婚・出産・子育て  
　　の希望をかなえる  
基本目標4：時代にあった地域をつくり、安  
　　心なくらしを守るとともに、地  
　　域と地域を連携する

#### ● 食創生戦略

地域ぐるみでの農村環境の保全、環境と調和した農畜産物の生産基盤・技術の研究などで「食」の基本となる農林業の振興を進め、そこで生産された安全・安心な農畜産物の販路拡大、加工する企業の誘致を図り、そして生み出された「食」による健康づくり、生きがいづくりやおもてなしを通じた観光交流に活用するなど、「食」の連携を展開します。また、「食」に関する産業を有機的に連携させた6次産業化※を図りながら、新たな産業や雇用の創出を推進し、大地の恵みである「食」の力を戦略的に発揮できるまちづくりを進めます。

## 2. 後期基本計画の施策体系

後期基本計画は、基本構想に基づき施策の体系を定めます。基本戦略とともに、以下のような市政全般にわたる基本施策に取組んでいきます。

### 基本施策の体系

#### (1) 生活を支える社会基盤づくり

- ①高度な土地利用
- ②道路交通網の整備
- ③快適な都市空間の創造
- ④情報通信網の整備

#### (2) 安全で快適なくらしづくり

- ①水とみどりの環境の保全と活用
- ②快適で機能的な生活環境の整備
- ③明るく安全な地域社会づくり
- ④移住・定住促進のための環境整備

#### (3) 魅力と活力にあふれた産業づくり

- ①農林水産業の振興
- ②商工業の振興
- ③勤労者福祉の推進
- ④観光交流の振興

#### (4) 安心生活を守る福祉・健康づくり

- ①社会福祉の充実
- ②健康づくり・少子化対策の推進

#### (5) 豊かな文化とひとづくり

- ①学校教育の充実
- ②生涯学習の推進
- ③市民文化の継承と創造
- ④生涯スポーツの振興
- ⑤人権尊重社会の形成
- ⑥国際化の推進

#### (6) 市民参画と地域経営型市政づくり

- ①市民と行政との協働のまちづくり
- ②行財政の効率的運営

## (1) 生活を支える社会基盤づくり

市民が住み続けたいと思うような安らぎと潤いのある暮らしや、魅力ある交流・産業活動が活発に展開されるまちづくりを目指します。

このため、適正かつ有効な土地利用の推進とともに、広域及び地域間道路をはじめ、生活道路やバス交通、高度情報通信網など都市的機能の整備充実を図ります。

また、自然や歴史・文化を活かした市街地整備や田園景観づくりを市民と行政が一体となって進め、快適な都市空間の創造を図ります。

### ① 高度な土地利用

公共の福祉を優先させるといった土地基本法の理念のもと、適正かつ有効な土地利用に努めるとともに、長期的展望に立った総合的な土地利用を推進し、豊かな自然や文化遺産と都市的環境が調和したまちづくりを進めます。

また、円滑で効率的な地籍調査事業を推進し、土地の実態を明確にしていきます。

### ② 道路交通網の整備

国・県・市道それぞれの道路の役割に応じた必要な整備促進とともに、交通安全対策などを推進し、市内外の移動が快適かつ安全に行われる道づくりを進めます。また、県内外との交流や経済発展に寄与する東九州自動車道の早期全線開通に努めます。

公共交通機関については、バス路線の維持確保とともに、新しい交通システムの導入検討を推進し、高齢者や子どもたちの移動手段の確保をはじめ市民生活の交通利便性の向上を図ります。

### ③ 快適な都市空間の創造

市街地の整備については、新たなまちづくり計画を策定して、まちなか再生のための施策を関係機関・団体と連携して推進します。

また、自然や歴史・文化を活かして、市街地及び都市計画道路の機能を強化するとともに、循環共生型の都市環境づくり、古きよきものを再生し活用した田園景観づくりを推進し、誰もが快適で、安らぎと潤いのある生活を営める活力ある都市空間の創造を図ります。

#### ④ 情報通信網の整備

市民が高度情報化社会に対応できる環境づくりを進めるとともに、高度情報通信網の整備、携帯電話エリアの拡大等の情報通信基盤の整備を推進し、市民生活や産業における情報利便性の向上を図ります。

行政サービスにおいては、情報通信技術を活用した行政情報の提供を充実するとともに、電子申請<sup>\*</sup>などに対応した電子市役所<sup>\*</sup>の実現を目指します。

## (2) 安全で快適なくらしづくり

恵まれた水とみどりの環境の保全と活用を基調に、快適で機能的な生活環境の確保、低炭素社会<sup>\*</sup>の実現を目指した環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを推進し、恵み豊かな地球環境を次の世代へと引き継いでいきます。

また、自然災害や人的災害から市民の生命・財産を守るため、市民と行政とがお互いに連携・協力しながら防災や消防、交通安全、防犯に努め、明るく安全な地域社会の形成を図ります。

さらに、人口減少抑制策として、多様な世代の移住・定住促進のための環境整備に努めます。

### ① 水とみどりの環境の保全と活用

「西都市環境基本計画」に基づいて、自然環境に対する市民意識の高揚に努めるとともに、豊かな森林の保全・育成、緑化活動、河川の浄化活動等に取組み、自然と市民生活が調和したまちづくりを進めます。

公園緑地については、市民が安全に、安心して利用できるよう施設更新と維持管理に努めるとともに、西都原中段域などの歴史や水を活かした公園整備、地域の緑化運動や花づくり活動を推進し、人や美しい花、みどりにふれあえるまちづくりを進めます。

### ② 快適で機能的な生活環境の整備

住宅については、良好な居住環境づくりに努めるとともに、老朽化や高齢化等を考慮した公営住宅の整備、定住を図るための住宅地の供給に努め、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます。

水道については、老朽施設の再整備や災害に強い水道システムの構築などに取組み、安全でおいしい水の安定供給を図ります。

生活排水処理については、公共下水道の整備、農業集落排水施設の活用、合併処理浄化槽<sup>\*</sup>の普及等に努め、快適で衛生的な暮らしの確保を図ります。

資源循環型システムづくりについては、市民の4R<sup>\*</sup>推進の意識高揚を図りながら資源の循環的利用の促進とごみの適正処理を推進し、市民一人ひとりがものを大切に利用しているまちづくりを進めます。

生活環境の保全については、市民と一緒にした地球環境保全活動や公害・不法投棄対策、墓地周辺対策などに努め、快適な生活環境が保全されているまちづくりを進めます。

### ③ 明るく安全な地域社会づくり

災害や事故に対する危機管理体制を強化するとともに、市民の自主的な防災活動が活発化するよう、防災意識等の啓発や自主防災組織<sup>\*</sup>の育成などに努め、地域と一体となって災害に強い安全なまちづくりを進めます。

消防救急体制については、消防署、消防団それぞれの体制強化・充実を図るとともに、火災予防体制の確立に努め、火災の発生防止と被害の軽減を図ります。

交通安全対策については、関係機関と連携を図り、交通安全施設の整備、交通安全教育・啓発の推進に努め、交通事故のないまちづくりを進めます。

また、地域安全活動を推進し、犯罪の起りにくくい地域コミュニティの構築を図るほか、消費生活における情報提供や啓発活動、相談体制の充実による消費者の保護を図るなど、市民生活の安全の確保を進めます。

### ④ 移住・定住促進のための環境整備

大都市や近隣市町村から多くの人達が移住・定住できるよう、情報提供の充実に努めつつ、産官学の連携による就労支援や二地域居住<sup>\*</sup>など多様な居住ニーズに応えられる住環境支援等の受入体制の整備に努め、人口減少を抑制するとともに、住んで良かったと思える魅力と活力のあるまちづくりを進めます。

### (3) 魅力と活力にあふれた産業づくり

市民生活の安定充実、就労の場の確保、交流人口の増加、地域の活性化など魅力と活力にあふれたまちづくりを目指すため、恵まれた立地特性等を活かし、基幹産業である農業を中心に総合的視野に立った産業の振興を図ります。

このため、永続性と活力ある農林水産業、商工業、観光交流の振興を目指した活性化策を推進するとともに、それらの各産業をお互いに有機的に連携させ、6次産業化<sup>\*</sup>や地域特性を活かした新たな産業及び就労の場の創出を図るとともに、「食の拠点」の整備を推進します。

#### ① 農林水産業の振興

農業については、農業生産と環境が調和し、安全・安心で高品質な“さいとブランド”を目指して、魅力と競争力のある産地づくり、多様な担い手による元気な地域農業の展開を進めます。

また、暖地としての自然条件を活かした農業や、新品目の導入、高付加価値化商品の開発、西都市バイオマстаウン構想を基にした環境保全型農業<sup>\*</sup>の推進を図ります。

畜産については、口蹄疫被害からの復興のための支援に努めるとともに、防疫体制の強化や再発防止を含めた産地体制の確立を進め、安全で安心な畜産業の振興を図ります。

林業については、生産基盤の強化、山村生活環境の整備、担い手の育成・確保、林産物の生産加工・流通体制の整備等を推進し、生産から加工、流通までの体制の確立を目指します。また、バイオマス<sup>\*</sup>等の森林資源の活用や地球温暖化防止等の環境保全機能、保養機能、災害防止機能など、それぞれの森林機能に適した施設を推進し、適正な森林の保全・活用を図ります。

内水面漁業については、稚魚の放流や魚の生息環境の整備などの漁業資源の拡大と養殖漁業の振興に努めます。

#### ② 商工業の振興

商業については、リーダー、後継者等の人材育成や組織体制の強化、経営相談等の充実に努めるとともに、利用しやすい融資制度づくりにより、経営基盤の強化を図ります。

また、中心商店街をはじめ、それぞれの商店街の魅力や個性あふれる商店街づくりに向けた支援に努め、活気のある商店街づくりを進めます。

工業及び地場産業については、人材育成や経営相談など総合的な経営基盤の強化を図るとともに、地場産品の開発支援、起業化支援、販路の拡大に努め、工業と地場産業が共に生き生きとした地域産業づくりを進めます。

また、企業用地の確保とともに食品関連産業や観光産業など地域に根ざす企業の誘致に努め、地域経済の活性化を図ります。

さらに、関係機関と連携し、就労支援や専門知識・技能に優れた人材確保のための支援・協力を進め、地域雇用の促進を図ります。

### ③ 勤労者福祉の充実

勤労青少年ホームや働く婦人の家における就労支援、余暇活動、社会参加への支援などの勤労者福祉を充実し、市民が活き活きと働くことのできる労働環境づくりを進めます。

### ④ 観光交流の振興

観光資源や広域ルートを活かした周遊観光ルートの形成や農業・自然環境等を活かしたグリーン・ツーリズム<sup>\*</sup>などの振興により、通過型観光から周遊・滞在型観光、体験交流型観光への移行を図り、観光イベントの開催や本市ならではの特産品開発等により本県を代表する観光地としての魅力の拡大に努め、訪れた人々に癒しと心の琴線に触れる情緒を提供する交流都市づくりを進めます。

また、「スポーツランドさいと」の形成を目指してスポーツキャンプ・合宿やスポーツイベント開催などを積極的に進め、スポーツを通じた交流の促進に努めます。

さらに、交流を通じて本市に共感する人々を移住・定住へ誘導するためのPRや相談体制の充実等の取組みを進めます。

都市間の交流については、歴史的なつながりのある都市や、本市の活性化に資する都市との交流の絆を深めることにより、相互の「豊かなまちづくり」に資することとなる姉妹都市交流などの都市間交流を推進します。

## (4) 安心生活を守る福祉・健康づくり

すべての市民が生涯にわたり、個人としての自立と尊厳を確保しながら、活き活きと健やかに暮らすことができ、また、子どもを安心して産み、育てることができるように、きめ細かな福祉・健康・医療サービスの提供に努めます。

さらに、市民の主体的な取組みや地域で活動するさまざまな担い手による支え合いを推進し、自助・共助・公助のバランスのとれた福祉のまちづくりを目指します。

### ① 社会福祉の充実

高齢者福祉については、一人ひとりにあった介護予防や介護サービスの提供に努めるとともに、生きがいづくりや高齢者の自立を地域で支えあう環境づくりを推進し、高齢者の誰もが住み慣れた地域の中で健康で活き活きと暮らすことができるまちづくりを進めます。

障害者福祉については、自立・社会参加への支援を行うとともに、在宅福祉や施設福祉の充実を図り、障がい者が地域の中で自立した生活や社会参加できるまちづくりを進めます。

児童・家庭福祉については、放課後児童対策の充実、多様なニーズに合った保育サービスの充実、ひとり親世帯に対する支援に努め、また、地域が一体となって子育て家庭をサポートするネットワークづくりを図り、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりを進めます。

地域福祉については、社会福祉協議会などの関係団体やボランティアとの連携強化を進め、地域住民が共に助け支え合う地域福祉力の向上を図り、すべての人が住み慣れた地域で自立した生活が営めるまちづくりを進めます。

また、市民の暮らしや健康における安心を支える国民年金事業や国民健康保険事業などの社会保障については、市民への制度の浸透のための啓発や適正な支援により市民生活の安定確保を図りながら、加入促進や保険料の収納対策に努め、事業の健全運営を進めます。

## ② 健康づくり・少子化対策の推進

各種健康診査を実施して疾病予防、早期発見、早期治療に努めるとともに、各医療機関や母子保健推進員、食生活改善推進員などの協力を得ながら、健康教育や健康相談等を通じて市民の自主的な健康づくりを図り、市民が笑顔で元気に健やかに暮らしていけるまちづくりを進めます。また、結婚活動の支援とともに、子どもを安心して産み・育てることのできる環境の整備により、少子化対策を推進します。

医療については、関係機関等との連携を図りながら高度な医療体制・医療施設の整備に努めるとともに、救急医療、へき地診療等の充実を図り、市民の誰もが安心して医療サービスを受けられる環境づくりを進めます。

## (5) 豊かな文化とひとづくり

未来を担う子どもたちの資質・能力をはじめ、人を思いやる心、ふるさとを愛する心、たくましく生きるために力を育みます。

また、市民の生涯にわたる生きがいや魅力ある市民文化を創出するため、市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、文化遺産の保護・継承と活用に努めます。

さらに、人権尊重や男女共同参画、国際化に向けた社会環境づくりを推進し、真に豊かな市民生活を実感できるまちづくりを目指します。

### ① 学校教育の充実

心の教育の充実や基礎学力の確実な定着、郷土愛の醸成を図るための連携型小・中・高一貫教育を推進しながら、特別支援教育<sup>\*</sup>や国際理解教育、情報教育、食育などに対応するとともに、地域の人材や自然・歴史資源を活かした特色ある教育に取組み、未来を担うふるさと西都を愛する心と生きる力を身につけ、心身ともに調和の取れた児童生徒の育成を目指します。

学校給食については、地元食材を利用した安心・安全な給食の提供などに努め、食育の充実を図ります。

学校施設については、少子化や地域の動向・特性、安全性、連携型小・中・高一貫教育を見据えた学校再編、情報化に対応した学校施設・設備の計画的な整備を推進し、子どもたちが安全・安心かつ快適に学習できる環境づくりを進めます。

### ② 生涯学習の推進

市民の誰もが、いつでもどこでも気軽に自主的に学習活動をすることができるよう、学校と家庭、地域との連携を図りながら生涯学習環境の整備充実に努め、市民が活躍できるひとづくりを進めます。

青少年教育については、野外活動や社会体験等を取り入れた教育・交流を推進し、地域と一体となって、視野の広い心豊かでたくましい青少年の育成を図ります。

図書館については、蔵書の充実をはじめ、情報提供、図書サービスなどの運営の充実に努め、市民の読書や学習活動が盛んに行われる環境づくりを進めます。

### ③ 市民文化の継承と創造

市民が芸術文化を身近に感じられるよう、優れた芸術鑑賞の機会拡大に努めるとともに、多彩な芸術文化活動に参加しやすい環境を整備し、魅力ある市民文化の創造を図ります。

また、豊富で貴重な文化遺産や歴史・伝統文化を保護・継承するとともに、ひとづくりや地域づくり、生涯学習等に積極的に活用し、市民の郷土に対する誇りやふるさと意識を培っていきます。

### ④ 生涯スポーツの振興

日常生活の中で気軽にスポーツやレクリエーションに親しみ、心身の健康の保持・増進ができるような環境づくりを進めるとともに、競技力の向上を目指した競技スポーツや地域に密着した「西都スポーツクラブ」の充実、市民等が参加しやすい各種スポーツ大会の開催に努め、市民の誰もがそれぞれに応じたスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会づくりを進めます。

社会体育施設については、安全性・利便性・機能性など利用者のニーズに配慮した拡充・改善を図るとともに、地区体育施設や学校体育施設との総合的な活用により、施設を利用しやすい環境づくりに努めます。

### ⑤ 人権尊重社会の形成

市民一人ひとりの人権問題への理解と人権を大切にする意識の高揚を図り、お互いの人権を尊重する地域社会づくりを進めます。

また、家庭、学校、職場、地域社会等において、男女がお互いに尊重し、対等なパートナーとして参画できる環境づくりを進め、性別に関係なく個性と能力が発揮されている社会を目指します。

### ⑥ 國際化の推進

国際感覚豊かなひとづくりや国際交流を推進し、市民一人ひとりが国際的視野を持ち、外国の文化や価値観を理解し尊重する意識を育みます。

## (6) 市民参画と地域経営型市政づくり

市民と行政が理解と信頼のもと、それぞれの特性や能力を発揮しながら協働によるまちづくりに取組み、新しい西都を創生するための地域経営型市政を目指します。

このため、地域コミュニティ、市民団体等の活性化や活動機会の充実、活動環境の向上に努め、協働の力にあふれたまちの創造を進めます。

また、限られた人材と財源の中で、質の高い行政サービスを実現するため、地域力や民間活力を活用しながら機能的な行政運営、効率的・効果的で持続可能な財政運営を目指します。

### ① 市民と行政との協働のまちづくり

市民協働への意識の醸成を図り協働によるまちづくりの機運を高めるとともに、市民と行政との対話や情報共有化の充実など市民が行政に参画する機会をさらに拡充し、市民の主体的な市民活動、地域活動への支援に努め、多様な主体が協働して地域経営を進めるまちづくりを進めます。

また、地域づくり協議会やNPO<sup>\*</sup>法人等の市民活動団体等を新たな公共サービスの担い手として位置づけ、協働事業<sup>\*</sup>など地域における活動機会の拡充を図ります。

### ② 行財政の効率的運営

行財政改革大綱に基づき、地域力や民間活力を活用しながら新たな行政課題と多様化する市民ニーズに機動的かつ柔軟に対応できる簡素で効率的な行政運営とともに、安定した財源の確保を図り、社会経済情勢の変化や地方分権の進展等に対応できる中長期的展望に立った効率的・効果的で持続可能な財政運営を目指します。

広域行政については、道州制<sup>\*</sup>を注視しながら市域を越えて広がりつつある行政ニーズに対応するため、周辺市町村などとの連携を推進し、市民サービスの向上と効果的な行財政運営を図ります。

### 3. 目標人口の見直し

第四次西都市総合計画：平成32年（2020年）29,000人以上

さいと未来創生人口ビジョン：平成72年（2060年）18,900人以上

さいと未来創生総合戦略：平成31年（2019年）29,000人以上

第四次西都市総合計画の平成32年の人口は、子どもたちや若者の減少を極力抑えるとともに、市外からの流入人口増に努力し、推計人口の減少傾向を緩和していくことで、30,000人以上を目指していましたが、後期基本計画策定に当たり、平成32年の人口は29,000人以上と見直しました。

目標人口の見直しは、人口減少克服と地方創生を目的とした「さいと未来創生人口ビジョン・総合戦略」（平成27年度策定）との整合を図ることとします。人口ビジョンでは、平成72年（2060年）の人口は18,900人以上を目指し、その構想を踏まえた総合戦略は、平成31年（2019年）の人口を29,000以上と設定しています。

したがって、第四次総合計画の平成32年の人口は、総合戦略との整合を図り、今後一層、若い世代の雇用確保や子育て支援等による人口定住・流入促進と全市民が心豊かに安心して暮らせるまちづくりに全力を傾注し、29,000人以上を目指します。

総人口の推移と推計人口



資料：平成22年までは国勢調査、平成27年は現住人口（各年10月1日現在）

推計人口は日本創成会議推計（平成26年推計）



# 後期基本計画

- 第1章 生活を支える社会基盤づくり
- 第2章 安全で快適なくらしづくり
- 第3章 魅力と活力にあふれた産業づくり
- 第4章 安心生活を守る福祉・健康づくり
- 第5章 豊かな文化とひとづくり
- 第6章 市民参画と地域経営型市政づくり



# 第1章

生活を支える社会基盤づくり

# 第1章 生活を支える社会基盤づくり

市民が住み続けたいと思うような安らぎと潤いのある暮らしあや、魅力ある交流・産業活動が活発に展開されるまちづくりを目指します。

このため、適正かつ有効な土地利用の推進とともに、広域及び地域間道路をはじめ、生活道路やバス交通、高度情報通信網など都市的機能の整備充実を図ります。

また、自然や歴史・文化を活かした市街地整備や田園景観づくりを市民と行政が一体となって進め、快適な都市空間の創造を図ります。

## 第1節 高度な土地利用

### (1) 適正な土地利用の推進

- (1) 土地利用の適正化
- (2) 土地の有効利用の促進

### (2) 地籍調査事業の推進

## 第2節 道路交通網の整備

### (1) 道路網の整備

- (1) 広域及び地域間道路網の整備
- (2) 市道の整備
- (3) 道路環境の整備

### (2) バス路線対策

## 第3節 快適な都市空間の創造

### (1) 快適な都市空間の創造

- (1) 市街地及び都市計画道路の整備
- (2) 都市環境、田園都市景観の形成

## 第4節 情報通信網の整備

### (1) 高度情報化の推進

- (1) 高度情報化への対応
- (2) 情報通信基盤の整備

## 第1節 高度な土地利用

### (1) 適正な土地利用の推進

#### 現状と課題

土地は、限られた資源であるとともに、市民の生活や生産などの基盤であり、地域づくりの基本的な要素です。このため、土地利用は公共の福祉を優先させ、自然環境の保全や文化的遺産の保護、防災に配慮して、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

本市は438.7km<sup>2</sup>の広大な面積を有していることから、農村部における農業振興地域整備計画<sup>\*</sup>と都市部における都市計画マスターplan<sup>\*</sup>を基軸に、土地をより一層高度かつ有効に利用していくとともに、総合的かつ均衡ある土地利用を進めていく必要があります。さらに、市域の多くを占める森林については、その経済的機能や公益的機能<sup>\*</sup>を重視しつつ、適切な管理と保全に取組む必要があります。

#### 目標 一目指す姿

本市の均衡ある発展を図りつつ、土地が適正かつ有効に利用され、豊かな自然や文化遺産と都市的環境が調和した社会を目指します。

#### 施策の体系

- ◇ 適正な土地利用の推進 ————— (1) 土地利用の適正化  
(2) 土地の有効利用の促進

#### 施策の方向

##### (1) 土地利用の適正化

土地基本法及び土地利用関連法（農振法、農地法、自然公園法、都市計画法等）の適正な運用により、公共の福祉を優先させ、無秩序な開発を抑制するとともに、豊かな自然環境の保全や文化的遺産の保護等に努め、市民生活の安全性や快適性の確保と適正な管理に配慮した持続可能な土地利用を推進します。

##### (2) 土地の有効利用の促進

農地については、農業振興地域整備計画により設定した農用地の確保を図るとともに、耕作放棄地利用のための事業導入などにより遊休農地の解消と有効利用に努めます。

宅地については、人口や産業の動向、交通網の整備状況を踏まえ、市街地の拡大に的確に対応した都市計画区域及び用途地域の見直しを行い、適正な誘導・調整に努めます。

森林については、森林法の適正な運用に努め、木材生産における経済的機能のほか、国土の保全や水源かん養、温室効果ガス<sup>\*</sup>吸収源等の公益的機能<sup>\*</sup>を増進するため、総合的、多角的な活用・保全を図ります。

### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境や周辺環境に配慮した土地利用を推進するため、土地利用に関する計画制度の的確な運用を図ります。</li> <li>○新たな土地需要に当たっては、適正な誘導・調整に努めます。</li> <li>○市民や企業等への適正な利用に対する啓発に努めます。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民一人ひとりが、適正な土地利用に関する理解を深め、協力しましょう。</li> <li>○土地利用に当たっては、周辺地域との調和に配慮しながら、有効な利用を進めましょう。</li> <li>○開発等に当たっては、周辺住民に十分説明を行い、合意を図って進めましょう。</li> </ul>

## 〔2〕地籍調査事業の推進

### 現状と課題

地籍調査とは、国土調査法に基づいて一筆ごとの土地の実態を明らかにし、土地登記簿に記載された内容の調査や測量を行い、新しく地籍図及び地籍簿を作成するものです。

本市においては、昭和63年度から「第3次国土調査事業10箇年計画」に基づき、市全域を42か年計画として着手し、現在は平成22年5月に制定された「第6次国土調査事業10箇年計画」に基づいて計画的な地籍調査の推進を図っているところです。しかし、土地所有者の協力を得るために多くの時間を費やし、年度ごとの実施面積が少ないとことから、要調査面積に対する進捗率は1割程度となっています。

今後、地籍調査の円滑な進捗を図るため、地権者に対して地籍調査の様々な利点や未調査によって生じる不利益についての説明を十分に行い、理解が得られるよう努める必要があります。

### 目標　ー目指す姿

円滑で効率的な地籍調査事業を推進し、事業の早期完了を目指します。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
地籍調査済面積(km <sup>2</sup> )	35.00	44.31	1.27倍
地籍調査進捗率(%)	11.99	15.18	3.19ポイント増

※要調査面積:291.93km<sup>2</sup>

### 施策の体系

#### ◇ 地籍調査事業の推進 ————— (1) 地籍調査事業の推進

### 施策の方向

#### (1) 地籍調査事業の推進

事業進捗率向上を第一の課題として、土地所有者等の立会手続の円滑化を図ります。また、引き続き外部委託を進めるとともに、市の大半を占める山間部の調査を効率的、包括的に行う手法の検討を行い、事業の推進を図ります。

### 役割分担

行政の役割	○円滑かつ効率的な地籍調査事業を推進します。
市民や企業等に期待すること	○調査時における立会いに協力しましょう。

## 第2節 道路交通網の整備

### (1) 道路網の整備

#### 現状と課題

本市の道路網は、高速道路や国・県道、市道、広域林道等が連結し、市民生活の向上や産業の振興等に重要な役割を果たしています。

東九州自動車道については、平成26年3月に日向～都農間が開通したことにより、延岡市と宮崎市が結ばれ、翌年3月には佐伯～蒲江間が開通したことにより大分市と宮崎市が結ばれることとなりました。東九州自動車道の全線開通は、本市の生活・産業・観光において大きな役割を果たすものと期待されることから、今後も沿線の市町村とともに早期全線開通へ向けて働きかけを行っていく必要があります。また、東九州自動車道の整備進捗に伴い、西都

I Cに接続し、宮崎東環状線の一部を構成する国道219号の重要性はより一層高まっていますが、市街地から西米良村までの山間部は多くの未改良区間が残っていることから、今後も整備促進が望まれます。

県道については、主要地方道西都南郷線をはじめ一般県道札の元佐土原線等の早期整備・完成が望れます。主要地方道高鍋高岡線については、国道10号のバイパス的役割も果たし、市街地の中心部を通過することから、交通混雑及び交通事故などの対策が重要な課題となっています。また、地域高規格道路<sup>\*</sup>として位置づけられる春田バイパスが平成16年に、また、それに接続する園元バイパスが平成22年6月に暫定2車線として供用を開始し、宮崎方面へのアクセスが向上しています。

広域林道として開設中の銀鏡・小川線、長谷・児原線については、森林管理、素材の搬出等の林道機能を有するだけでなく、市町村間を連絡する広域的な経済、観光浮揚のための重要な路線としても位置づけられるため、早急な開通が望れます。

市道については、平成27年3月31日現在で1,184路線（総延長約678km）を有し、改良率34.9%、舗装率約92.8%という状況です。毎年道路改良事業を実施しているものの、本市は、広大な面積を抱えていることから、道路整備の立ち遅れが顕著であり、その整備率は低水準で推移しています。

#### 国道・県道・市道の整備状況

(国道・県道)

平成26年4月1日現在

種 別	路線数	実延長(km)	改良済延長(km)	改良率(%)
国 道	1	36.48	28.63	78.5
主要地方道	5	65.17	44.62	68.5
一般県道	10	51.38	38.03	74.0
県道 計	15	116.54	82.65	70.9

資料:県西都土木事務所調

(市道)

平成27年3月31日現在

種 別	路線数	実延長(km)	改良済延長(km)	改良率(%)
1級市道	20	57.83	52.56	90.9
2級市道	32	55.44	34.15	61.6
その他	1,132	565.58	150.15	26.5
合 計	1,184	678.85	236.86	34.9

資料:建設課調

交通安全対策としては、事故多発地点の安全対策や通学路の整備により、安全で快適な道づくりを推進する必要があります。道路環境づくりについては、これまで地域住民の環境美化運動の一環として実施されていますが、活動をさらに活発化する必要があります。また、

本市では369橋の維持管理を行っており、多くは1970年代の高度経済成長期に集中的に整備され、今後、急速に老朽化することが懸念されていることから、道路法改正に伴う5年毎に1回の定期点検を適切に行い、より的確な維持管理及び老朽化対策に重点的に取組む必要があります。

## 目標　一目指す姿

広域的な幹線道路網や市内での道路網の整備が進み、市内外の移動が快適かつ安全に行われ、交流や産業活動が活発に展開される社会を目指します。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
市道改良済延長(km)	236.9	244.0	1.03倍
市道改良率(%)	34.9	36.0	1.1ポイント増

## 施策の体系

### (1) 広域及び地域間道路網の整備

- ◇ 道路網の整備 ————— (2) 市道の整備  
(3) 道路環境の整備

## 施策の方向

### (1) 広域及び地域間道路網の整備

東九州自動車道は、本市にとって県内はもとより九州各県との交流や経済発展に大きく寄与する道路であることから、全線の早期開通に努めます。

国道219号については、一つ葉有料道路と連結することにより、混雑解消や宮崎空港、宮崎港へのアクセス時間の短縮、通勤圏の拡大、日常生活の利便性などに大きな効果が見込まれています。一方、山間部においては、未改良区間や防災対策が必要な区間が多く残されていることから、今後も整備促進に努めます。

県道については、近年、大型車の交通量が著しく増加している高鍋高岡線や荒武新富線における交通安全対策などに努めるとともに、西都南郷線、都農綾線、札の元佐土原線等の未改良区間の整備促進に努めます。

林道銀鏡・小川線については、林道としての整備だけでなく、広域的な経済・観光道路としての整備促進に努めます。また、長谷・児原線については、本市側の整備は完了しましたが、国道219号の災害時や不通時におけるバイパス的機能を兼ね備えていることから、今後とも西米良村とともに、早期開通に努めます。

## (2) 市道の整備

幹線道路である1・2級市道については、2級市道の改良率が未だ低水準にあることから、均衡のとれた整備を推進し、市民生活の向上や産業・振興に役割を果たし、市民の安全で快適な利用が維持できるよう努めます。また、その他の市道についても、市民にとって身近で生活に密着した、整備要望の高い生活道路が多数あることから、事業採択に当たっては緊急度の高い道路等の採択により、計画的な整備を推進し、安全性や利便性の向上に努めます。

## (3) 道路環境の整備

交通安全対策として、交通事故多発地点の解消や見通しの悪い交差点の改良、未歩道区間の整備促進及び通学路の整備を推進し、道路の環境改善に努め、橋梁については定期点検を適切に行い、長寿命化に努めます。また、道路の路面状態と修繕の候補箇所を抽出し、安全で円滑な交通の確保及び効率的な維持管理に努めます。

道路の環境美化については、各種団体や地域住民の協力を得ながら、市民との協働による取組みを行います。

また、道路網の整備による交通量の増加に対応するため、道路利用者の利便性の向上や安全で快適な道路環境の形成並びに地域の振興に寄与する施設の整備に努めます。

### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高速道路や国・県道等の整備促進のために、国・県等への働きかけや用地取得の協力等を行います。</li> <li>○安全で快適な市道の整備、道路施設の維持管理を行います。</li> <li>○市民との協働による道路環境美化に取組みます。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民が一体となって、高速道路等の整備促進のための運動を展開しましょう。</li> <li>○道路整備への理解を深め、市などの用地買収に協力しましょう。</li> <li>○交通ルールやマナーを守り、歩行者に配慮した自動車運転を心掛けましょう。</li> <li>○行政と一緒に、道路の環境美化に取組みましょう。</li> </ul>

## 〔2〕バス路線対策

### 現状と課題

本市唯一の公共交通機関であるバス路線は、自ら交通手段を持たない高齢者や児童生徒にとって必要不可欠な存在となっています。しかし、路線の大半は乗客が少なく、バス事業として経営が成り立たず、廃止路線代替バス※や生活交通路線バス※として補助制度を活用しながら、路線を維持している状況にあります。また、市内にはバスの利用ができない交通空白地域が存在するため、既存路線の見直しを行いながら新たなコミュニティバス※の導入を図り、交通空白地域の解消に努めてきました。今後も市民や観光客等の利便性が損なわれることの

ないようバス路線の維持確保に努めるとともに、利便性の向上に向けて検討していく必要があります。

#### 廃止路線代替バス及び生活交通路線バスの運行状況

〈廃止路線代替バス〉

平成27年10月現在

運行方式	運行系統	運行路線キロ(km)	運行回数(回/日)	運行開始年(年.月)
委託	西都～茶臼原～高鍋駅	21.4	3	平成6.10
	西都～一丁田～高鍋駅	16.6	2	平成7.10
	西都～村所	48.1	4	平成10.4
	西都～岩崎～国富	26.8	5	平成12.10
	西都～三納代～高鍋	21.9	8	平成12.10
	西都～一丁田・めいりんの湯～高鍋駅	17.0	3	平成13.5

〈生活交通路線バス〉

平成27年10月現在

運行方式	運行系統	運行路線キロ(km)	運行回数(回/日)	運行開始年(年.月)
委託	西都～佐土原駅～佐土原高校	15.5	10.5	平成14.7
	西都～酒元～上山路	5.4	1	平成1.10

〈コミュニティバス〉

平成27年10月現在

運行方式	運行系統	運行路線キロ(km)	運行回数(回/日)	運行開始年(年.月)
委託	西都～札の元～石尾	12.3	4	平成24.10
	西都～専門学校～石尾	5.4	1	平成24.10
	西都～宮の下～上長谷	15.5	6	平成24.10
	西都～池の端～上沖	17.4	3	平成24.10
	西都～池の端～岩爪	14.2	3	平成24.10
	西都～池の端～長園	16.7	3	平成24.10
	西都～池の端～長園（通学線）	16.7	1	平成24.10
	西都～下水流～尾吐	43.8	2	平成27.10
	小豆野～加勢～三財支所入口	6.4	2	平成27.10
	並木～岩井谷～三財支所入口	6.4	2	平成27.10

資料:総合政策課調

#### 目標　一目指す姿

利用者ニーズに対応したバス交通等のサービスが提供され、市民生活等における交通利便性の向上を目指します。

## 後期基本計画

## 第1章 ●生活を支える社会基盤づくり

## 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
廃止路線代替バス・生活交通路線バス・コミュニティバス年間総利用人数(10月～9月、人)	135,092	150,000	1.11倍

## 施策の体系

## ◇ バス路線対策 ————— (1) バス路線対策

## 施策の方向

## (1) バス路線対策

既存のバス路線の利用促進や存続に努めるとともに、利用状況や運行経費等を検証しながら地域の実情に応じた公共交通機関として、利便性向上に向けた検討を行います。

## 役割分担

行政の役割	○バスの利用促進に努めます。 ○市民の利便性向上に向けた検討を進めます。
市民や企業等に期待すること	○市民はバスを積極的に利用しましょう。

## 第3節 快適な都市空間の創造

## (1) 快適な都市空間の創造

## 現状と課題

近年のまちづくりにおいては、都市基盤の整備にとどまらず、安全性の確保、高齢者への配慮、環境負荷<sup>\*</sup>の軽減、都市景観等を重視し、地域文化を活かした個性あふれる取組みが求められています。このため、行政だけでなく、市民や事業者が一体となってまちづくりに参加していく必要があります。

市街地の形成基盤である都市計画道路については、24路線のうちすでに13路線の整備が完了しており、約77%の整備率は県平均の約72%よりやや高い数値を示していますが、近年の少子高齢社会の進展や経済の低成長などにより長期間未着手となっている路線については、時代に合わせた検証を行う必要があります。

一方、中心市街地においては、車社会の進展や規制緩和によって、郊外や幹線道路沿いへの大型店の出店が相次いだこともあります。空き店舗が増えるなど、空洞化が生じています。中心市街地の衰退は、街の生活やコミュニティ、祭りなどの伝統文化を失うことにつながるため、人口減少社会、少子高齢社会などの社会的課題に対応した新たなまちづくり計画を作成し、推進していく必要があります。

また、本市は平成19年8月に景観行政団体<sup>\*</sup>になったことから、快適な都市環境の整備はもとより、西都らしいイメージを醸し出す個性的な景観の保全・形成を図っていくことが重要です。

## 目標　一目指す姿

自然や歴史・文化を活かした都市空間の整備が進み、誰もが快適で、安らぎと潤いのある生活を営める活力ある文化都市の形成を目指します。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
都市計画道路の計画延長(m)	35,120	29,120	0.83倍
都市計画道路の改良延長(m)	26,939	28,020	1.04倍
都市計画道路の改良率(%)	76.7	96.2	19.5ポイント増

## 施策の体系

- ◇ 快適な都市空間の創造
  - (1) 市街地及び都市計画道路の整備
  - (2) 都市環境、田園都市景観の形成

## 施策の方向

### (1) 市街地及び都市計画道路の整備

市街地の整備については、「西都市都市計画マスタープラン」及び新たに作成するまちづくり計画に沿って、“まちなか再生”的なための施策を推進するとともに、ワークショップ<sup>\*</sup>を市民グループ等と実施し、相乗効果が生み出されるよう、各事業主体とも連携を図りながら事業を推進します。

都市計画道路については、市民の生活環境の向上、公共空間の確保、魅力ある景観の創出を図るために、効果的・効率的な道路網の形成に努めます。整備に当たっては、歩行者の安全性や快適性の確保に努めるとともに、沿道の環境に配慮した緑地帯の設置等を推進し、また、歴史・文化遺産や水辺等の保存と活用に十分に配慮します。一方、都市計画決定後、

## 後期基本計画

### 第1章 ●生活を支える社会基盤づくり

現在まで長期未着手となっている都市計画道路については、社会経済情勢等の変化に対応した適正な見直しを行います。

#### (2) 都市環境、田園都市景観の形成

都市環境形成においては、都市防災の充実や環境負荷<sup>\*</sup>の低減、自然環境の保全と再生に努め、古代ロマンを育む循環共生型の都市づくりを推進します。

また、住む人が愛着を持ち、訪れる人が再び訪れたいと感じられるよう、「西都市景観計画」に基づいて、古きよきものを再生し、活用した美しい田園景観づくりに努めます。

#### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画制度の適切な運用を図りながら、都市計画マスタープランや新しいまちづくり計画などに基づいた都市空間の整備を推進します。</li> <li>○市民と協働して、西都らしい景観の保全・創出に向けた取組みを推進します。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民一人ひとりが、美しい景観の形成に関する理解を深め、美しい景観の保全・創出活動に参加しましょう。</li> <li>○建築物や屋外広告物は、街並みの景観に配慮して整備しましょう。</li> </ul>

## 第4節 情報通信網の整備

### (1) 高度情報化の推進

#### 現状と課題

現代社会において、情報通信技術は産業経済・行政・家庭などあらゆる分野に広がり、現代の社会的基盤を形づくる上で必要不可欠となっています。また、情報処理や通信技術の進歩はめざましく、多様なネットワーク化が図られ、瞬時に国内外の様々な情報を手に入れることができるようになっています。

本市でも、こうした高度情報化<sup>\*</sup>の進展に対応するため、情報通信基盤の整備を促進するとともに、人材の育成や市民への普及啓発に取組んでいます。また、SNS<sup>\*</sup>（ソーシャルネットワーキングサービス）やホームページの充実を図り、観光・イベント・行政などの情報を積極的に市内外へ発信しています。今後も、市内における基盤整備の促進や、市民の情報活用能力の向上、情報通信技術を活用した公共サービスの充実等に取組む必要があります。また、個人情報の保護と情報セキュリティ<sup>\*</sup>対策がより重要な課題となっているため、その対策強化に努める必要があります。

## 目標 一目指す姿

情報通信技術の活用により、市民生活や産業における利便性が向上し、交流や産業活動が活発に展開される社会を目指します。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
西都市ホームページへのアクセス件数(件／年)	135,000	150,000	1.1倍
西都市フェイスブック*の記事アクセス件数(件／年)	32,000	38,400	1.2倍

## 施策の体系

### ◇ 高度情報化\*の推進

- (1) 高度情報化への対応
- (2) 情報通信基盤の整備

## 施策の方向

### (1) 高度情報化への対応

高度情報通信技術の発達とその普及に対応して、行政・教育・生活福祉・産業等の様々な分野での情報化を推進します。

また、SNS\*等の新しいメディアや情報を積極的に活用できる人材を育成するため、学校や生涯学習の場において情報教育の充実に努めるとともに、情報モラル\*を高めるための啓発を進めます。

行政サービスにおいては、情報保護とセキュリティ対策に努めつつ、SNSやホームページ等の情報通信技術を活用した行政情報の提供の充実を図ります。また、電子申請や届出\*、入札等を行うことのできる電子市役所\*の構築に努めます。

### (2) 情報通信基盤の整備

情報通信格差の是正や福祉、教育、行政等の行政サービスの充実、産業の活性化を図るために、ケーブルテレビをはじめとした情報通信網の整備を推進し、高度情報通信環境の構築に努めます。

また、ブロードバンド\*未整備地域の解消や携帯電話エリア拡大について、事業者への働きかけを進めます。さらに、災害時における迅速な防災情報、行政情報等の提供を行うため、防災行政無線\*の充実に努めます。

## 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○市民の情報活用能力と情報モラル※の向上を図ります。</li><li>○電子市役所※の構築に努めます。</li><li>○市民に親しみやすいホームページ等を活用して、様々な情報を提供します。</li><li>○山間地域における情報通信格差の是正や災害時の情報提供サービスの充実に努めます。</li></ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○情報活用能力の向上に努めるとともに、ルールやマナーを守って情報通信技術を活用しましょう。</li><li>○民間通信事業者は、情報通信基盤の整備に協力しましょう。</li></ul>

## 第2章

安全で快適なくらしづくり

## 第2章 安全で快適なくらしづくり

恵まれた水とみどりの環境の保全と活用を基調に、快適で機能的な生活環境の確保、低炭素社会※の実現を目指した環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを推進し、恵み豊かな地球環境を次の世代へと引き継いでいきます。

また、自然災害や人的災害から市民の生命・財産を守るため、市民と行政とがお互いに連携・協力しながら防災や消防、交通安全、防犯に努め、明るく安全な地域社会の形成を図ります。

さらに、人口減少抑制策として、多様な世代の移住・定住促進のための環境整備に努めます。

### 第1節 水とみどりの環境の保全と活用

#### (1) 自然環境の保全

- (1) 環境保全の推進
- (2) 森林の保全
- (3) 河川の保全

#### (2) 公園緑地の整備と保全

- (1) 都市公園の整備
- (2) 歴史を活かした公園整備と保全
- (3) 地域の緑化推進

### 第2節 快適で機能的な生活環境の整備

#### (1) 住宅の整備

- (1) 良好な居住環境づくり
- (2) 公営住宅の整備
- (3) 良好な住宅地の供給

#### (2) 水道の整備

- (1) 上水道の整備
- (2) 簡易水道の整備

#### (3) 生活排水処理施設の整備

- (1) 公共下水道の整備及び加入促進
- (2) 農業集落排水の更新及び加入促進
- (3) 合併処理浄化槽設置の推進
- (4) し尿処理対策

#### (4) 資源循環型社会の充実

- (1) 地球環境保全への取組み
- (2) 地域環境対策
- (3) 新田原基地周辺対策
- (4) 市営墓地の適正な管理と整備

#### (5) 生活環境の整備と保全

- (1) 地球環境保全への取組み
- (2) 地域環境対策
- (3) 新田原基地周辺対策
- (4) 市営墓地の適正な管理と整備

### 第3節 明るく安全な地域社会づくり

#### (1) 危機管理体制の強化

- (1) 防災体制の充実強化
- (2) 住民参画型防災施策の推進
- (3) 国民保護体制の整備

#### (2) 消防救急体制の強化

- (1) 消防体制の整備
- (2) 救急・救助体制の整備
- (3) 火災予防体制の確立

#### (3) 交通安全対策

- (1) 交通安全施設の整備
- (2) 交通安全意識の啓発と被害者支援

#### (4) 生活安全の確保

- (1) 地域安全対策の推進
- (2) 消費者の保護

### 第4節 移住・定住促進のための環境整備

#### (1) 移住・定住促進のための環境整備

- (1) 「さいとブランド」の創出と情報発信
- (2) 移住・定住とU・I・Jターンの促進
- (3) 県内大学等と連携した若者定着対策の推進

## 第1節 水とみどりの環境の保全と活用

### (1) 自然環境の保全

#### 現状と課題

本市は、土地の4分の3が森林に覆われ、掃部岳周辺や国見山周辺には原生的な自然が残るなど、豊かな自然環境を形成しており、希少な野生動植物も数多く生育、生息しています。また、一ツ瀬川とその支流には、ヤマメが生息する地域や夏にホタルが乱舞する地域も見られます。

本市では、こうした豊かな自然環境等を保全するため、平成14年に「西都市環境基本条例」を制定施行し、翌年に「西都市環境基本計画」を策定して諸施策を推進しており、今後も豊かな自然を維持・保全するとともに、自然に対する意識の向上を図る必要があります。

また、森林の持つ水源かん養や国土保全などの公益的機能<sup>\*</sup>を守り育てるため、森林の整備や育林活動とともに、森林に対する市民の認識を深め、市民と行政が一体となった森林保全、森林育成活動を強力に推進する必要があります。

河川については、市民の憩いやレクリエーションの場として身近に利用されており、地域住民が河川敷に花を植えたり、河川プールを設けている場所も見られます。しかしながら、一ツ瀬川は、大雨後の濁りが長期間解消されない状況が続いていることから、その対策に向けて今後も広域的な取組みを行う必要があります。また、生活排水等については、未処理水の河川流入防止を図る必要があります。

#### 目標　一目指す姿

市民の自然環境に対する意識が向上し、市民と行政の協働のもと、豊かな自然環境の保全・創出を図るとともに、市民に親しまれる場として活用されている社会を目指します。

#### 施策の体系

- ◇ 自然環境の保全 ————— (1) 環境保全の推進  
(2) 森林の保全  
(3) 河川の保全

#### 施策の方向

##### (1) 環境保全の推進

「西都市環境基本計画」に基づいて、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、豊かな自然環境の維持・保全を図ります。また、環境に対する市民意識の高揚を図るため

の環境学習等の機会提供に努め、市民と行政が一体となった環境保全活動を推進します。

### (2) 森林の保全

森林が持つ公益的機能<sup>\*</sup>を守り育てるため、保安林の機能強化を図るとともに、長伐期施業<sup>\*</sup>、複層林施業<sup>\*</sup>への誘導や適切な森林整備を推進します。また、水源かん養林の保全や一ツ瀬川の濁水問題解決等を目指し、「一ツ瀬川及び小丸川上流域森林整備事業」を推進します。

また、「みどり推進会議」を中心とした緑化運動を推進し、市民の森林やみどりに対する親しみと関心の醸成を図るとともに、小・中学生により結成された「緑の少年団」についても、より活発な活動の促進を図ります。

さらに、「向陵の丘」をはじめとする森林公園の管理保全に努め、市民に親しまれる森づくりの拠点として、その利用促進を図ります。

### (3) 河川の保全

杉安峡などの優れた景観や豊かな自然環境を有する河川区間については、その景観や自然環境の保全に努めるとともに、河川愛護意識の高揚のための啓発活動、河川愛護団体の育成支援を行い、より市民に親しまれる川づくりを目指します。

一ツ瀬川の濁水問題については、関係機関との連携を図りながら、「一ツ瀬川濁水軽減対策計画」に基づく濁水対策に取組みます。また、生活排水等の適正な処理を推進し、河川水質の保全に努めます。

### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「西都市環境基本計画」に基づいて、総合的な環境保全施策を推進します。</li> <li>○森林や河川の保全に努めます。</li> <li>○野生動植物の生育・生息環境の保全を図ります。</li> <li>○市民環境保護団体等の活動を支援します。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林や河川を大切にしましょう。</li> <li>○動植物を大切にし、むやみにとらないようにしましょう。</li> <li>○環境保全活動に参加しましょう。</li> <li>○ごみの不法投棄をしないようにしましょう。</li> </ul>

## 〔2〕公園緑地の整備と保全

### 現状と課題

公園緑地は、市民のコミュニケーション、休息、スポーツ・レクリエーションなどの市民のふれあい・憩いくつろぐ場、災害時の避難場所などとして、市民生活にとって欠かすことのできない空間です。

本市の都市公園は平成26年4月現在、20か所（計122.14ha）が計画されており、そのうち89.5%が整備済となっています。都市計画区域内の人口1人当たりの都市公園面積は59.2m<sup>2</sup>で、県平均値21.6m<sup>2</sup>を大きく上回っています。

今後は、少子高齢化の更なる進展、余暇時間の増大など人々のライフスタイルや価値観の多様化、地球環境問題への関心の高まりなど、近年の社会経済情勢を反映し市民のニーズに対応した公園緑地等の機能強化と整備及び適切な維持管理を図る必要があります。

歴史公園としては、「西都原古墳群及びその周辺地域整備構想」を基に、これまで西都原古墳群を中心に保存整備を進めてきましたが、西都原中段域及び都於郡城跡の歴史遺産についても、それぞれの歴史的背景等を活かしながら、保護・継承する必要があります。

また、市民の間で盛んになってきている緑化運動や花づくり活動については、良好で快適な生活環境をつくる上でもさらに推進していく必要があります。

### 都市公園の状況

平成26年4月現在

公園の種類	公園数(箇所)	計画面積(ha)	整備済面積(ha)	整備率(%)	公園の名称
歴史公園	1	68.50	62.10	90.7	特別史跡公園西都原古墳群
総合公園	1	24.10	24.10	100.0	清水台総合公園
運動公園	1	10.00	10.00	100.0	西都原運動公園
地区公園	2	12.10	5.68	47.0	杉安川仲島公園、稚児ヶ池公園
近隣公園	2	3.80	3.80	100.0	妻萬公園、下妻公園
街区公園	13	3.64	3.64	100.0	
合 計	20	122.14	109.32	89.5	

資料：商工観光課調

### 目標　一目指す姿

身近な公園や緑地で、市民が交流し、憩いくつろぐとともに、市民がみどりとふれあい、人々や通りが花とみどりであふれている社会を目指します。

#### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
都市公園整備済面積(ha)	109.32	110.32	1.00ha増
修繕・対策の必要な遊具の数(個)	67	20	47個減

## 施策の体系

- （1）都市公園の整備
  - （2）歴史を活かした公園整備と保全
  - （3）地域の緑化推進
- ◇ 公園緑地の整備と保全

## 施策の方向

### （1）都市公園の整備

既設の都市公園については、市民が安全に、安心して利用できるよう施設更新と維持管理に努めます。また、市民の多様なニーズや防災機能、地域のコミュニティ機能を考慮した都市公園の再配置について検討します。

新たな公園の整備に当たっては、水辺の保全と活用を図りつつ良好な自然環境を有する樹林地やまとまった緑地を積極的に保全するとともに、レクリエーション活動や身近に自然とふれあえる場、自然環境学習の場を創出し、「記・紀の道」と一体的な整備を推進します。

### （2）歴史を活かした公園整備と保全

#### ①西都原古墳群の整備

西都原古墳群については、「西都原古墳群及びその周辺地域整備構想」の方向性に沿って、県立西都原考古博物館との連携を図りながら、西都原ガイダンスセンター「このはな館」及びイベント広場の利活用を促進します。

また、歴史的景観をより魅力的に演出するため、アクセス道や周遊道路も含めて、景観整備及び保全に努めます。

#### ②都於郡城跡等の保存整備

都於郡城跡及びその周辺については、現在、豪雨や台風等自然災害で生じた亀裂・崩落した法面の保護工事を優先的に進めながら、都於郡城跡ガイダンスセンター建設に向けて取組みます。

#### ③西都原古墳群周辺地域の保存整備

西都原中段域には、日向国府跡、日向国分寺跡をはじめとする歴史的遺産や「日向神話」の伝承地等が数多く点在し、また、周辺にも茶臼原古墳群や新田原古墳群などがあり、これらを史跡公園として活かせるよう、その保存整備に努めます。

### （3）地域の緑化推進

快適な生活空間の確保のため、公共施設や道路などの緑化を推進するとともに、市民が主体となって行う花づくり活動などへの支援を進めます。

## 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民が憩いくつろぎ、楽しめる公園や歴史資源を活かした公園の整備と良好な維持管理に努めます。</li> <li>○市民や地域での緑化推進活動を支援します。</li> <li>○公共施設・公共空間の緑化の推進や良好な維持管理に努めます。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○みどりや歴史資源を大切にしましょう。</li> <li>○公園等の計画・管理・運営活動に参加しましょう。</li> <li>○居住地周辺等の緑化を図りましょう。</li> </ul>

## 第2節 快適で機能的な生活環境の整備

## (1) 住宅の整備

## 現状と課題

本市の世帯数は12,197世帯（平成22年国勢調査）でその76.0%の9,272世帯が持ち家となっており、平成16年度から平成25年度までの新設住宅の戸数は1,362戸（県建築住宅課調）となっています。そのような中、耐震性能を有していない住宅があることや高齢世帯の増加が考えられることから、今後は、大規模地震や高齢化社会に備えた住宅の整備など、良好な居住環境づくりに努める必要があります。

市営住宅については、平成27年4月現在、20団地（919戸）を管理していますが、老朽化が進んでいる団地や住環境の改善が必要な団地もあります。今後は、これらの課題を解消するとともに、高齢化を考慮した住宅の整備を行い、入居者が安全で快適に暮らせる住環境づくりに努める必要があります。

住宅団地については、公営の「ファミーユたて野」の分譲のほか、民間業者による小規模な造成が数か所において進められています。今後も、定住促進と人口増加を図るため、民間業者への支援など良好な住宅地供給に努める必要があります。

## 公営住宅戸数の推移

各年4月現在

年	市営住宅戸数(戸)				
	木造	簡易耐火	低層耐火	中層耐火	計
平成 7年	21	285	0	634	940
平成 12年	21	227	0	694	942
平成 17年	37	150	12	724	923
平成 22年	41	142	12	724	919
平成 25年	41	142	12	724	919

## 後期基本計画

### 第2章 ●安全で快適なくらしづくり

年	県営住宅戸数(戸)				
	木造	簡易耐火	低層耐火	中層耐火	計
平成 7年	0	22	0	93	115
平成 12年	0	8	0	138	146
平成 17年	0	8	0	138	146
平成 22年	0	0	0	138	138
平成 25年	0	0	0	138	138

資料：建築住宅課・県西都土木事務所調

### 目標　一目指す姿

耐震性能を有する住宅や高齢世帯に対応した住宅及び良好な住宅地を整備することにより、誰もが安全で快適に暮らせる社会を目指します。

#### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
市営住宅の住戸内バリアフリー化率(%)	34.0	45.4	11.4ポイント増

### 施策の体系

- ◇ 住宅の整備 ————— (1) 良好な居住環境づくり  
 (2) 公営住宅の整備  
 (3) 良好な住宅地の供給

### 施策の方向

#### (1) 良好な居住環境づくり

健康や環境、防災に配慮した良質な住宅の供給や良好な住環境が確保されるよう、関係機関との連携を図りながら、市の住宅相談室における指導、助言を行います。

#### (2) 公営住宅の整備

公営住宅は、老朽化に伴う内外装の改修や高齢化等を考慮した住宅改善を行い、入居者が安全で快適に暮らせる既設公営住宅の整備に努めます。また、「西都市公営住宅ストック総合活用計画」についても、事業の進捗状況、社会情勢や財政事情の変化に応じて適宜見直しを行います。

### (3) 良好的な住宅地の供給

公営の住宅団地である「ファミーユたて野」の分譲を推進するとともに、「西都市民間住宅団地開発支援制度」の活用を進め、民間事業者による良好な住宅地供給を促進します。

#### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模地震や高齢化社会に備えた良質な住宅が確保され、安全で快適に暮らせるまちづくりができるよう指導助言に努めます。</li> <li>○老朽化や高齢化等を考慮した既設公営住宅の整備に努めます。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民は、住んでいる住宅の地震に対する安全性の確保や高齢化対応を考慮した住宅の整備に努めるとともに、地域住民と協力しながら、暮らしやすい魅力あるまちづくりに取組みましょう。</li> <li>○住宅や事業所の建築に当たっては、バリアフリー<sup>*</sup>化や省エネルギー化、耐震構造化、シックハウス<sup>*</sup>を抑えるような建材利用について考えてみましょう。</li> <li>○不動産業者等は、周辺環境や景観に配慮した住宅地の供給に努めましょう。</li> </ul>

## 〔2〕水道の整備

#### 現状と課題

水道は、市民の健康で文化的な日常生活の維持や様々な社会経済活動を支える必要不可欠な生活基盤施設であり、安全で良質な水を安定的に供給できる、より質の高い、信頼される水道の構築を推進していく必要があります。

本市の給水区域は山間地域の一部を除き市内全域となっており、給水区域内の普及率は、平成27年3月末現在84.5%となっています。水道の効率的な運営・管理を行うため、今後さらに、未加入世帯の加入促進を図るとともに、漏水防止対策に努める必要があります。

本市の水源は現在地下水を利用しているため、良質な水を効率よく安定的に供給しています。しかし、感染性微生物問題等の新たな水質問題への対応を含めて、より安全で良質な水道水の供給を確保するため、水道水源の水質保全や監視、高度浄水施設の整備など浄水能力を強化するとともに、広く水循環の視点からも関係機関との連携が必要となっています。また、安定給水と施設の安全性の向上を目指し、老朽化しつつある施設・管路の更新、地震等の災害対策を推進していく必要があります。

## 後期基本計画

## 第2章 ●安全で快適なくらしづくり

**目標** —目指す姿

安全でおいしい水が安定して供給され、貴重な水を有効に利用できる社会を目指します。

**〈主要指標〉**

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26~H32
水道普及率(%)	84.5	86.3	1.8ポイント増

**施策の体系**

- ◇ 水道の整備 ━━━━━━ (1) 上水道の整備  
(2) 簡易水道の整備

**施策の方向****(1) 上水道の整備**

上水道は、妻・穂北地区、都於郡地区、三財地区及び三納地区の一部に高砂浄水場、大島水源地、上三財浄水場、三納浄水場から、計画一日最大給水量10,950m<sup>3</sup>（計画給水人口27,980人）の規模で給水しています。高砂浄水場は凝集沈殿急速ろ過\*・滅菌処理、大島水源地は滅菌処理、上三財浄水場と三納浄水場は急速ろ過・滅菌処理を行い、安全で良質

な水を安定的に供給できるようになっています。今後は、老朽施設の更新等とともに、施設の耐震化や危機管理体制の強化など災害に強い水道システムの構築を推進します。また、漏水防止対策の充実、効果的な給水体制の確立、未加入世帯の加入促進を図るなど、効率的な管理・運営を推進し、安全でおいしい水の安定供給に努めます。

## (2) 簡易水道の整備

簡易水道は、永野・平郡、銀鏡簡易水道の2施設からなり、計画一日最大給水量 342m<sup>3</sup>（計画給水人口 1,070人）の規模で給水しています。銀鏡浄水場は膜ろ過・滅菌処理、永野・平郡水源地は滅菌処理を行い給水していますが、より安全で良質な水道水の供給を確保するため、漏水防止対策の充実、効果的な給水体制の確立を図ります。また、永野・平郡簡易水道については、効率的な管理・運営を図るため、上水道への整備統合を予定しています。

### 役割分担

行政の役割	○安全でおいしい水の安定供給に努めます。 ○未加入世帯の加入促進など効率的な水道事業経営に努めます。 ○大切な水資源への理解を求め、水の有効利用や給水装置の適正な維持管理についての啓発に努めます。
市民や企業等に期待すること	○給水装置の適正な維持管理を心掛け、大切な水の有効利用に取組みましょう。

## (3) 生活排水処理施設の整備

### 現状と課題

下水道や合併処理浄化槽※等の生活排水処理施設は、市民の衛生的で文化的な生活を維持する上で必要不可欠な役割を担っており、その整備に対する市民の要望も非常に高まっています。

本市の公共下水道事業は、昭和55年に着手し、市街地とその周辺部を8期地区に分けて整備しています。現在、全体の計画面積は820ha、事業認可面積は745haとなっており、平成26年3月末の整備面積は591 ha(整備率79.3%)という状況です。下水道普及率は46.2%（国平均77.0% 県平均56.1%）となっています。今後は、社会経済情勢を考慮し、方向性を見極めながら下水道の整備区域や排水設備の接続世帯の拡大を図る必要があります。なお、第8期地区については地区住民の意識調査の結果を踏まえて、あらゆる角度から再検討を行う必要があります。終末処理場については、平成2年に供用開始を行っていますが、流入量の増大に対応して、処理施設の増設及び老朽化施設の改修等が必要です。

農業集落排水事業は、都市計画区域外の農業集落を主対象として平成4年に着手し、黒生野・三財川南・岩崎の3地区で供用開始しています。今後は、処理施設の老朽化対策や未接続世帯の加入促進を図る必要があります。

## 後期基本計画

## 第2章 ●安全で快適なくらしづくり

し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽※は、河川浄化を図る上で非常に有効なものであることから、平成5年度から設置費用の一部を補助する制度を設け整備促進を図っています。なお、し尿のみ処理する単独処理浄化槽については、生活雑排水が未処理のまま河川等に排出されているため、合併処理浄化槽への設置替えを促進する必要があります。

衛生センターは、稼働から20年以上が経過し、老朽化が進んでいます。今後は施設の更新等を含めた検討を進めていく必要があります。

雨水管渠の整備は、市街地中心部において都市下水路事業を昭和49年に着手し、現在までに都市下水路3路線の整備が完了しています。今後も、公共下水道事業により雨水管渠の整備に努め、雨水排除による浸水防止を図る必要があります。

## 生活排水処理の状況

平成26年3月末現在

種類	供用区域内人口(人)	水洗化人口(人)	処理率(%)
公共下水道	14,906	13,618	42.2
農業集落排水施設	2,340	1,679	5.2
合併処理浄化槽	11,629	6,808	21.1
計	28,875	22,105	68.5

※処理率は水洗化人口を西都市人口32,289人（外国人含む）で除した数値

現状と課題に挙げている普及率は供用区域内人口を西都市人口で除した数値

資料：上下水道課、生活環境課調

## 目標　一目指す姿

生活排水や事業所排水が適正に処理され、快適で衛生的な暮らしができる社会を目指します。

## 〈主要指標〉

指標	現状	目標	増減
	H26	H32	H26～H32
公共下水道事業処理率(%)	42.2	50.0	7.8ポイント増
農業集落排水事業処理率(%)	5.2	5.3	0.1ポイント増
合併処理浄化槽処理率(%)	21.1	24.5	3.4ポイント増
合計(%)	68.5	79.8	11.3ポイント増

## 施策の体系

### ◇ 生活排水処理施設の整備

- (1) 公共下水道の整備及び加入促進
- (2) 農業集落排水の更新及び加入促進
- (3) 合併処理浄化槽設置の推進
- (4) し尿処理対策

## 施策の方向

### (1) 公共下水道の整備及び加入促進

公共下水道は、平成2年に供用開始を行い、毎年整備面積を拡大していますが、今後は、社会経済情勢を考慮し、方向性を見極めながら未整備地区における計画的な事業の推進に努めます。なお、第8期地区については、平成27年度から平成28年度にかけてあらゆる角度から再検討を行います。

また、未接続世帯の加入促進に努め、下水道普及率の向上を図り、受益者負担金や使用料の未納者対策を推進し、健全な経営の確保に努めます。

終末処理場は、汚水流入量増加に伴う増設工事、老朽化に伴う改修工事や農業集落排水処理施設の汚泥受け入れ処理等を推進するとともに、合併処理浄化槽<sup>\*</sup>の汚泥受け入れの検討を行います。

さらに、公共下水道認可区域において緊急性の高い地域から、雨水管渠の整備を行い、浸水の解消、軽減を図ります。

### (2) 農業集落排水の更新及び加入促進

農業集落排水は、黒生野、三財川南、岩崎の3地区で供用開始しています。今後はさらに、未接続世帯の加入促進を図るとともに、受益者負担金や使用料の未納者対策を推進し、健全な経営の確保に努めます。

さらに、老朽化に伴う改修工事等を推進します。

### (3) 合併処理浄化槽設置の推進

公共下水道及び農業集落排水の区域外は、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、合併処理浄化槽の維持管理、清掃の必要性に対する意識の啓発に努め、適正な合併処理浄化槽の維持管理を促進します。

汲取り式及び単独浄化槽は、生活雑排水等が河川を汚す要因となっていることから、その周知を図り、合併処理浄化槽への設置替えを促進します。

### (4) し尿処理対策

衛生センターでは、生活排水処理計画に基づき処理方法や施設の更新を含めた検討を図ります。

## 役割分担

行政の役割	○公共下水道事業等の推進と合併処理浄化槽※の設置促進を図ります。 ○未接続世帯の加入促進など健全な事業経営に努めます。 ○生活排水処理施設の必要性や適正な管理についての啓発に努めます。
市民や企業等に期待すること	○下水道の利用や合併処理浄化槽の設置に積極的に取組みながら、きれいな水辺を取り戻しましょう。 ○合併処理浄化槽の適正な管理に努めましょう。

## 〔4〕資源循環型社会の充実

## 現状と課題

近年、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会が見直され、限りある資源を有効に活用し環境への負荷を抑制するための「資源循環型システムづくり」に向けた取組みが各地で進められています。

本市においても、「宮崎県ごみ処理広域化計画」等に沿って、資源循環型システムづくりを進めています。西都児湯環境整備事務組合が運営する一般廃棄物最終処分場を含めた「西都児湯クリーンセンター」では、古紙古着に加えて、容器包装プラスチック、缶・ビン類、金属類のリサイクルが可能となっています。また、可燃ごみ焼却施設については、現在、県央グループ10市町村により整備した「エコクリーンプラザみやざき」が稼動しています。

今後も、このような新しいリサイクル、処理体制のもと、4R※とごみの分別収集の徹底を行政と市民、事業者が一体となって取組み、資源循環型の社会づくりに努める必要があります。

## 年度別ごみ量の推移

(単位：トン)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
可燃ごみ	5,934.79	6,043.60	6,222.23	6,248.21	6,088.71
不燃ごみ	85.02	88.66	89.25	105.40	97.82
粗大ごみ	160.06	171.87	228.30	249.85	277.09
缶・ビン	274.53	265.71	268.94	288.46	266.27
ペットボトル	70.46	70.04	71.17	75.01	70.18
金属	103.19	99.87	103.25	106.83	100.91
プラスチック	319.61	317.22	313.43	302.94	301.28
古紙	457.50	426.20	419.56	398.58	383.99
古着	145.74	163.13	151.72	142.22	135.44
乾電池	9.05	9.45	9.51	8.69	9.25
計	7,559.95	7,655.75	7,877.36	7,926.19	7,730.94

資料：生活環境課調

## 目標 一目指す姿

市民一人ひとりが、4R<sup>\*</sup>推進の意識をもち、ものを大切に利用している社会を目指します。

### 施策の体系

#### ◇ 資源循環型社会の充実 ————— (1) 資源循環型社会の充実

### 施策の方向

#### (1) 資源循環型社会の充実

市の広報や環境イベントを通じて、市民への4R推進の意識啓発を行います。

また、ごみの分別収集を徹底し、市民、事業者との連携体制を強化しながら、資源のリサイクルの促進とごみの適正処理等を推進します。

### 役割分担

行政の役割	○4Rの推進に市民が一体となって取組むための意識啓発を行います。 ○家庭から出る一般廃棄物の適正な収集、運搬、処理に努めます。
市民や企業等に期待すること	○マイバッグの持参や簡易包装の推進など、ごみをできるだけ減らすような暮らし方に心掛けましょう。 ○家庭のごみは、決められた場所、収集日、時間を守り、しっかりと分別して出すようにし、リサイクルにみんなで協力しましょう。 ○事業者は、これまでごみとして廃棄していたものをできるだけ資源として再生利用するよう心掛けましょう。

## (5) 生活環境の整備と保全

### 現状と課題

環境対策については、地球温暖化等の地球環境問題も視野に入れた総合的な諸施策を推進する必要があります。また、本市の豊かな環境を守っていくため、市民がそれぞれの役割を自覚し、積極的に関わっていくことや空き家、空き地等の所有者等が適正な管理を行うことも重要です。

公害については、「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」において規制されているにもかかわらず、屋外焼却が行われており、煙害や悪臭に対する苦情が多く寄せられています。また、不法投棄が日常化している場所も見られ、不法投棄防止における対策が課

題となっています。

さらに、航空自衛隊新田原基地の騒音等による生活環境への影響も依然としてあり、安全で安心な市民生活の確保のための対策も必要となっています。

市営墓地は、貸付区画が不足していたため平成25年度に白馬5号墓地を新設しましたが、現状の貸付状況などから、新たな形状の市営墓地の検討も必要となっています。

## 目標　ー目指す姿

市民の誰もが地球環境問題に対する意識を高め、不法行為や公害等のない快適な生活環境が保全されている社会を目指します。

## 施策の体系

### ◇ 生活環境の整備と保全

- (1) 地球環境保全への取組み
- (2) 地域環境対策
- (3) 新田原基地周辺対策
- (4) 市営墓地の適正な管理及び整備

## 施策の方向

### (1) 地球環境保全への取組み

地球環境の保全は、世界的取組みが必要な課題ですが、現在の市民生活や事業活動から見直していかなければならない問題もあります。このため、市民、事業者、行政が省資源・省エネルギー対策に取組むとともに、それぞれの立場から地球環境保全に向けての自主的な取組みが行われるよう、環境学習等を通じた啓発や情報の提供を行い、環境保全活動の促進に努めます。

地球温暖化防止対策については、二酸化炭素などの温室効果ガス<sup>\*</sup>の排出を削減するため、化石燃料<sup>\*</sup>の使用を節約する取組みや、低公害車の導入などを普及啓発していきます。

また、太陽光発電など、温室効果ガスを出さない新エネルギーの利用を図ります。

### (2) 地域環境対策

屋外焼却行為、悪臭、騒音、水質汚濁等の公害については、保健所や関係機関との連携の下、その防止と啓発に努めます。

不法投棄については、クリーンキーパーによる監視強化、警察や関係機関との連携を図りながら、原因者の特定に努め、法的対応も含めた適切な対処を実施します。また、ボランティアによるクリーン活動の支援に努めます。

空き家、空き地等は、所有者等に第一義務的な管理責任があることから、空き家等の管理については、所有者等への指導等を徹底するとともに、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく対策を進めます。

### (3) 新田原基地周辺対策

航空自衛隊新田原基地の航空機騒音対策については、防音工事実施基準の拡大など制度の改善・拡大を国に求めるとともに、地域産業振興のための施策を含め、騒音地域の生活環境の保全と整備に努めます。

### (4) 市営墓地の適正な管理及び整備

市営墓地の適正な管理を図るとともに、合葬式墓所も含めた新たな市営墓地の整備を検討していきます。

#### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球温暖化防止のための取組みを推進します。</li> <li>○太陽光等の新エネルギーの普及啓発に努めます。</li> <li>○公害防止対策や不法投棄対策に努めます。</li> <li>○空き家等対策の推進に努めます。</li> <li>○市営墓地の適正な管理と整備に努めます。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民一人ひとりが地球温暖化防止の意識をもって、電気や水の節約などの省エネルギーに積極的に取組みましょう。</li> <li>○事業者は、事業活動に伴う温室効果ガス*の排出削減に積極的に取組みましょう。</li> <li>○騒音発生、屋外焼却など近隣に迷惑となる行為やごみのポイ捨て、不法投棄をやめましょう。</li> <li>○空き家、空き地等の適正な管理を行いましょう。</li> <li>○みんなで協力して定期的な清掃など墓地内の環境美化に取組みましょう。</li> </ul>

## 第3節 明るく安全な地域社会づくり

### (1) 危機管理体制の強化

#### 現状と課題

本市の災害に関わる地理的特性としては、面積の約7割を占める山間部、一ツ瀬川水系に囲まれた平野部、地震が多発する日向灘等が挙げられ、風水害はもとより地震災害対策を含め全般的な防災体制の整備充実が求められています。

本市では、災害時における迅速かつ的確な情報伝達体系の整備充実などに取組んでいますが、大雨による浸水が予想される地域や急傾斜地をはじめとする多数の災害危険箇所、少ない自主防災組織\*など、地域防災分野の課題・問題点が残されています。

さらに、近年は外部からの武力攻撃やテロなど、これまで想定していなかったような不測の事態への対応が求められています。

このようなことから、自然災害をはじめとする多様な危機事象に迅速かつ的確に対応するため、危機管理体制の強化に努めるとともに、市民・地域・行政が一体となって防災に取組む必要があります。

### 近年における被災状況

発生年月日	原因	被害地域	被害総額 (百万円)
平成13年8月21日	台風11号	市内全域	5
平成14年7月25～27日	台風9、11号	市内全域	95
平成14年8月30日	台風15号	市内全域	94
平成15年5月13～14日	集中豪雨	市内全域	52
平成15年5月30～31日	台風4号	市内全域	53
平成15年8月8日	台風10号	市内全域	170
平成15年9月11～12日	台風14号	市内全域	49
平成16年6月20～21日	台風6号	市内全域	107
平成16年8月30～31日	台風16号	市内全域	528
平成16年9月7～8日	台風18号	市内全域	186
平成16年9月29日	台風21号	市内全域	394
平成16年10月20日	台風23号	市内全域	639
平成17年9月5～6日	台風14号	市内全域	3,858
平成18年6月26～27日	集中豪雨	市内全域	3
平成18年7月20～23日	集中豪雨	市内全域	144
平成18年8月17～19日	台風10号	市内全域	121
平成18年9月16～18日	台風13号	市内全域	33
平成19年8月2日	台風5号	市内全域	171
平成20年9月17～18日	台風13号	市内全域	9
平成20年9月30～10月1日	台風15号	市内全域	3
平成23年9月19日～20日	台風15号	市内全域	13
平成26年10月5日	台風18号	市内全域	92
平成26年10月12日～13日	台風19号	市内全域	88

資料：危機管理課調

## 目標 一目指す姿

いつ起こるかわからない災害や事故に対する危機管理体制が強化されるとともに、市民一人ひとりの防災意識が向上し、地域と一体となった防災活動が行われている災害に強い安全な社会を目指します。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
自主防災組織率(自主防災組織数／自治会数、%)	42	80	38ポイント増

## 施策の体系

### (1) 防災体制の充実強化

- ◇ 危機管理体制の強化
- 
- (2) 住民参画型防災施策の推進
- (3) 国民保護体制の整備

## 施策の方向

### (1) 防災体制の充実強化

災害発生が予測される場合あるいは災害が発生した場合の市民に対する迅速かつ的確な情報伝達を図るため、市防災行政無線※やハザードマップ※の活用などに努めます。また、災害時における応急対策や復旧対策については、ボランティア団体やライフライン※関係機関との連携強化が重要であることから、相互の情報提供や防災訓練の実施に努めます。

高齢者・障がい者等の災害時要支援者※については、その状況把握を行い、避難誘導等の体制整備を図ります。

また、災害が発生した場合の防災拠点となる公共施設を中心に、平常時から防災備蓄品の整備に努めるとともに、避難場所の確保や施設機能の充実を図ります。

浸水被害軽減については、関係機関とともに一ツ瀬川水系の河川整備や排水対策等を推進し、災害危険箇所については、ハザードマップにより的確に把握し、防災関係機関相互のデータの共有化を図りつつ、防災対策に努めます。

### (2) 住民参画型防災施策の推進

家庭・地域・職場などで形成される自主防災組織※は、地域における防災の大きな支えとなることから、既存組織の育成や新たな組織の設立促進に努めるとともに、地域防災士※の育成にも努めます。

また、広報紙やパンフレット、ホームページ等により、市民の防災意識の啓発、あるいは防災知識や災害危険箇所・避難場所等の周知を図ります。

なお、災害を想定した迅速かつ的確な対応力を確保するため、関係機関との連携による防災訓練を実施します。

### (3) 国民保護体制の整備

武力攻撃事態などの緊急時の対策が円滑に行えるよう、国・県をはじめ自衛隊や医療機関などの関係機関との協力・支援体制の整備・充実に努めるとともに、国民保護法に対する市民の意識啓発に取組みます。

#### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○迅速かつ的確でわかりやすい防災情報の提供や災害時要支援者※対策など、防災対策の充実に努めます。</li> <li>○関係機関との連携強化を図り、災害による被害軽減対策や市民の防災意識の向上に努めます。</li> <li>○自主防災組織※や地域防災士※の育成を図ります。</li> <li>○関係機関との協力・支援体制の整備・充実により、国民保護のための体制整備に努めます。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織や防災ボランティアに参加するなど、自主的な防災活動に取組みましょう。</li> <li>○地域防災士を取得するなど、防災に関する知識や意識の向上に努めましょう。</li> <li>○避難場所や緊急連絡先を家族で共有し、台風や地震等に対する備えに努めましょう。</li> <li>○防災訓練等に積極的に参加しましょう。</li> <li>○企業は自主的に防災対策に取組みましょう。</li> <li>○国民保護のための措置の実施に関し、協力しましょう。</li> </ul>

### (2) 消防救急体制の強化

#### 現状と課題

消防機関は、各種災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、迅速かつ的確な消防行政を推進しています。しかし、火災をはじめとする各種災害は、社会環境の変化などによりますます複雑多様化かつ大規模化しており、災害や事故における不断の備えの重要性はますます高くなっています。本市では、これらに的確に対応していくため、消防施設・資機材の充実や専門的知識を習得した人材の育成など、消防力の一層の充実強化を図る必要があります。また、市町村消防の広域化により、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と消防体制の基盤強化が期待されています。

地域の防災リーダーとして大きな役割を担っている消防団は、常備の消防力では対応の困

難な大規模災害等には欠くことのできない存在ですが、近年の社会環境の変化等に伴い、団員の減少や高齢化等大きな課題に直面しており、団員の処遇改善など活動環境の整備が求められています。



### 消防団員数の状況

平成27年4月1日現在

区分	管轄区域	実質人員 (人)
団本部	—	23
第1分団	東米良地区	54
第2分団	穂北地区	151
第3分団	妻北地区	84
第4分団	妻南地区	115
第5分団	三納地区	90
第6分団	都於郡地区	117
第7分団	三財地区	127
合計		761

資料: 消防本部調

### 目標　一目指す姿

市民の生命、身体及び財産が火災等から保護されるとともに、災害が防除され、また、災害による被害が軽減されている社会を目指します。

**〈主要指標〉**

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
消防団充足率(%)	96.1	100.0	3.9ポイント増
住宅用火災警報器設置率(%)	71.8	100.0	28.2ポイント増
救急救命士数(人)	18	22	4人増

**施策の体系****(1) 消防体制の整備**

- ◇ 消防救急体制の強化 ————— (2) 救急・救助体制の整備  
 (3) 火災予防体制の確立

**施策の方向****(1) 消防体制の整備**

市民のさらなる安全を目指すため、火災などの災害に迅速に対応できるよう消防車両や装備品等を計画的に整備し、消防力を強化するとともに、高度な専門的技能修得のための研修制度を充実して消防職員・団員の能力向上を図り、火災などの災害に的確に対応できるよう努めます。また、消防団員の活動環境の整備を図り「魅力ある消防団」づくりを推進します。

消防水利においては、各地域の実情に応じたより一層の適切な配置整備を推進し、有事の際、円滑な消防活動ができるよう整備を図ります。

また、消防力や財政基盤の強化により市民サービスの向上を図るため、消防広域化についても検討を進めます。

**(2) 救急・救助体制の整備**

高度化する救急業務に的確に対応するため、救急救命士の計画的な養成とともに、メディカルコントロール<sup>\*</sup>協議会を中心に救急隊員の資質の向上と病院間との連携を強化し、救命率の向上を図ります。また、自動体外式除細動器（AED）<sup>\*</sup>の使用法も含めた一般市民の応急手当の技能修得のための救急講習会を開催することによりプレホスピタルケア<sup>\*</sup>を充実して救命率の向上を目指します。

また、社会環境の変化で複雑多様化する各種救助事案に的確に対応できるよう、高度な技能を有する救助隊員を養成するとともに、救助用資機材等の充実を図ります。

**(3) 火災予防体制の確立**

火災予防の一層の普及を図り市民を火災から守り被害の軽減を推進するとともに、各種広報媒体を活用して市民や地域家庭における防火意識の高揚を図ります。また、防火対象

物や危険物施設などに対して防火査察を実施し、防火管理体制の指導強化を推進します。

さらに、火災による死傷者のほとんどは住宅火災によるものであることから、一般家庭への住宅用火災警報器設置徹底を積極的に推進して、火災の発生防止と被害の軽減を図ります。

### 役割分担

行政の役割	○複雑・多様化する災害に対応できる消防力の強化充実に努めます。 ○救急・救助体制の整備強化により救命率の向上に努めます。 ○市民の火災予防意識を高めます。
市民や企業等に期待すること	○応急手当の技能習得や一般家庭に住宅用火災警報器を設置しましょう。 ○企業は自主的な消火訓練や避難訓練に取組みましょう。

## 〔3〕交通安全対策

### 現状と課題

交通安全対策は、人命尊重の理念に立ち、交通事情に則して実施される必要があります。このような観点から、「人」・「車両等の交通機関」・「交通循環」について、相互の関連を考慮しながら、適正かつ効果的な施策を実施していくことが重要です。

近年、本市においても高齢者が被害者や加害者になるケースが増加しており、また飲酒運転も後を絶たないことから、市民一人ひとりが基本的な交通ルールを守り、交通マナーを高めることが一層求められています。

このため、本市では、西都市交通安全都市推進協議会を中心に、年4回の交通安全運動をはじめとして、年齢層に応じた交通安全教育を積極的に推進しています。今後も市民の理解と協力を得ながら、警察署や交通安全協会、その他の関係機関・団体とともに、交通安全活動に取組む必要があります。



## 後期基本計画

第2章 ● 安全で快適なくらしづくり

## 目標 一目指す姿

歩行者、自転車利用者、運転者が、交通ルールを遵守し、安全で快適な交通環境が整備され、交通事故のない社会を目指します。

## 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
交通事故発生件数(件／年)	207	160	47件減

## 施策の体系

## ◇ 交通安全対策

- (1) 交通安全施設の整備
- (2) 交通安全意識の啓発と被害者支援

## 施策の方向

## (1) 交通安全施設の整備

交通事故の多発している道路については、道路管理者、警察署等関係機関と協議のうえ、総合的な交通安全施設の整備を推進し、安全で安心、快適な交通環境づくりに努めます。また、通学路の整備を進め、通学児童・生徒の安全確保に努めます。

## (2) 交通安全意識の啓発と被害者支援

市民の交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、家庭、職場、地域で連携を図りながら、幼児から高齢者までそれぞれの年齢に応じた参加体験実践型の交通安全教育に努め、市の広報や街頭キャンペーンなどを通じ、交通安全の啓発を推進します。

また、交通被害者の支援を図るため、関係機関・団体との連携を図りながら、交通事故相談体制の充実に努めるとともに、市民への周知に努め、市民の利用を促進します。

## 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路の適正な管理や歩道・信号機等の交通安全施設の整備に努めます。</li> <li>○交通安全教育を通じて、市民の交通安全意識を高めます。</li> <li>○交通被害者の救済を図るため、交通事故相談体制の充実に努めます。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民は、交通安全活動へ積極的に参加するとともに、子どもや高齢者など交通弱者を保護し、交通事故のない社会に向けて地域ぐるみで取組みましょう。</li> <li>○企業は従業員等に対して交通安全教育や意識啓発に取組みましょう。</li> </ul>

## 〔4〕生活安全の確保

### 現状と課題

地域の安全は、地域社会の成熟度を示す基準の一つであり、市民が豊かでゆとりある生活を営む上で基盤となるものです。

近年の都市化・核家族化の進行に伴い、地域社会の絆が希薄となり、これまで備わっていた犯罪等の抑止機能が低下し、市民生活を脅かす犯罪が増加しています。また、犯罪被害者や家族・遺族等は、犯罪等の行為による直接被害にとどまらず、精神面や経済面での二次的被害を受け、深刻な状況にあります。

このため、市民と行政が一体となって、犯罪の起こりにくい地域社会の構築を目指すとともに、犯罪被害者に対する支援に努め、安全で安心な地域社会づくりを進める必要があります。

一方、市民の消費生活は、経済社会の多様化、国際化などに伴って急速に変化しており、消費者問題は複雑多様化し、幅広い領域に及んでいます。近年では悪質商法、特殊詐欺等が多発し、若年層や高齢者を中心に消費者トラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

本市においては、県消費生活センター、警察署等の関係機関と連携を図りながら、「くらしのアドバイザー」の相談業務、司法書士による相談窓口の開設や広報紙等による消費者啓発を実施し、事業者と消費者の取引において生じる様々なトラブルや苦情に対しての解決に向け、その支援に努めています。

今後は、市民が安心した消費生活を送れるよう、その自立を支援するとともに、苦情処理体制の充実により、消費者被害の未然防止と解決の支援を図る必要があります。

### 目標　一目指す姿

地域住民と行政が連携した地域安全活動の取組みや消費者保護対策の充実により、市民が安全で安心な生活を送れる社会を目指します。

### 施策の体系

- ◇ 生活安全の確保 ————— (1) 地域安全対策の推進  
(2) 消費者の保護

### 施策の方向

#### (1) 地域安全対策の推進

「自分たちの地域の安全は自分たちで守る」という意識のもと、西都地区地域安全協会を中心に関係機関との密接な連携を図りながら、地域住民と行政が一体となって地域安全活動の推進に努めます。

このため、地域安全運動等の広報・啓発活動等を実施し、市民の安全意識や連帯感の向上

を図ります。また、地域住民による地域安全活動が効果的に推進されるよう、警察による情報提供の支援など、関係機関と連携した施策の展開を図るとともに、地域自主防犯団体の青色回転灯によるパトロールなど地域見守り活動を積極的に促進します。

さらに、公益社団法人みやざき被害者支援センター、西都警察署犯罪被害者等支援連絡協議会など関係機関と連携し、犯罪被害者の相談体制の充実や犯罪被害者給付金制度<sup>\*</sup>の周知等の支援に努めます。

## (2) 消費者の保護

消費者を取り巻く環境の変化に対応して、消費者が安全・安心な消費生活を送れるよう、契約や商品・サービス等についての基本的な知識に関する情報提供や消費者啓発活動の一層の充実を図ります。

また、事業者と消費者との間で生じる様々なトラブルや苦情については、その処理の斡旋など相談体制の充実に努めます。

## 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域住民と行政が一体となって地域安全活動の推進に努めます。</li><li>○市民の安全意識や連帯感の向上を図ります。</li><li>○犯罪被害者等に対する精神的・経済的負担等の支援に努めます。</li><li>○消費者の知識の習得や問題意識を高めるため、消費生活情報の提供などの消費者教育、啓発活動の充実に努めます。</li><li>○消費生活に関する多様な苦情や相談に対応できるよう、相談体制の充実に努めます。</li></ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○市民は、「自分たちの地域の安全は自分たちで守る」という防犯意識を身につけ、鍵かけの実践等に努め、犯罪を予防しましょう。</li><li>○地域においては、防犯パトロール等の地域安全活動に取組みましょう。</li><li>○犯罪被害者の現状を理解し、地域ぐるみで犯罪被害者の支援に取組みましょう。</li><li>○市民は、自ら進んで消費生活に関する知識を習得するとともに、必要な情報を収集し、自己の責任のもと行動しましょう。</li><li>○企業は、商品や契約内容について適切な表示・説明を行うとともに、消費者の苦情に適切に対応しましょう。</li></ul>

## 第4節 移住・定住促進のための環境整備

### (1) 移住・定住促進のための環境整備

#### 現状と課題

本市の人口は、昭和35年の50,948人をピークに少子高齢化や若者の都市部への転出等により減少傾向が続いている、今後もさらに減少していくことが想定されています。

この人口減少によって、空き家や遊休農地の増加、ひいては労働力の低下による経済活動の縮小、地域コミュニティ機能の低下など、人口減少の悪循環の要因となっており、活力あるまちづくりへの影響も危惧されます。

このような状況の転換を図るために、これまで観光交流や企業の誘致、定住環境の整備などに取組んできましたが、人口減少を食い止めるには至っておりません。

また、近年、都市部においては、ふるさとでの生活や地方での新しい生活など地方への移住に対する関心が高まってきており、その受入体制の整備が急務となっています。

今後は、若い世代、子育て世代などの多様な世代が、本市へ行ってみたい、また居住してみたいと思えるような「さいとブランド」の創出を図りながら、移住・定住のための環境づくりを推進し、人口の若返りと活力あるまちづくりを図る必要があります。

#### 目標　一目指す姿

大都市や近隣市町村から多くの人達が移住・定住し、その人達が住んで良かったと思える社会を目指します。

#### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
年間移住件数 (件／年)	1.4 (H20～H26の 平均移住件数)	10	約7倍

※移住の定義：行政の支援を受けて市外から本市に移住する世帯を対象とする。

#### 施策の体系

(1) 「さいとブランド」の創出と情報発信

- ◇ 移住・定住の促進 ————— (2) 移住・定住とU・I・Jターンの促進  
(3) 県内大学等と連携した若者定着対策の推進

## 施策の方向

### (1) 「さいとブランド」の創出と情報発信

ひとを呼び込むまちづくりを進めるため、本市の地域資源である特産品・生産品・サービスの付加価値向上による地域発商品・サービスのブランド化に取組むとともに、本市の持つ貴重な自然、歴史、文化などを活かしながら、本市の地域イメージの向上と他自治体との差別化を図るために、「さいと」の魅力を発信し、地域ブランド化に取組みます。

### (2) 移住・定住とU・I・Jターンの促進

移住・定住に関心がある人に対し、本市ならではの移住環境の特性の創出に努めつつ、西都の魅力や雇用等の情報をわかりやすく提供していきます。また、お試し滞在の取組みや就労支援、若い世代・子育て世代の住宅取得の助成、二地域居住<sup>\*</sup>など多様なニーズに対応した住環境整備など、受入体制の整備を進め、本市への移住・定住とU・I・Jターン<sup>\*</sup>の促進を図ります。

### (3) 県内大学等と連携した若者定着対策の推進

地元への就職を促進するため、本市に立地する宮崎医療福祉専門学校及び宮崎県立産業技術専門校、県内に立地する大学等が市内企業・事業所と連携し、企業・事業所や地域社会が求める多様なニーズに対応した高度な人材を育成するとともに、卒業生に対し、市内企業や病院等の事業所への就職を促す取組みを推進します。

## 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域発商品・サービスのブランド化や地域ブランド化に取組み、「さいと」の魅力アップを図ります。</li> <li>○国や県の情報提供窓口との連携を図りながら、移住・定住等に関する情報提供に努めます。</li> <li>○多様な世代の居住ニーズに対応した住宅等の受入体制の整備など、移住・定住等を促進するための支援に努めます。</li> <li>○市内の専門学校、県内の大学等と市内企業・事業所との連携を図り、多様なニーズに対応した高度な人材育成と卒業生の市内での就職を促進していきます。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「さいとブランド」の創出に向け、市民総ぐるみで頑張りましょう。</li> <li>○市民は、移住者等を暖かく迎え入れるとともに、「空き家バンク」等への情報提供などに協力しましょう。</li> <li>○住宅関連企業は、本市に住宅や住宅団地の整備に努めましょう。</li> <li>○市内の専門学校や県内の大学等と地元の企業・事務所とが連携し、積極的に若者の地元定着を図りましょう。</li> <li>○企業・事務所と就職希望者の雇用条件等のマッチングに配慮した魅力ある職場づくりに取組みましょう。</li> </ul>

## 第3章

魅力と活力にあふれた産業づくり

## 第3章 魅力と活力にあふれた産業づくり

市民生活の安定充実、就労の場の確保、交流人口の増加、地域の活性化など魅力と活力にあふれたまちづくりを目指すため、恵まれた立地特性等を活かし、基幹産業である農業を中心に総合的視野に立った産業の振興を図ります。

このため、永続性と活力ある農林水産業、商工業、観光交流の振興を目指した活性化策を推進するとともに、それらの各産業をお互いに有機的に連携させ、6次産業化\*や地域特性を活かした新たな産業及び就労の場の創出を図るとともに、「食の拠点」の整備を推進します。

### 基本施策③ 魅力と活力にあふれた産業づくり

#### 第1節 農林水産業の振興

##### (1) 農業の振興

- (1) 農業・農村基盤の整備
- (2) 担い手育成と生産組織の整備
- (3) 農業経営の高度化
- (4) 農畜産物の振興
- (5) 環境保全型農業の推進

##### (2) 林業の振興

- (1) 育林対策と林業基盤の整備
- (2) 林業就労対策と生産組織の整備
- (3) 林産物生産加工・流通体制の整備

##### (3) 水産業の振興

- (1) 内水面漁業の振興

#### 第2節 商工業の振興

##### (1) 商業の振興

- (1) 経営体質の強化
- (2) 活気のある商店街づくりの推進

##### (2) 工業の振興

- (1) 経営基盤の強化
- (2) 地場産品の開発と販路拡大

##### (3) 企業誘致と雇用促進

- (1) 企業誘致の推進
- (2) 就労支援の推進

#### 第3節 勤労者福祉の推進

##### (1) 勤労者福祉の推進

- (1) 勤労者福祉施設の充実
- (2) 勤労者福祉制度の活用促進

#### 第4節 観光交流の振興

##### (1) 観光交流の振興

- (1) 周遊型、滞在型観光の創出
- (2) 観光資源・施設の整備
- (3) 観光イベント等の推進
- (4) スポーツランドの推進
- (5) グリーン・ツーリズム等の推進
- (6) 観光宣伝活動の推進
- (7) 都市間交流の推進

## 第1節 農林水産業の振興

### (1) 農業の振興

#### 現状と課題

本市の基幹産業である農業については、農畜産物の輸入増加や国内における産地間競争、多様化する消費者ニーズ、環境の保全等に対応するため、近代農業を目指したほ場整備、各種農業近代化事業による生産基盤の整備、暖地の特性を活かした農業経営の確立などを進めてきました。また、担い手対策として、「西都市農業活性化センター」を中心に、認定農業者※、農業後継者及び農業生産法人※への指導育成、集落営農の組織化・法人化等に努めてきました。

しかしながら、長期に及ぶ景気低迷、農業従事者の担い手不足や高齢化、遊休農地や耕作放棄地の増加、TPP※等の国を越えた産地間競争、燃油・農業資機材の高騰など、農業を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。

このため、土地改良区の育成強化や農村環境の整備、若者の就農促進や集落営農組織への支援などによる担い手の育成、新品目の導入や加工用農産物のための畑作振興を進めながら、魅力ある農業を確立していく必要があります。

また、平成22年の口蹄疫、鳥インフルエンザなどの発生を教訓とした防疫体制の整備、「土づくり」を重視した良質堆肥の生産及び適正施用などによる環境保全型農業※の実現に力を入れ、農畜産物の安全性を消費者にPRし、安全で安心な「さいとブランド」を確立する必要があります。

農家数及び経営耕地面積の推移

区分	平成12年	平成17年	平成22年
総農家数（戸）	2,720	2,504	2,255
販売農家数（戸）	専業農家	1,022	958
	第一種兼業農家	548	464
	第二種兼業農家	749	632
	計	2,319	2,054
自給的農家数（戸）	401	450	449
販売農家人口（人）	9,963	8,372	6,821
販売農家農業就業者数（人）	6,713	5,726	4,945
販売耕地面積(ha)	田	2,444	2,312
	畑	1,176	1,131
	樹園地	152	154
	総面積	3,771	3,597
販売農家1戸当たり平均耕地面積(ha)	1.39	1.44	1.55

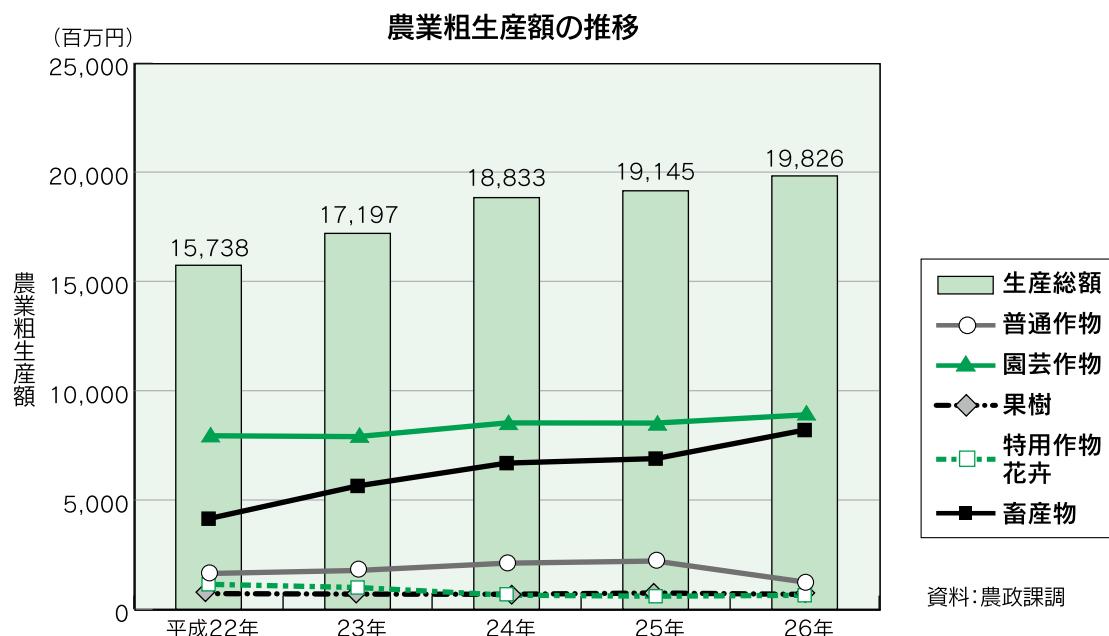
※販売農家：経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

※自給的農家：経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

資料：農林業センサス

## 後期基本計画

## 第3章 ● 魅力と活力にあふれた産業づくり

**目標** 一目指す姿

農業生産と環境が調和し、消費者に支持される安全で安心な競争力のある産地が形成され、多様な担い手による元気な地域農業が展開される社会を目指します。

**〈主要指標〉**

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
耕作放棄地面積(ha)	78	36	42ha減
認定農業者(経営体)	809	809	現状維持
農業生産法人数(経営体)	30	42	1.4倍

**施策の体系**

## ◇ 農業の振興

- (1) 農業・農村基盤の整備
- (2) 担い手育成と生産組織の整備
- (3) 農業経営の高度化
- (4) 農畜産物の振興
- (5) 環境保全型農業の推進

## 施策の方向

### (1) 農業・農村基盤の整備

食料・農業・農村基本法に沿って、国際化や経営規模拡大に対応できる農業経営を目指し、農業生産基盤の整備や拡充、農村生活環境の整備を進めます。また、農地の特性を活かした国土保全・既存施設の更新及び維持管理を図ります。

農業用施設については、農道や用排水路等の計画的な整備改良を行い、農村生活環境の改善を図ります。

土地改良区は、農業農村整備の実施、あるいは造成された土地改良施設の適正な維持管理を行う上で重要な役割を占めていることから、合併を促進し、その運営強化に努めます。

また、農村の持つ多面的機能の適切な保全管理を推進します。

### (2) 担い手育成と生産組織の整備

#### ①担い手育成

意欲的な地域の担い手農家が、自ら定める農業経営改善計画を達成できるよう、様々な支援を行うとともに、認定農業者<sup>\*</sup>の掘り起こしや再認定の推進を図ります。

また、新規学卒者やU・I・Jターン<sup>\*</sup>希望者等を対象に、就農意欲を高めるため、農業体験事業の充実や農業・農村生活の魅力を積極的にPRするとともに、新規就農者にとって働きやすい環境を整備するため、就農支援体制づくりを推進します。

さらに、女性が主体的に農業経営に参画し、共同経営者としての能力を十分に発揮できる環境づくりを進めるとともに、安定した農業経営体を育成するため、家族経営協定<sup>\*</sup>の締結を積極的に促進し、世帯員の就業条件、経営における役割分担等を明確にし、農業就業への意欲の高揚を図ります。

#### ②生産組織の整備

農家の創意と工夫をもとに、農業用機械・施設の共同利用、農作業の受委託、栽培に関する技術交流等の相互補完体制を構築し、県やJA西都等の関係機関・団体と一緒にとなって、効率的で高い技術を持った組織づくりを推進します。

畜産農家においては、高齢化等に伴う労働者不足の解消、休日の確保等を図るためのヘルパー組合の組織体制の一層の充実と強化を支援します。また、耕種農家においては、休日の確保や臨時の労働力確保を図り、安心して経営に取組めるよう、その支援体制づくりを推進します。

さらに、集落の活性化を図るために、集落ぐるみで営農を担う集落営農<sup>\*</sup>組織の育成と法人化を推進します。また、大規模農家等については、雇用型の企業経営を目指す農業生産法人<sup>\*</sup>の育成を図ります。

### (3) 農業経営の高度化

バイオテクノロジー<sup>\*</sup>等の先端技術を取り入れた栽培技術の確立、優良品種の選定、作物に適した土づくり、新品目等の導入により、生産性や収益性の高い経営を推進します。

また、農業経営の安定化と合理的な経営方式を確立するため、各農家における簿記記帳と経営分析を推進するほか、認定農業者制度等による農業改善計画に基づき、経営感覚に優れた担い手の育成を図ります。さらに、優良農家、企業経営者、女性リーダー等による研修の場を設けるとともに、状況により農業制度資金等を活用しながら経営改善を図ります。

#### (4) 農畜産物の振興

##### ① 農産物の振興

水稻については、経営所得安定対策を有効に活用するとともに、農作業受委託組織を育成・活用することにより、低コストの生産経営を目指します。大豆・飼料作物については、本市の土地利用型作物として推進し、需要に対応した生産と品質の向上・安定を図ります。

暖地を活かした施設野菜は、本市の農業の主力品目ですが、栽培施設の老朽化が進んでいることから、国・県の補助事業を活用しながら、施設の建て替え、補強及び改良等も視野に入れて老朽化対策に取組みます。更に、燃油価格の高騰に伴って、農業経営コストが増大していることから、省エネ設備の導入推進を行い、コスト削減を図ります。また、近年の野菜輸入量の増加、国内外の産地間競争の激化等による価格の低迷への対応策として、新品目・新作型等の導入を検討し、周年出荷体制を確立するとともに、国内の重要な農産物の生産基地を目指します。

露地野菜については、消費者ニーズに対応した畑作振興の推進や新品目の導入を図り、周年生産出荷体制を確立するとともに、有機肥料の使用や陽熱処理<sup>\*</sup>等による連作障害の回避、輪作体系の確立、作柄の安定化に努めます。

果樹については、栽培条件や需要動向等を考慮し、消費者ニーズにあった栽培方法の確立や新品目の導入に向けて大学や関係機関・団体等と連携を図りながら、積極的に研究・検討を行うとともに、生産組織の強化、出荷体制の整備を推進します。

また、施設果樹については、燃油価格の高騰に伴って、農業経営コストが増大していることから、国・県の補助事業を活用しながら省エネ設備の導入推進を行い、コスト削減を図ります。

特用作物のうち、葉たばこについては、共同利用施設の有効活用及び乾燥技術の向上並びに生産者個々の生産技術の高位平準化を図り、省力化・高品質化生産を推進します。茶については、老園化による茶葉の品質低下や燃油価格の高騰に伴って、農業経営コストが増大していることから、国・県の補助事業を活用しながら、優良品種への改植や省エネ設備の導入推進を行うとともに、各種品評会の出展への支援を行い、西都茶のブランド確立を目指します。

花卉については、温暖多照な気象条件を活かし、消費者ニーズの動向を把握しながら、関係機関・団体等と連携を図り、栽培技術の確立、栽培品種の検討や積極的な情報発信を行うとともに、各種品評会への出展を推進し、産地維持・拡大に努めます。

## ②畜産の振興

畜産については、本市に甚大な被害をもたらした平成22年の口蹄疫により繁殖農家及び繁殖雌牛が大きく減少したので、畜産担い手の育成・確保、増頭対策に努めるとともに、口蹄疫を二度と発生させないため、飼養衛生管理基準の徹底を図り自衛防疫体制の強化に努めます。

また、国内の産地間競争は一層激化していることから、優良家畜の導入や飼養管理技術の向上を図り、畜産物の品質向上と地域ブランドの確立に努めるとともに、適正な飼養管理による安心で安全な畜産物の生産に努めます。

## ③高付加価値化産品の開発と普及

地元で生産された農畜産物の有効活用を図るため、6次産業化<sup>\*</sup>を目指す農家や農畜産物加工グループなどの意欲的な活動を、国や県等と連携を図りながら支援し、付加価値のある市場性の高い加工品の開発を促進するとともに、加工関連企業の誘致を推進します。

また、各種展示会やイベント等の開催により加工品のPRを行うとともに、多様化する消費者ニーズの的確な把握に努めます。

## ④流通体制の整備と販売対策

流通体制については、東九州自動車道を活用した農畜産物輸送体制の整備を図り、効率的な長距離輸送システムの確立に努めます。また、輸送コストの低減についても、関係機関・団体等と連携を図りながら検討します。

販売対策としては、消費者が求める安全・新鮮・美味な農畜産物や加工品を供給することを基本に、トレーサビリティシステム<sup>\*</sup>を活用した品質管理体制の普及を図るとともに、消費者ニーズに対応した包装、規格等を確立し、「さいとブランド」として安定供給できる販売戦略を推進します。

また、トップセールスの展開やメディアの活用を図るとともに、大消費地や量販店等に対する宣伝活動を推進します。さらに、販売・PRを拡大するための都市部における産直コーナー等の整備や、市内における「食の拠点」の整備を推進するとともに、観光PRと合わせた「さいと物産・観光フェア」の開催などにより、本市の農畜産物・加工品のPRに努めます。

さらに、「さいとふるさと産業まつり」等の各種イベントにおいても積極的なPR活動を行い、県内外の消費者に対し「さいとブランド」の認知・普及を図ります。

## ⑤鳥獣害対策

野生動物や野鳥による農作物等への食害が深刻になっている地域については、野生動物等の保護に配慮しながら、防護柵や防除ネットの設置、動物の捕獲・駆除等の鳥獣害対策に努めます。

また、捕獲した有害鳥獣の有効活用についても検討します。

## (5) 環境保全型農業<sup>\*</sup>の推進

### ①安全安心型農業の推進

自然循環機能を活かしながら適正な施肥、防除を推進するとともに、環境への負担軽減に配慮した生産技術に努め、安全で安心な農畜産物の生産向上を目指します。このため、家畜排せつ物処理施設や堆肥化施設の整備に努め、良質な堆肥の生産技術の向上及び耕種部門への安定供給を図ります。

また、JA西都の土壌分析室、JA宮崎経済連の農産物検査センターを積極的に活用するとともに、堆肥の施用による土づくりを推進します。

さらに、安全安心で高品質な農畜産物を消費地へ安定供給し、消費者の信頼を得られる地域ブランドを確立できるよう、生産者意識の向上とともに、環境保全型農業を実践するエコファーマー<sup>\*</sup>の育成を図ります。

### ②農業廃棄物の適正処理

農業用の廃プラスチック等の廃棄物処理については、集積所への完全収集や不法投棄等に対する指導を徹底するとともに、デポジット制度<sup>\*</sup>の周知と生産者の意識啓発を図り、農業廃棄物の適正処理及びリサイクルを推進します。

## 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○農地や農業用施設などの農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、農村生活環境の改善を図ります。</li><li>○優良な認定農業者<sup>*</sup>の育成や女性就農者が働きやすい環境づくりを図ります。</li><li>○集落営農<sup>*</sup>組織や農業生産法人<sup>*</sup>など、地域農業を支える新たな農業経営組織を育成します。</li><li>○遊休農地及び耕作放棄地の情報提供や有効利用のための調整に努めます。</li><li>○農地の集積・集約化を推進し、遊休農地及び耕作放棄地の発生防止に努めます。</li><li>○消費者ニーズに対応した新品目・新作型の開発、安定化を図り、周年生産出荷体制の確立に努めます。</li><li>○燃料高騰対策として、省エネ設備の導入推進を行います。</li><li>○防疫体制の強化と安全・新鮮・美味な農畜産物の供給を図り、「さいとうブランド」の確立に努めます。</li><li>○繁殖雌牛の増頭、更新を推進するとともに、畜舎の整備を推進し、肉用牛生産基盤の強化に努めます。</li><li>○地元農畜産物を活用し、付加価値の高い加工品の開発を推進します。</li><li>○本市の観光情報とあわせ、農畜産物・加工品を市内外に積極的にPRし、販売拡大を図ります。</li><li>○環境への負担を軽減する生産技術の確立に努めます。</li><li>○環境保全型農業に取組む農業従事者や団体の育成に努めます。</li></ul>
-------	--

市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遊休農地や耕作放棄地を増やさないよう、農地の有効活用に努めましょう。</li> <li>○認定農業者や農業生産法人等は、農業経営の改善と目標の達成に努めましょう。</li> <li>○地域農業の将来についてみんなで考え、集落営農の組織づくりなど、より効率の良い元気な農業経営を図りましょう。</li> <li>○農業経営の企業的経営手法を導入し、低コスト化、省力化に努めましょう。</li> <li>○国内外の产地間競争に勝ち残れるよう、防疫意識を高め安全・新鮮・美味な「さいとブランド」の農畜産物づくりに努めましょう。</li> <li>○本市の安全で安心な農畜産物の生産に理解を深めるとともに、市内外に向け、観光情報とあわせたPRに積極的に取組み、消費拡大に貢献しましょう。</li> <li>○生産者自らの意識改革により、安全・安心で高品質な農畜産物づくりに努めましょう。</li> <li>○農業用廃プラスチックは集積所へ搬入し、不法投棄はやめましょう。</li> </ul>
---------------	--

## (2) 林業の振興

### 現状と課題

森林は、木材生産だけではなく、国土保全・水源のかん養、地球温暖化の防止、保健休養、文化活動の場など、多面的な機能を有しています。

本市の面積のうち約77% (339km<sup>2</sup>) は森林であり、うち国有林が114 km<sup>2</sup>、民有林が225 km<sup>2</sup>となっています。民有林のうち、人工林率は約50%であり、人工林は8齢級（40年生）以上が約75%を占めており、伐期を迎えた森林や今後迎える森林が多くなることから、伐採に伴う未植栽地の増加が予想されます。また、近年の外材の輸入増加等により、長期にわたる材価の低迷や過疎化・高齢化の進行などから管理の行き届かない森林も増加しています。今後は、森林資源の循環利用に適切に対応した森林の整備と管理が必要になっています。

市管理の民有林林道については、これまでに30路線（約151km）を整備し、計画的な管理を実施しています。これらの林道の多くは、林業に限らず山村集落における生活道路としても用いられていますが、風化浸食による落石、緑化保全工法が用いられていないことによるのり面の崩落等が頻発し、通行に支障を来たす場合が多くなっています。

また、森林については、児湯郡内に木質バイオマス発電所が2か所建設され、加えて大型製材工場の日向市進出による原木需要の高まりから木材価格の若干の上昇はみられるものの、木材価格が依然として低迷している状況にあります。また、伐期を迎えた森林の増加により伐採面積が増えていますが、県内全域で伐採跡地の造林に必要な苗木不足から計画的な再造林を進めて行くうえでの課題となっています。このため、林内路網を計画的に整備推進し、林業労働力の軽減、コストの低減を図る必要があります。

## 後期基本計画

### 第3章 ● 魅力と活力にあふれた産業づくり

育林活動及び素材生産においては、林業従事者の後継者不足と高齢化が急速に進行しており、また、高度な林業技術取得者など、質の高い技術を有する林業従事者の減少も見られます。今後、伐期を迎える森林の増加に対応して、労働環境の改善や就労条件の改善による林業労働力の確保と、林業従事者の技術・技能の向上を早急に図る必要があります。

さらに、素材生産量の増加に対応するため、安価で質の高い木材の生産・流通を促す、一貫した生産加工体制の整備が求められています。

特用林産物<sup>\*</sup>であるシイタケ、タケノコ等については、東米良地区を中心に高品質化や経営規模の拡大、栽培の省力化が図られ、地域ブランドの確立に向けた取組みが行われています。今後は、加工品も含めたさらなる販路の拡大や確保が必要です。

### 目標　ー目指す姿

森林・林業を支える担い手の安定した確保とともに、森林の適正な整備や維持管理が行われ、安定供給のための林産物生産加工・流通体制が整った社会を目指します。

#### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
作業道開設延長(km)	406	410	4 km増
林家数(世帯)	75	75	現状維持

### 施策の体系

#### (1) 育林対策と林業基盤の整備

- ◇ 林業の振興 ————— (1) 育林対策と林業基盤の整備  
 (2) 林業就労対策と生産組織の育成強化  
 (3) 林産物生産加工・流通体制の整備

### 施策の方向

#### (1) 育林対策と林業基盤の整備

##### ①造林及び育林の推進

公益的機能<sup>\*</sup>の発揮に対する要請と多様な木材需要への対応を図るために、長伐期施業<sup>\*</sup>、複層林施業<sup>\*</sup>への誘導、自然の力を活かした施業、除・間伐の重視、伐採跡地の造林指導など、育林に関わる適正な管理・指導を行います。

分収林については、木材価格の低迷や分収林権者の高齢化の対応について森林所有者や関係機関と協議を行います。

## ②生産基盤の整備

市管理の林道については、既存林道の整備改修及び安全施設の整備を進め、輸送力の向上と輸送の安全を図ります。

県営開設林道事業における銀鏡・小川線については、早期完成に取組み、生産基盤の強化を図ります。

また、作業道については、木材の搬出や生産効率の向上を図る等きめ細やかな森林施業を実施するため開設を推進し、既設の作業道についても適正な維持管理を推進します。

## ③山村生活環境の整備

山間部の集落においては、集会所や生活道路の安全施設等の整備など、生活環境の整備を図ります。また、治山・治水事業等による集落の防災面の整備を推進します。

野生動物による農林産物等への食害が深刻になっている地域については、野生動物等の保護に配慮しながら、防護柵や防除ネットの設置、動物の捕獲・駆除等の鳥獣害対策に努めます。

また、捕獲した有害鳥獣の有効活用についても検討します。

## (2) 林業就労対策と生産組織の育成強化

### ①担い手の育成と確保

林業従事者の育成に当たっては、各種林業技術研修への参加や資格取得に対する支援を行い、林業技術における技術・技能の向上を図ります。また、作業者の健康診断、雇用関係の改善、林業担い手総合対策基金事業を活用した共済制度の加入金助成など、林業の担い手を育成するまでの労働環境の整備に努めます。さらに、林研グループの育成や地域ごとの座談会の開催、後継者の組織化を推進し、担い手の育成と確保を図ります。

### ②生産組織の育成強化

森林組合による経営基盤の強化、各種作業の受委託の実施等、林業生産活動の拡充を図るとともに、作業班の育成強化を支援します。

## (3) 林産物生産加工・流通体制の整備

### ①木材の流通加工体制の整備

今後増加が見込まれる市内の素材生産に対応しながら木材の需要拡大を促進するため、素材生産から市場、加工施設、製材業者等との連携強化等を図ります。また、高性能機械の導入や加工流通等に必要な施設の整備や間伐材、廃材を利用した木質バイオマス<sup>\*</sup>の有効活用などの新たな分野への取組みを検討するほか、公共施設の木造化及び内装木質化に努め、木材利用促進と林業の持続的かつ健全な発展を推進します。

### ②特用林産物の振興

シイタケ、タケノコ等の特用林産物<sup>\*</sup>については、高品質化を図り、「安全・安心・本物」といった市場ニーズに合った販売体制の整備に努めます。

## 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林の循環利用や公益的機能※等の多面的機能の持続的な発揮に配慮した森林の整備・保全に努めます。</li> <li>○輸送力の向上、輸送の安全、作業効率の向上を図るため、適切な林道の整備・維持管理を推進します。</li> <li>○林業従事者の育成を支援し、技術・技能の向上を図ります。</li> <li>○林業従事者の労働環境や福祉を改善し、担い手の育成・確保を図ります。</li> <li>○森林組合による経営基盤の強化、林業生産活動の拡充など、生産組織の整備を図ります。</li> <li>○木材需要の拡大を図り、生産から加工、流通までの施設整備や連携強化を図ります。</li> <li>○専用林産物の高品質化を図り、地域ブランドの確立、販路の拡大に努めます。</li> <li>○木質バイオマスの有効活用に努めます。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林の持つ多面的機能について認識を深めるとともに、森林の適正な整備・保全に努めましょう。</li> <li>○林業従事者は、技術・技能の向上に努めるとともに、自ら経営改善や経営基盤の強化に取組みましょう。</li> <li>○森林の大切さを理解し、地域ぐるみで森林を守り育てる活動に参加しましょう。</li> <li>○市民は木材の消費拡大に貢献しましょう。</li> <li>○木材関連業者の連携を強化し、木材の利用を拡大させましょう。</li> <li>○しいたけの高品質化、生産性の向上に努めましょう。</li> </ul>

## 〔3〕水産業の振興

## 現状と課題

本市の河川・湖沼においては、近年、水質の悪化や自然災害等による魚種・漁量の減少が見られます。このような状況の中、チョウザメの養殖などが一部では行われるようになったものの、本市の内水面漁業では、養殖業者の減少や規模縮小などの影響が出ており、養殖業の育成、水産資源の活用・推進を図ることが望まれています。

また、河川漁場についても、一ツ瀬川及び支流の三財川、三納川を中心として、アユ・鯉・鰻・ヤマメ等の豊富な魚場があるものの、水質汚濁による環境の悪化、護岸・砂防工事等による生息域の減少により、魚量の低下を招いています。今後は、魚量の自然増加につながる有効な生息環境の整備を図ることが必要です。

さらに、コイヘルペスウイルス病の再発防止のため、河川等の巡回監視を実施することが必要です。

## 目標 一目指す姿

水環境の保全を図りながら、魚の良好な生息環境が整備・維持され、漁業資源が豊かな内水面を有する社会を目指します。

### 施策の体系

◇ 水産業の振興 ————— (1) 内水面漁業の振興

### 施策の方向

#### (1) 内水面漁業の振興

##### ①稚魚放流の推進

主要河川である一ツ瀬川、三財川、三納川等において、アユ等の稚魚を積極的に放流し、漁業資源の拡大を図ります。また、漁業関係者と遊漁者等との共存を図るため、漁業・魚種に関する規制や資源確保の趣旨についての普及指導に努めます。

##### ②養殖漁業の振興

養殖業の振興のため、内水面の適正な利用の促進や、河川湖沼の漁場環境の保全に努めます。また、良質な稚魚の安定的な確保等により、養殖業者の育成を図ります。

### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁業・魚種に関する規制等により、漁業関係者と遊漁者等の共存を図ります。</li> <li>○稚魚の放流を推進し、漁業資源の拡大を図ります。</li> <li>○養殖漁業の振興を図り、内水面の適正な利用促進や漁場環境の保全に努めます。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁業資源を守り育てる意識をもち、魚の乱獲や外来魚の放流はやめましょう。</li> <li>○河川湖沼の漁場環境の保全に努めましょう。</li> <li>○養殖漁業者は、環境や経営基盤強化に配慮した漁業経営に努めましょう。</li> </ul>

## 第2節 商工業の振興

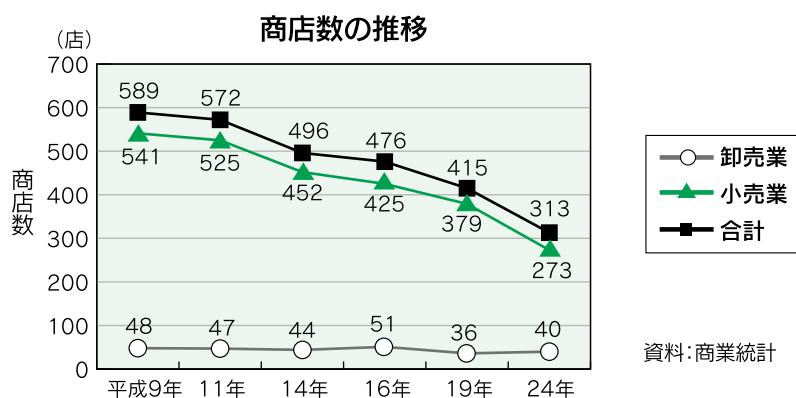
### (1) 商業の振興

#### 現状と課題

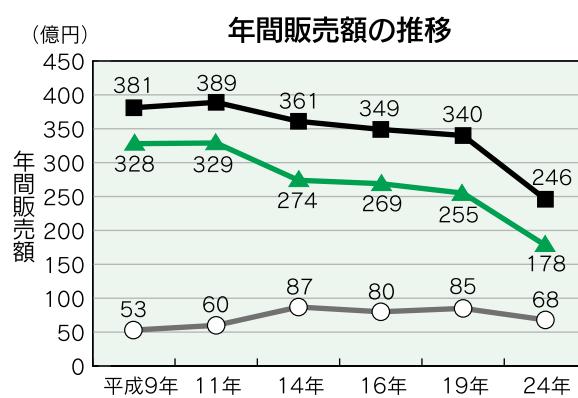
本市の商業は、平成24年2月1日現在、商店数が313店、従業者数が1,484人、年間販売額が246億円となっており、平成19年時と比較して、商店数が75.4%、従業者数が73.2%、年間販売額が72.3%に減少しています。特に、小売業におけるそれらの数値の減少が顕著です。

中心市街地の小売業については、大規模小売店が交通の利便性の高い幹線道路沿いに進出したことや、コンビニエンスストア、ディスカウント店が出店したことなどによる影響を受け、空き店舗が増加するなど、危機的な状況にあります。さらに、宮崎市への大型ショッピングモールの進出もあり、依然として、消費者の購買力は宮崎市等の商圈へ流出しています。

今後、さらに道路交通網の整備が進み、商圈の広域化や郊外への大型店の出店が続くことが予想され、本市の商業は、さらに厳しい経営環境に立たされることとなります。また今後は、人口減少社会や少子高齢社会などの社会的課題に対応したまちづくりを進めていくため、平成24年3月に作成したまちづくりビジョンの構想プランの実現に向けて取組む必要があります。



資料:商業統計



## 目標 一目指す姿

消費者ニーズに対応した日常生活に必要な商品やサービスの提供がいつでも受けられ、地域住民が活発に交流する、環境や人にやさしい安心・安全で人と人の心がふれあうにぎわいのあるまちづくりや商店街が身近にある社会を目指します。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
年間商品販売額(億円)	246	246	現状維持

## 施策の体系

- ◇ 商業の振興
  - (1) 経営体質の強化
  - (2) 活気のある商店街づくりの推進

## 施策の方向

### (1) 経営体質の強化

本市の商業を取り巻く厳しい経営環境に対応するため、商工会議所や商工会と連携しながら、次代を担うリーダー・後継者の人材育成を図ります。また、商店の組織化、店舗の共同化、協業化を促進するとともに、中小商業者の経営相談や記帳指導、後継者対策等を推進し、経営基盤の強化を図ります。

さらに、事業資金を円滑にし、商工業の振興を図ることを目的として本市が設けている「中小企業特別融資制度」、「小規模事業者融資制度」については、今後も継続し、利用しやすい制度づくりを図ります。また、国・県の融資制度についても、その周知・活用を図ります。

西都商工会議所、西都市三財商工会、市内金融機関等と連携をとり、創業支援事業計画に基づく連携型創業相談支援ネットワークの運営により、きめ細やかな支援を行うことで起業・創業者の経営体質の強化を目指します。

### (2) 活気のある商店街づくりの推進

活気のある商店街づくりを推進するため、商工会議所、商工会との連携を図りながら、空き店舗対策や新たな商店街支援策について検討し、実施します。また、国・県等の助成金を活用し、魅力や個性あふれる商店街づくりを推進します。

中心商店街については、西都原と中心市街地を結びつけるためのワークショップ※や地元商店街との会議を通じながら、新たな事業・支援策について意見交換、検討、協議を行い、商工団体やその他の関係機関と連携をとりながら事業の推進を図ります。

## 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商業経営者の人材育成、経営基盤の強化を図ります。</li> <li>○魅力や個性があり、活気のある商店街づくりを推進します。</li> <li>○中心商店街については、地元の商工団体や商店街等と連携して、活性化に向けた事業を推進します。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地元の商店街の活性化を支援するため、地元の商店で買い物をしましょう。</li> <li>○商業経営者は、地元の消費者が満足し、市外からも来訪者のある、魅力ある商店街づくりに努めましょう。</li> </ul>

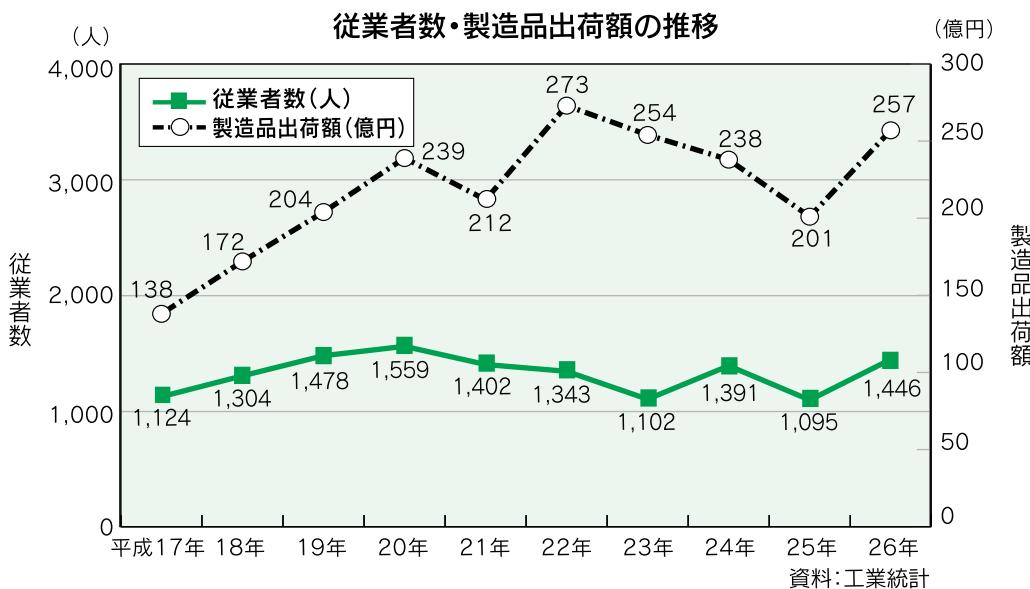
## (2) 工業の振興

## 現状と課題

本市の工業は、平成26年12月31日現在、従業者4人以上の事業所について、工場数が37か所、従業者数が1,446人、製造品出荷額が約257億円となっており、いずれも近年の減少傾向から回復に転じているところです。また、相対的には小規模経営が多く、資金力や販売力が弱いことから、設備の近代化や技術開発が遅れており、生産性の低いことが課題になっています。

一方、多くの農林産物は、加工されずに消費地に送られているのが現状であることから、今後、農林産物の新たな付加価値化による地場産業の振興を図るため、地場産品を活用した食品関連企業の誘致や加工品の開発、販路拡大を目指す必要があります。





## 目標 一目指す姿

中小企業等の経営基盤の強化、地場産品の開発と販路拡大が図られ、工業と地場産業が活き活きと営まれている社会を目指します。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26~H32
製造品出荷額(億円)	257	290	33億円増

## 施策の体系

### ◇ 工業の振興

- (1) 経営基盤の強化
- (2) 地場産品の開発と販路拡大

## 施策の方向

### (1) 経営基盤の強化

本市の工業や地場産業を取り巻く厳しい経営環境に対応するため、商工会議所や商工会と連携しながら、次世代を担うリーダー・後継者の育成に努めるとともに、資金調達力や情報収集力の弱い中小企業者の経営相談や記帳指導、後継者対策等を推進し、経営基盤の強化を図ります。

なお、資金力等の乏しい中小企業が、設備の近代化・合理化によって体質改善を進められるよう、市の特別融資制度利用推進のほか、国・県の融資制度の周知や円滑な導入を図ります。

## 後期基本計画

### 第3章 ● 魅力と活力にあふれた産業づくり

#### (2) 地場産品の開発と販路拡大

地場産品の開発に当たっては、農林産業の盛んな本市の特性を活かし、「さいとブランド」として市場性の高い製品の開発を目指し、地場企業による一次産品の生産から加工・商品化、販売までの一貫した取組みを支援します。

また、地場産品の販路拡大については、「さいと物産・観光フェア」の開催やインターネット等の活用、地場産品の販売施設や商工会議所、商工会、地場産業振興協議会と連携を図りながら、「食の拠点」の整備も視野に入れ、地場産品の販路の安定的な確保や積極的なPR活動に向けて取組みます。

#### 役割分担

行政の役割	○企業経営者の人材育成、経営基盤の強化・安定を図ります。 ○地場産品の開発と販路拡大を図ります。
市民や企業等に期待すること	○企業自らの創意と工夫により、経営基盤を強化するとともに、環境に配慮した事業活動に努めましょう。 ○地場産品の地産地消やPRに協力しましょう。

#### (3) 企業誘致と雇用促進

##### 現状と課題

本市の企業誘致については、昭和40年代後半から50年代に縫製業関係、平成元年前後に自動車関連企業の立地が相次ぎましたが、バブル経済崩壊以降の景気低迷や企業の海外進出により、全国的に見ても新規の企業立地が減少しています。そのような中、企業立地促進条例の優遇措置等の制度充実を図り、積極的な企業誘致活動や市内誘致企業への増設の要請を行ってきた結果、地域密着型企業や食品関連企業の立地・誘致ができました。

今後も、企業誘致を推進するためには利便性が高く、企業誘致の可能性のある企業用地を確保することが重要です。

また、雇用の促進については、優秀な人材の確保も重要であり、人材育成や求人システムなどを活用した情報提供に努めるなど、雇用促進や雇用の場の拡大に努める必要があります。



## 目標 一目指す姿

県中央部における企業活動の拠点形成を目指し、地域に根ざす企業が誘致され、地域経済の活性化や就労の場の確保が図られている社会を目指します。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
誘致企業稼動数(件)	20	26	6件増

## 施策の体系

- ◇ 企業誘致と雇用促進 ————— (1) 企業誘致の推進  
(2) 就労支援の推進

## 施策の方向

### (1) 企業誘致の推進

東九州自動車道や園元バイパスの整備に伴い、本市における交通アクセス条件は飛躍的に向上しており、県内有数の企業立地の適地として位置づけられていることから、豊かな自然環境等を含めたPR活動を展開しながら、県等の関係機関とも連携を密にして積極的な企業誘致を図ります。

また、観光産業、基幹産業の農畜産業に関連した食品加工業、交通条件を活かした流通産業、IT関連産業など、地域に根ざす企業の誘致に努め、地域経済の活性化を図ります。

企業用地の確保については、空き工場や遊休地等の有効活用に努めるほか、経済情勢の変動に対応しながら企業のニーズに沿った用地の調査・研究を進めます。

### (2) 就労支援の推進

本市における雇用機会の拡大を図るために、新たな企業立地による地元雇用の確保が重要であることから、誘致企業などからの情報収集に努め、市内県立高校や専門校のPRを行い、地元雇用の拡大を図ります。また、市民の就職・再就職、本市へのU・I・Jターン※希望者に対する就労支援策として、「西都市雇用情報センター」や民間を含めた関係機関・団体の連携による求人情報の提供や就労支援に努めます。

また、企業が求める専門知識・技能に優れた人材を確保するため、職業訓練校、県立産業技術専門校等の人材養成機関に対する支援・協力を実行し、技能労働者の育成に努めます。

## 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域特性を活かした企業誘致活動を積極的に推進します。</li> <li>○経済情勢や企業のニーズに沿った企業用地の確保に努めます。</li> <li>○地元の雇用機会の拡大を図ります。</li> <li>○専門知識や技術を有する技能労働者の育成に努めます。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業が所有する空き工場や遊休用地を有効に活用しましょう。</li> <li>○求人情報や就労支援等のサービスを活用しましょう。</li> <li>○職業訓練校などの人材養成機関を利用して、専門知識や高度な技術を身につけましょう。</li> </ul>

## 第3節 勤労者福祉の推進

## 〔1〕勤労者福祉の推進

## 現状と課題

本市に立地する企業は小規模経営が多く、独自の従業員の福利厚生施設を設けることが難しい状況にあります。これに対応するため、本市では、市内の勤労者の福祉支援として「勤労青少年ホーム」及び「働く婦人の家」を設置しています。

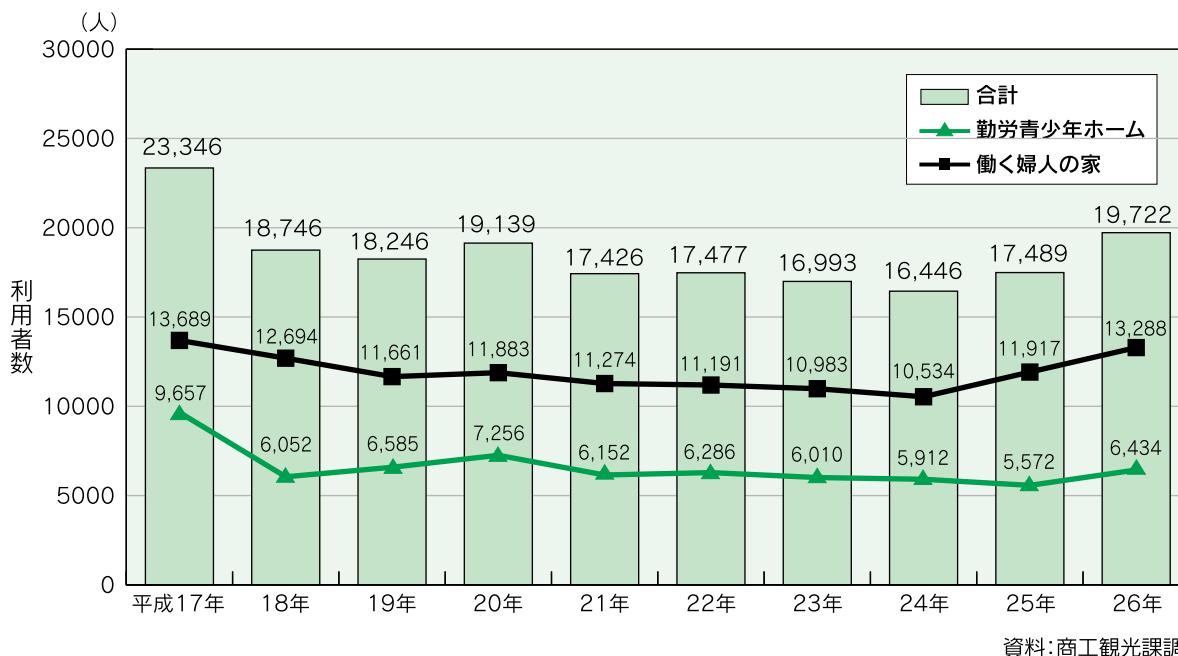
勤労青少年は、明日の地域を担う貴重な存在であり、充実した職業生活を送り、健全に成長することが期待されています。このため、勤労青少年ホームでは、スポーツ、レクリエーション、文化教養活動など、あらゆる余暇活動の支援や相談、指導等を実施しています。

一方、近年における各分野への女性の社会進出はめざましく、男女共同参画社会形成に向けて、社会環境の整備も進みつつあります。このような中、働く婦人の家においては、女性が個性と能力を十分に発揮できるよう支援体制を築いていくことが求められます。

なお、平成25年度より文化ホール、働く婦人の家及び勤労青少年ホームの管理運営を一括して指定管理者制度\*へ移行しており、民間活力の活用によるサービスの質の向上と効率化を図っています。

また、勤労者福祉の一環として、教育資金の低利貸付による教育支援制度を設けていますが、今後もPRと併せ、社会・経済の状況に応じ、貸付条件等の見直しを検討する必要があります。

### 勤労者福祉施設利用者数の推移(勤労青少年ホーム及び働く婦人の家)



#### 目標　一目指す姿

勤労者福祉の充実が図られ、市民が活き活きと働くことのできる労働環境が整備されている社会を目指します。

#### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
勤労者福祉施設の利用者数(人／年)*	19,722	19,000	現状維持

\* 勤労青少年ホーム及び働く婦人の家の利用者合計数

#### 施策の体系

##### ◇ 勤労者福祉の推進

- (1) 勤労者福祉施設の充実
- (2) 勤労者福祉制度の活用促進

#### 施策の方向

##### (1) 勤労者福祉施設の充実

多様な可能性を持つ若者が、主体的かつ自立的に職業との関わりを持ち、その柔軟な発想や企画力を活かせるよう、勤労青少年ホームを中心に就労支援講座等の充実を図ります。また、職場以外においても、余暇活動を楽しみ、地域の様々な分野で主体的な社会貢献ができるよう、支援体制の整備に努めます。

勤労女性に対しては、働く婦人の家を中心に女性の職業能力の開発や向上に対する支援活動、あるいは職業生活と家庭生活の両立に対する支援活動を推進します。また、充実した余暇を過ごすための憩いの場や交流の場を提供するとともに、様々な社会参加に対する支援に努めます。

管理・運営については、引き続き指定管理者との連携を図り、更なる施設の利用率向上と利用しやすい環境づくりに努めます。

## (2) 勤労者福祉制度の活用促進

勤労者福祉の向上を図るため、教育資金融資制度の貸付額の拡大や貸付後の据え置き期間など、貸付条件の検討を行うとともに、広報等により、教育資金融資制度を広く市民にPRし、浸透を図ります。

また、退職金共済制度加入促進補助金制度の利用を促進し、中小企業の人材の安定確保や従業員の福祉の向上、ひいては経営の安定に寄与します。

### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○勤労者の福祉向上のため、勤労青少年ホームと働く婦人の家の充実を図ります。</li> <li>○教育資金融資制度の周知を図ります。</li> <li>○退職金共済制度への加入促進を図ります。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○勤労青少年ホームや働く婦人の家等の施設、各種支援制度を活用し、充実した社会生活を送りましょう。</li> <li>○企業は労働福祉制度の充実に努めましょう。</li> </ul>

## 第4節 観光交流の振興

### 〔1〕観光交流の振興

#### 現状と課題

観光産業は、地域経済の活性化のほか、魅力的な街づくりや文化振興などの市民生活の向上にもつながるため、リーディング産業\*の一つとして注目されています。

国においても観光立国の実現のため観光庁を設置し、外国人観光客等の誘客強化を図るなど観光部門の位置づけや重要度が増加しており、地方公共団体においてもその地域の特性を活かした観光振興が求められています。

本市観光を取り巻く課題は、観光地間競争の激化、市場規模の縮小、旅行形態の変化（団体から個人へ）、そして、観光客の成熟化や観光ニーズの多様化等が挙げられます。また、東九州自動車道の整備に伴い、本市の観光振興にこれまで以上の波及効果が生み出されるよう、関係団体と連携し、地域活性化につなげていく必要があります。

このような状況の中、本市の代表的な観光地である西都原古墳群は、西都原ガイダンスセ

ンター「このはな館」や県立西都原考古博物館の完成により、その整備が一段落したことから、これからは、四季を彩る木々や花々の植栽などによる演出やイベント等の充実が必要となっています。

また、本市には、都於郡城跡、臼向国分寺跡などの歴史遺産、神楽や臼太鼓踊りなどの無形民俗文化財、そして、伝承地である「記・紀の道」など、数多くの魅力ある観光資源が点在していますので、これらの恵まれた資源に磨きをかけ、様々な切り口から情報を発信し続けることで、多くの人々が繰り返し訪れる魅力あふれる観光地づくりを推進していかなければなりません。

さらには、スポーツキャンプ・合宿等の誘致を図りながらスポーツイベントを開催することで、これまで以上に「スポーツランドさいと」の認知度を高めながら、交流人口の拡大や市の活性化につなげていくことも重要となっています。

また、近年、地域住民との交流の中から、その地域の自然・文化・芸能等に触れる体験交流型観光のニーズが高まっており、農業体験や自然とのふれあいを求める観光客が増加していることから、グリーン・ツーリズム<sup>\*</sup>への取組みの重要性が高まっています。

都市間交流では、姉妹都市の盟約を締結した長崎県西海市とのさらなる交流を進めるとともに、天正遣欧少年使節ゆかりの地交流事業を推進する必要があります。

観光客数の推移



## 目標　一目指す姿

西都のファンを拡大するために“西都ならでは”的恵まれた観光資源を磨き、その潜在力を引き出し、人材を育て、そしてその魅力を提案・発信することで、訪れる人々に心身の癒しとともに心の琴線に触れるサービスを提供できる交流都市を目指します。

## 後期基本計画

### 第3章 ● 魅力と活力にあふれた産業づくり

#### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
観光客数(万人／年)	125	140	15万人増
グリーン・ツーリズム宿泊客数(人／年)	632	1,200	約600人増
スポーツキャンプ・合宿等延参加者数(人／年)	23,530	27,000	約3,500人増

#### 施策の体系

- (1) 周遊型、滞在型観光の創出
- (2) 観光資源・施設の整備
- (3) 観光イベント等の推進
- ◇ 観光交流の振興 ————— (4) スポーツランドの推進
- (5) グリーン・ツーリズム等の推進
- (6) 観光宣伝活動の推進
- (7) 都市間交流の推進

#### 施策の方向

##### (1) 周遊型、滞在型観光の創出

西都原をはじめとする本市の豊富な観光資源、東九州自動車道などの広域ルートを活用し、周遊型観光ルートづくりを推進します。また、観光客が長時間にわたって様々な交流を深められる体制を整備し、通過型観光から広域観光を踏まえた周遊型、滞在型観光への移行を図ります。

##### (2) 観光資源・施設の整備

西都原については、「西都原古墳群及びその周辺地域整備構想」に基づく西都原台地上の整備が一段落したことから、今後は季節感のある演出に磨きをかけるため、菜の花やコスモスの植栽のほか、夏季の花の植栽を行うなど、四季を彩る魅力ある木々や花々の植栽に努めます。

また、西都原中段域における「記・紀の道」等の整備を図るとともに、都於郡城跡や日向国分寺跡等の歴史・文化資源、その周辺の自然資源の魅力を活かし、観光やレクリエーションの場として整備充実を図ります。

さらに、新たに整備される「食の拠点」を中心として、既存の特産品・土産品のPR及び販売拡大を図るとともに、観光客に喜ばれる本市ならではの特産品や郷土料理等の研究・開発を積極的に支援します。

##### (3) 観光イベント等の推進

花まつり、夏まつり、古墳まつり、都於郡城址まつりについては、本市の四大まつりと

して今後とも支援・充実に努めます。また、その他の祭りやイベントについても支援に努めます。

さらに、大都市圏で開催される「さいと物産・観光フェア」や県外で開催されるイベント等の機会を活用し、本市における観光イベント等のPRを行いながら県外からの誘客に努めます。

#### (4) スポーツランドの推進

全国的なスポーツ活動の拠点「スポーツランドさいと」の形成を目指し、西都原運動公園や清水台総合公園などのスポーツ施設の整備充実に努めます。

また、市スポーツランド推進協議会を中心に、プロ野球、Jリーグ等のプロチームやアマチュア団体、学校クラブチーム等のスポーツキャンプや合宿の誘致を図るとともに、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿地の誘致活動を含め各種大会等の広域的なスポーツイベントの誘致・創出に積極的に取組みます。国外のスポーツ団体についても、スポーツ交流事業推進と併せてキャンプ誘致を行っていきます。

さらに、エコ環境にも配慮し、自転車を活用した様々なイベントを開催し、九州一の自転車を生かしたまちづくりを推進します。

#### (5) グリーン・ツーリズム等の推進

本市におけるグリーン・ツーリズム<sup>\*</sup>の拠点組織として、平成21年に「西都市グリーン・ツーリズム研究会」が設立されました。今後は、その組織の充実を図るとともに諸外国からの観光客も視野に入れ、地域住民との交流やその地域の自然・農業・文化等に触れる体験交流型や自然志向型観光に対応した受け入れ体制の整備に努めます。

また、本市との交流を通じて、西都に共感する人々の移住・定住へと誘導する取組みを推進するため、都市部への広報・PR活動を進めながら、農山村体験の指導・助言を行うインストラクターの育成・確保や、農山村体験メニュー、定住支援のための相談体制等の充実に努めます。

#### (6) 観光宣伝活動の推進

ホームページの内容充実や各種メディアを活用した効果的な情報発信を行い、観光協会と一緒に観光客の誘致を積極的に図ります。なお、宮崎県内への観光客は約8割が九州管内となっていることから、関係自治体や民間業者と連携を図り、福岡などの大都市圏及び熊本・鹿児島等の隣県を対象に誘致・宣伝活動に努めます。

また、西都原古墳群は、県立西都原考古博物館をはじめ、古墳群全体が歴史的な学習施設であり、特に修学旅行には最適なことから、引き続き近県の小学校を訪問するなど誘致・宣伝活動を展開します。

#### (7) 都市間交流の推進

平成24年10月に姉妹都市の盟約を締結した長崎県西海市と、今後も相互のイベントへの参加や物産販売などを通じてさらに交流を深め、両市の市勢発展を目指します。

また、天正遣欧少年使節ゆかりの地である、長崎県大村市・雲仙市・西海市・南島原市・波佐見町の4市1町との交流事業を推進するとともに、国内外の諸都市とも様々な分野において友好親善を目的とした都市間交流を推進します。

## 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○観光客が地域の資源や人との交流を深められるよう、体験プログラムや受け入れ体制を整備し、周遊型、滞在型観光の創出を図ります。</li><li>○西都原を中心に地域資源を活かした物語性のある魅力的な観光地づくりを推進します。</li><li>○「スポーツランドさいと」の形成を目指し、施設の整備、スポーツ団体のキャンプや合宿の誘致、スポーツイベントの誘致・創出を推進します。</li><li>○グリーン・ツーリズム※等の体験交流型、自然志向型の観光を推進するとともに、西都に共感する人々の定住を促進します。</li><li>○観光協会と一体となって、観光客の誘致・宣伝活動を積極的に推進します。</li><li>○姉妹都市交流などの都市間交流を推進します。</li><li>○物産・観光面における情報発信の協力体制を図ります。</li></ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○自然や歴史、伝統文化、食材などの地域資源を活かし、魅力ある観光地づくりや交流活動に積極的に取組みましょう。</li><li>○まつりなどのイベントに積極的に参加して、観光客とのふれあいを楽しみましょう。</li><li>○スポーツイベントに積極的に参加するとともに、県内外のアスリートたちを応援し、市民一体となって「スポーツランドさいと」を形成しましょう。</li><li>○ふるさとのすばらしさを積極的にPRし、市民一人ひとりが観光客の誘致及び宣伝に取組み、おもてなしの心をもって観光客と接しましょう。</li><li>○市民団体や産業団体間の交流を行い、姉妹都市との絆を深めましょう。</li><li>○次代を担う子どもたちの交流を通じて、互いに異なる地理的・産業的視野を広げましょう。</li></ul>

## 第4章

安心生活を守る福祉・健康づくり

## 第4章 安心生活を守る福祉・健康づくり

すべての市民が生涯にわたり、個人としての自立と尊厳を確保しながら、活き活きと健やかに暮らすことができ、また、子どもを安心して産み、育てることができるように、きめ細かな福祉・健康・医療サービスの提供に努めます。

さらに、市民の主体的な取組みや地域で活動するさまざまな担い手による支え合いを推進し、自助・共助・公助のバランスのとれた福祉のまちづくりを目指します。

### 基本施策④ 安心生活を守る福祉・健康づくり

#### 第1節 社会福祉の充実

##### (1) 高齢者福祉の充実

- (1)介護保険による福祉サービスの充実
- (2)在宅医療と介護連携の推進
- (3)要援護高齢者への福祉サービスの充実
- (4)認知症高齢者が安心して生活できる環境づくり
- (5)高齢者の生きがいづくりの充実
- (6)高齢者の自立支援と生活環境の整備

##### (2) 障がい者福祉の充実

- (1)自立・社会参加の促進
- (2)在宅福祉の充実
- (3)施設福祉の充実

##### (3) 児童・家庭福祉の充実

- (1)児童健全育成の充実
- (2)子育て支援及び保育サービスの充実
- (3)ひとり親世帯等の支援の充実

##### (4) 地域福祉活動の推進

- (1)国民年金事業の推進
- (2)国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の推進
- (3)農業者年金事業の推進
- (4)低所得者福祉の充実

##### (5) 社会保障の充実

#### 第2節 健康づくり・少子化対策の推進

##### (1) 健康づくり・少子化対策の推進

- (1)保健事業の推進
- (2)食生活改善の推進
- (3)結婚活動の支援
- (4)母子保健の充実

##### (2) 医療体制の整備

## 第1節 社会福祉の充実

### (1) 高齢者福祉の充実

#### 現状と課題

本市における平成27年10月現在の高齢者人口(65歳以上の人口)は10,441人、高齢化率(65歳以上の割合)は約33.0%となっており、全国平均の26.7%（概数）を大きく上回る超高齢社会に突入しています。

このような高齢化の進行と相まって、核家族化に伴う高齢者のみの世帯が年々増加しており、また、寝たきり・認知症の高齢者も増加傾向にあります。

要介護高齢者を社会全体で支える介護保険制度については、平成18年度の制度改正に伴い、要支援、要介護状態になる前の虚弱高齢者等への地域支援事業<sup>\*</sup>での介護予防事業の実施や要支援者への介護予防サービス、また、住み慣れた地域での自立した生活支援のため新たに地域密着型サービスの円滑な実施に努めてきました。

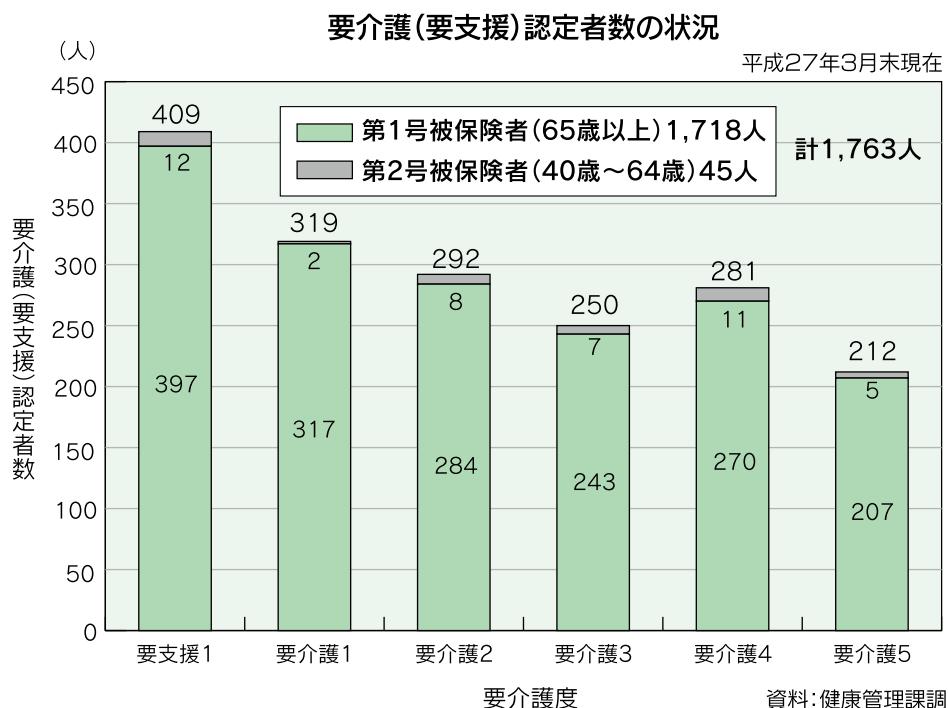
今後は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指しに、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取組みが求められています。

また、高齢者の生きがいづくり・健康づくりを支援するため、高齢者クラブ活動の活性化、各種スポーツや趣味活動の促進、シルバー人材センターの充実を図る必要があります。

さらに、平成27年に策定した「第七次西都市高齢者保健福祉計画」を踏まえ、高齢者の誰もが健康で生きがいのある生活を保ち、安心して暮らせるよう、福祉・保健・医療・まちづくり部局等の一層の連携強化が重要となっています。

高齢者人口の推移





## 目標　ー目指す姿

高齢者や介護を必要とする人に対する保健・医療・福祉のサービス提供体制が整い、高齢者が健康で活き活きと暮らしている社会を目指します。また、市民一人ひとりが共助の意識を高め、地域が一体となって高齢者の自立を支え合う社会を目指します。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26~H32
要介護(要支援)認定者数(人)	1,763	1,939	1.1倍

※介護保険制度全体を介護予防重視のシステムにしていくことにより、要支援・要介護状態になることや重度化を防止し、認定者数の増加を抑制します。

## 施策の体系

- (1) 介護保険による福祉サービスの充実
  - (2) 在宅医療と介護連携の推進
  - (3) 要援護高齢者への福祉サービスの充実
  - (4) 認知症高齢者が安心して生活できる環境づくり
  - (5) 高齢者の生きがいづくりの充実
  - (6) 高齢者の自立支援と生活環境の整備
- ◇ 高齢者福祉の充実

## 施策の方向

### (1) 介護保険による福祉サービスの充実

介護保険事業の円滑な実施のため、「広報さいと」や「お知らせ」への掲載をはじめ、パンフレットの作成・配布、研修会や座談会の実施等に努め、制度内容の十分な広報・周知を図ります。また、民間事業者等に対して必要な情報の提供を行い、民間と行政が一体となったサービスの向上に努めます。

3年ごとに見直される介護保険事業計画については、実績に基づいた分析・評価を行うとともに、利用者の意向調査などを実施し、改善を図ります。

また、相談体制の充実により、円滑なサービスの実施を図ります。

### (2) 在宅医療と介護連携の推進

平成27年度制度改正により在宅医療・介護連携事業が介護保険法に基づく地域支援事業<sup>\*</sup>に位置づけられました。今後、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が増えることから、保健、医療、介護及び福祉事業に関わる者の連携を深め、医療と介護の切れ目ない支援を行うことにより、誰もが地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりを推進していきます。

### (3) 要援護高齢者への福祉サービスの充実

平成29年4月までに実施することとされた新しい介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行及び実施に努め、要支援者と要支援状態となるおそれのある高齢者への介護予防や生活支援対策に取組みます。また、「西都市高齢者保健福祉計画」に基づき、民間福祉活動の推進や関係団体との連携を図ります。

さらに、高齢者が地域で自立して生活するためには、介護サービス以外にも様々な生活支援が必要であることから、介護保険以外の高齢者福祉サービスについても充実に努めます。

### (4) 認知症高齢者が安心して生活できる環境づくり

今後増加する認知症高齢者等に適切に対応するため、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会を目指した取組みを推進します。

また、地域ごとに、認知症の状態に応じた適切なサービスの流れ（認知症ケアパス<sup>\*</sup>）を確立し、どのように認知症の人を地域で支えていくかを地域住民に示した上で、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の構築を推進します。

### (5) 高齢者の生きがいづくりの充実

高齢者の生きがいづくりを推進するため、高齢者クラブやシルバーハウス等の関係機関・団体との連携強化や活動支援の充実に努め、就労やボランティア活動への参加を通じて高齢者が豊かな知識や経験を活かせるような社会参画の促進、社会貢献の機会提供に努めます。

### (6) 高齢者の自立支援と生活環境の整備

高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活し続けられるよう、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の相談機関の機能強化を図り、地域の関係機関・団体と連携して高齢者を支える地域ネットワークづくりを推進します。

あわせて、建築物のバリアフリー<sup>\*</sup>化や円滑な移動手段の確保のための検討を進めるなど、高齢者にやさしい生活環境づくりに取組みます。

さらに、高齢者の災害・交通安全対策を図るとともに、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携して高齢者の生活支援、権利擁護に努め、高齢者が尊厳を保ちながら自立した生活を送ることができる環境づくりを進めます。

### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険制度の広報・周知を図るとともに、民間と一体になった介護サービスの円滑な提供に努めます。</li> <li>○在宅医療・介護連携の円滑な実施に努めます。</li> <li>○要援護高齢者の介護予防や生活支援に関する事業を推進します。</li> <li>○認知症の状態に応じた適切なサービスの流れ（認知症ケアパス<sup>**</sup>）の確立に努め、認知症高齢者等支援を推進します。</li> <li>○高齢者の生きがいづくりとなる各種活動を支援します。</li> <li>○高齢者が安全・安心に暮らせるよう、地域ぐるみの支援体制の整備や公共施設のバリアフリー化等を推進します。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者は、自分の健康づくりや介護予防に努め、自立した生活を送りましょう。</li> <li>○介護サービス事業者は、利用者が満足する質の高いサービスの提供に努めましょう。</li> <li>○市民一人ひとりが助け合いの心を持って、高齢者等の自立生活を見守り支援しましょう。</li> <li>○高齢者等が利用する施設は、バリアフリー化に努めましょう。</li> </ul>

## 〔2〕障がい者福祉の充実

### 現状と課題

本市の障がい者数は、平成27年3月末現在2,448人で、うち身体障がい者数は、高齢化等の影響により増加傾向にあり、中でも生活習慣病等に起因する内部障がい者や肢体不自由者の増加が目立っています。また、障がい者の介護を必要とする家庭においては、核家族化や少子化の進行に伴って家族の負担が増加しています。

このような状況の中、本市では「西都市障害者基本計画・障害福祉計画」及び「障害者総

合支援法」に基づき、「自立支援給付事業」や「地域生活支援事業」など、障がい者の地域での自立した生活を支援する福祉サービスを展開しています。

今後も、ノーマライゼーション<sup>\*</sup>の理念に従って、障がい者が社会の一員として住み慣れた地域の中で活き活きと暮らし、積極的に社会参加できるよう、地域の実情やニーズを把握し、関係機関との連携強化に努めながら、きめ細やかなサービスを提供していく必要があります。

障がい者数の推移



資料:福祉事務所調

## 目標　一目指す姿

障がい者が自立して積極的に社会に参加し、障がいのあるなしに関わらず、みんなが個性や能力を発揮して共に暮らすことができる、ノーマライゼーションの理念が実現している社会を目指します。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26~H32
障害福祉サービス利用者数 (人／年)	195	200	現状維持

※施設入所・療護介護を除く

## 施策の体系

- ◇ 障がい者福祉の充実
- （1）自立・社会参加の促進
- （2）在宅福祉の充実
- （3）施設福祉の充実

## 施策の方向

### (1) 自立・社会参加の促進

障がい者が自立して、自由に社会参加ができる福祉のまちづくりを進め、「障がい」に対する偏見や誤解を解消する必要があります。このため、障がい者福祉に関する啓発・広報活動や福祉教育、ボランティア活動を推進するとともに、障がいのある人ない人が共に参加し、相互に理解を深め合うことができるよう、ふれあいや交流の場の拡大・充実を図ります。

また、障がいの種別やライフステージに応じた相談や支援については、相談支援事業所等との連携による相談支援体制の強化を図るとともに、サービス利用計画に基づいた適切かつ計画的な福祉サービスの利用を促進します。

さらに、地域生活支援事業として、障がい者の相談支援、重度障がい者の移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援、手話通訳派遣等のコミュニケーション支援等の事業を推進します。

このほか、障がい者の積極的な社会参加を促進するため、建物や道路等のバリアフリー<sup>\*</sup>化による障がい者が利用しやすい施設の整備や、スポーツ・レクリエーション・文化活動等の参加機会の拡充に努めます。

### (2) 在宅福祉の充実

障がい者が在宅で安心して生活を営むことができるよう、高齢者の福祉活動と連携しながら、障がい者のニーズに対応した居宅介護<sup>\*</sup>、重度訪問介護<sup>\*</sup>、短期入所、障害児通所支援等の周知を図り、これらの利用促進に努めます。

また、障がい者と介護者の在宅時の負担を軽減するため、補装具や日常生活用具などの給付事業や住宅改造助成事業の充実を図ります。

### (3) 施設福祉の充実

自宅での生活が困難な障がい者に対し、適切な施設への入所、通所ができるよう、施設との連携を図りながら支援体制の整備に努めます。

また、在宅障がい者に対しては、福祉施設等が有する専門的な機能と専門スタッフを活用し、相談、療育支援の体制づくりに努めます。

## 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○障がい者への理解を深め、交流を図るため、啓発活動やボランティア活動支援等を積極的に推進します。</li><li>○公共施設のバリアフリー化など、障がい者の生活環境の整備を推進します。</li><li>○障がい者のスポーツ・レクリエーション・文化活動を推進し、参加機会の拡充に努めます。</li><li>○施設や高齢者の福祉サービスなどと連携しながら、障がい者の福祉サービスの利用を促進します。</li></ul>
-------	---

市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人への理解を深め、共に助け合い、障がい者の自立を支援しましょう。</li> <li>○事業主は、障がい者の就労機会の確保等に努めましょう。</li> </ul>
---------------	--

### (3) 児童・家庭福祉の充実

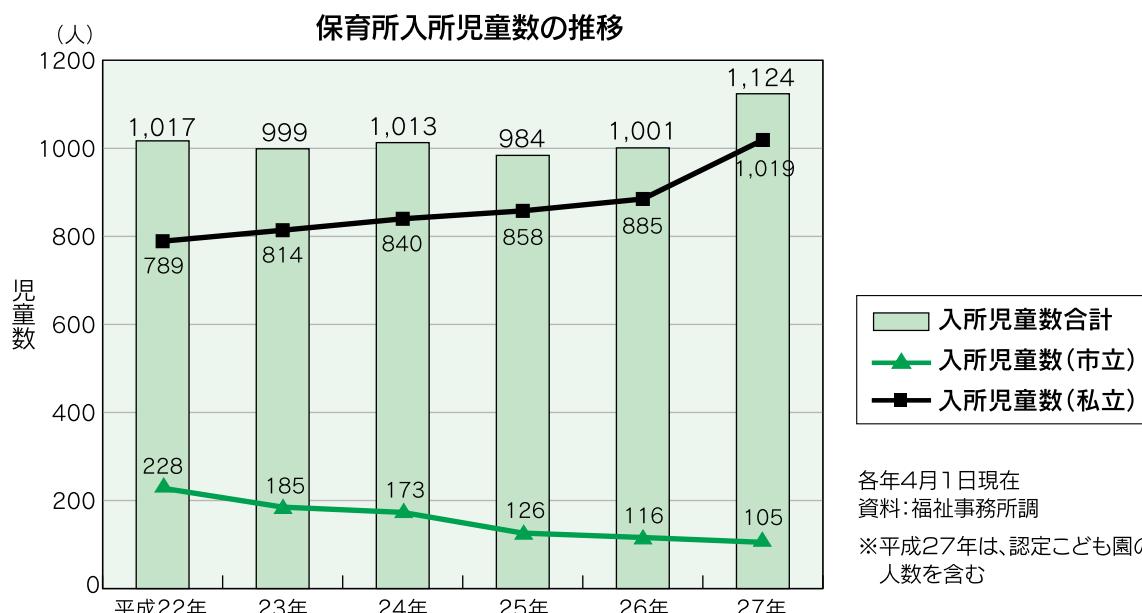
#### 現状と課題

近年、コミュニティの希薄化や少子化・核家族化の進行、また女性の社会進出の進展などにより、児童を取り巻く環境は大きく変化し、児童福祉に対するニーズが多様化しています。さらに、核家族化の進行は、世代間の繋がりを妨げ、家庭内での保育機能の低下を生み出すなどの影響をもたらしています。また、子育ての精神的不安の増加により、児童虐待の相談件数が増加する傾向にあります。

少子化対策は、本市の未来に関する重要課題の一つであり、関係機関・地域・社会全体が連携して取組むことが重要です。

このような状況の中、「西都市子ども・子育て支援事業計画及び第2期西都市次世代育成支援行動計画※」を平成27年に策定し、児童の健全な発達を促進できるよう、子育て支援のための児童・家庭福祉の施策を推進していますが、今後も各家庭の状況に応じた様々な児童福祉の制度やサービスを充実させる必要があります。

一方、ひとり親世帯については、近年若年化する傾向が見られ、経済的な不安や子育ての悩みなど複雑な問題を抱える親が多くなっています。このため、生活基盤と健全な子育てに対する支援が求められます。



## 目標 一目指す姿

市民一人ひとりが将来を担う子どもの大切さを認識し、子育てを地域で支える体制が整備され、次代を担う子どもが健やかに成長し、子育てを行うすべての家庭が子どもを生み育てるに喜びと満足を感じられるような社会を目指します。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
放課後児童健全育成事業の実施施設数(か所)	12	13	1.1倍
延長保育事業の年間利用人数(人)	619	950	1.5倍
休日保育事業の年間利用人数(人)	42	200	4.8倍
一時預かり保育事業の年間利用人数(人)	260	1,300	5.0倍

## 施策の体系

### (1) 児童健全育成の充実

- ◇ 児童・家庭福祉の充実
- 
- (2) 子育て支援及び保育サービスの充実
- (3) ひとり親世帯等の支援の充実

## 施策の方向

### (1) 児童健全育成の充実

子ども会や各小中学校PTA等による地域活動の推進に努めるとともに、子どもの遊び場となる公園や保育所、児童館などの運営の充実に努めます。また、子どもの健全な成長を地域全体で見守れるよう、各地域における放課後児童対策の充実や子育て支援ネットワークの形成を図るとともに、家庭と地域の関係機関との連携を密にしながら、児童の健全な育成を図ります。

さらに、子育てや家庭内の問題などの相談窓口として、家庭児童相談室等の相談体制を充実し、関係機関との連携を図り問題解決に努めます。また、要保護児童対策協議会のネットワークを活用し、児童虐待の予防・早期発見、適切な保護、自立に向けた支援に努めます。

### (2) 子育て支援及び保育サービスの充実

子育ての悩みや不安を持つ家庭の支援を図るため、地域における子育て支援サービスの充実や子ども医療費助成をはじめとする各種助成制度により、子育てにおける負担の軽減に努めます。また、地域で子育てを支援する中核施設「子育て支援センター\*」の機能充実

を図ります。

保育サービスについては、家庭状況に応じた保育需要に対応するため、乳児保育や障害児保育、延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児病後児保育等の充実を図ります。

### (3) ひとり親世帯等の支援の充実

母子・父子家庭、寡婦世帯の自立した生活支援を図るため、各種の助成制度の活用とともに、家庭相談員、母子自立支援員、民生・児童委員及び関係機関との連携強化により、相談体制の充実に努めます。

#### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの遊び場の充実や子育て支援ネットワークの形成等を図り、児童の健全な育成に努めます。</li> <li>○児童や家庭に関する相談体制の整備充実を図り、児童虐待の予防・早期発見・保護・支援に努めます。</li> <li>○子育てニーズ等に対応した保育サービスや子育て支援の充実を図ります。</li> <li>○ひとり親世帯の自立した生活を支援するため、各種の助成制度や相談体制の整備等を図ります。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の将来を担う子どもを大切にし、地域ぐるみで子育てに協力しましょう。</li> <li>○子育ての負担を軽減するため、保育サービスや子育て支援を活用しましょう。</li> <li>○事業所等は、仕事と家庭の両立を積極的に支援しましょう。</li> </ul>

## 〔4〕 地域福祉活動の推進

#### 現状と課題

誰もが住み慣れた地域で自立した生活が営める地域社会を形成するためには、「自助・共助・公助」の精神に基づき、高齢者、障がい者、低所得者などの立場を理解し、地域の社会資源を活かした福祉サービスを提供するなど、地域ぐるみで助け合い、支え合う必要があります。

また、市民一人ひとりが地域福祉の担い手としての役割を果たすことが重要であり、社会福祉協議会や民生・児童委員、各種の福祉施設、ボランティア等の活動及び相互連携を推進する必要があります。

#### 目標　一目指す姿

市民一人ひとりが地域福祉活動に積極的に参加するとともに、地域で共に支え合い、多様な福祉サービス等が提供され、すべての人が住み慣れた地域で自立した生活が営める社会を目指します。

## 施策の体系

### ◇ 地域福祉活動の推進 ————— (1) 地域福祉活動の推進

## 施策の方向

### (1) 地域福祉活動の推進

共に助け合い、支え合い、安心して暮らせる地域社会を築くため、社会福祉協議会の「西都市地域福祉活動計画」との連携を図りながら、「西都市地域福祉総合計画」に基づいて地域における福祉委員やボランティア等の人材の養成、連携体制づくりに努めるとともに、地域福祉活動推進の中心的役割を担う社会福祉協議会の充実に向け、その指導育成に努めます。

また、保健、医療、福祉の相談体制や在宅サービス等の充実を図り、「地域の福祉力」の向上を目指します。

## 役割分担

行政の役割	○社会福祉協議会の充実に向け、指導育成に努めます。 ○地域における福祉活動の体制づくりや人材養成を推進します。
市民や企業等に期待すること	○共に助け合い、支え合い、安心して暮らせる地域社会をみんなで築きましょう。 ○地域の福祉活動に積極的に参加しましょう。

## 〔5〕社会保障の充実

### 現状と課題

国民年金制度は、すべての国民が年金に加入し、年金を受給できることを目指す制度です。将来、受給権のない無年金者にならないよう、年金相談業務や広報活動の充実を図る必要があります。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える中核として、市民の健康の保持増進に大きな役割を果たしています。しかしながら、少子高齢化や医療の高度化、生活習慣病を要因とする慢性疾患の増加等により一人当たりの医療費は増加傾向にあり、財政運営は大変厳しい状況にあります。

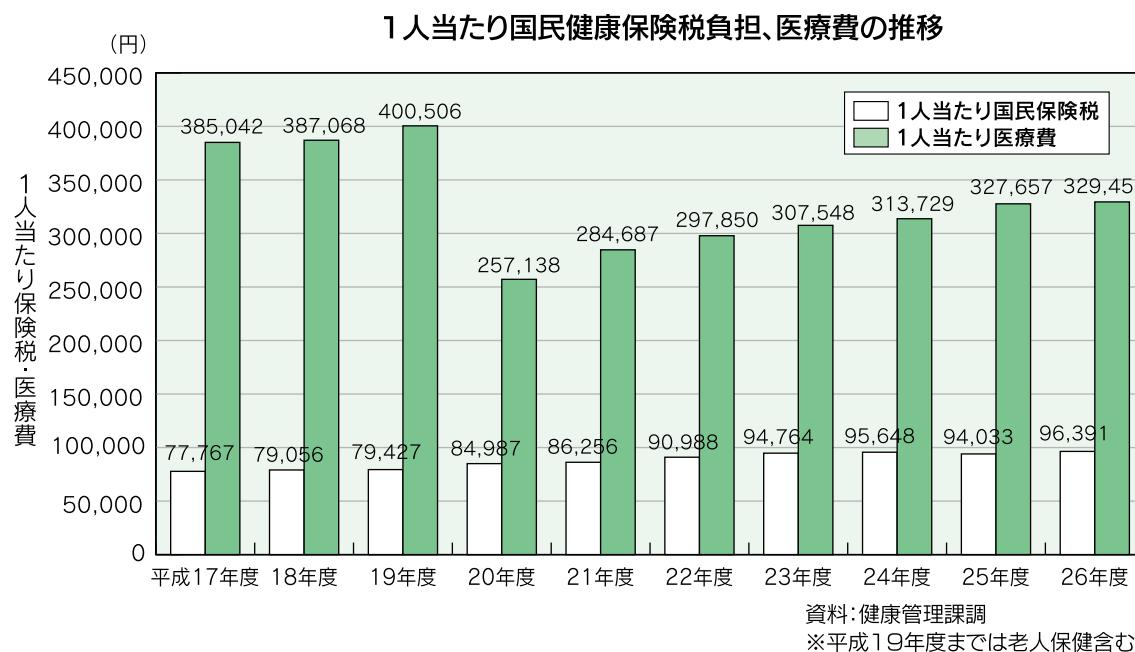
国民健康保険制度の健全な運営を確立するために、制度の趣旨である相互扶助意識の啓発を図りながら、医療費の抑制に向けた特定健康診査・保健指導等の積極的展開や保険税収納率の向上対策強化等に取組んで行く必要があります。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の制度発足当時にはかなりの混乱が生じたため、今後も被保険者証交付時における説明会開催等の周知・広報に努めるとともに、後期高齢者医療広

域連合と連携した取組みを行っていく必要があります。

農業者年金制度は、平成13年12月31日以前の旧制度（賦課方式）と、平成14年1月1日以後の新制度（積立方式）の2つの制度が存在している状況にあります。

新制度については、加入対象者に周知を図るとともに、農業委員・農業者年金受給者協議会役員等の戸別訪問により加入者の確保に努めており、これからも継続して加入推進活動を行っていくとともに、制度のさらなる周知を図る必要があります。また、受給待期者に対しては確実な受給が行われるよう支援する必要があります。



低所得者については、近年の厳しい経済・雇用情勢の下、経済的な自立が困難な状況は一層顕著になっています。平成20年秋以降、全国的に生活保護世帯の著しい増加傾向の中、本市の生活保護世帯も平成19年度当初を底に上昇傾向に転じています。世帯類型別では、全世帯の約64%が高齢者世帯であり、また単身世帯の増加が目立ち約81%を占めています。生活保護費を種類別にみると、依然、医療扶助費の占める割合が約63%と高く、今後も医療扶助のさらなる適正運営が大きな課題となっています。

保護の実施に当たっては、被保護世帯の抱える問題の多様化等に対応するために、経済給付を中心とするこれまでの保護制度から、関係機関が連携しながら組織的に被保護者の自立を支援する制度への転換が求められています。

## 目標　一目指す姿

各種社会保障制度が適正に運営され、老後の安心、医療サービスの安心、最低限生活の保障など、市民生活の安定確保が図られている社会を目指します。

## 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
国民健康保険税収納率(%)	96.92	97.00	0.08ポイント増
農業者年金新規加入者数(人／年)	20	11	0.55倍

## 施策の体系

- ◇ 社会保障の充実
- (1) 国民年金事業の推進
  - (2) 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の推進
  - (3) 農業者年金事業の推進
  - (4) 低所得者福祉の充実

## 施策の方向

## (1) 国民年金事業の推進

国民年金制度に対する正しい理解を得るために、また、すべての人が年金を受給できるよう年金相談業務の充実を図り、市発行の「お知らせ」、「広報さいと」等を通じて制度の周知と啓発に努めます。

また、事業の安定運営を図るために、関係機関と連携しながら未加入者や未納者の解消に努めます。

## (2) 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の推進

国民健康保険制度における医療費の適正化を図るために、特定健診受診勧奨、生活習慣病予防等の保健指導、重複受診の防止、ジェネリック医薬品利用促進等に取組み、中長期的な医療費の抑制に努めます。

また、国民健康保険制度の健全な運営を図るために、さらなる収納体制の強化、有効的な短期保険証・資格証の活用による保険税の収納率の向上に努めます。

後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な運営に努めます。

## (3) 農業者年金事業の推進

農業者年金加入要件が大幅に緩和されたことから、新制度の周知と啓発に努めるとともに、女性を含めた新規加入の推進、保険料の国庫補助が行われる政策支援の対象となる担い手の加入推進を図ります。

また、農業資源の継承が困難な農業者に対しては、関係団体と連携し確実な受給が行われるよう支援に努めます。

#### (4) 低所得者福祉の充実

平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の段階の自立支援を図るため、自立相談支援窓口の設置による相談対応の強化や就労支援を行うほか、生活保護等の生活安定のための支援を行います。支援に当たっては、関係機関との連携による生活困窮者の把握や生活保護の適正実施を推進するとともに、経済的、社会的、日常自立を支援するため、自立支援プログラムの充実強化や組織的な支援体制づくりに努めます。

#### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○市民が国民年金制度を正しく理解し、国民年金に加入し、未納がないよう、指導・相談・周知・啓発に努めます。</li><li>○各種広報媒体を活用した国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の啓発を行います。</li><li>○医療費の抑制、健康寿命<sup>*</sup>の延伸を図るため、積極的な特定健診受診勧奨と保健指導を行います。</li><li>○国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の収納率の向上に努めます。</li><li>○農業者年金への加入推進と確実な受給のための支援を図ります。</li><li>○生活保護の適正な運営とその実施に向けた組織的な体制づくりに努めます。</li></ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○国民年金制度を正しく理解し、国民年金に加入し、保険料を納付しましょう。</li><li>○健康づくりの意識を高め、特定健康診査や保健指導を受けて、生活習慣等の見直しや疾病の早期発見と予防に努めましょう。</li><li>○国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の被保険者は、それぞれ国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を納期内に納付しましょう。</li><li>○農業者は、農業者年金に加入しましょう。</li><li>○地域の生活困窮者の把握及びその生活安定と自立支援への理解と協力をお願いします。</li></ul>

## 第2節 健康づくり・少子化対策の推進

### 〔1〕健康づくり・少子化対策の推進

#### 現状と課題

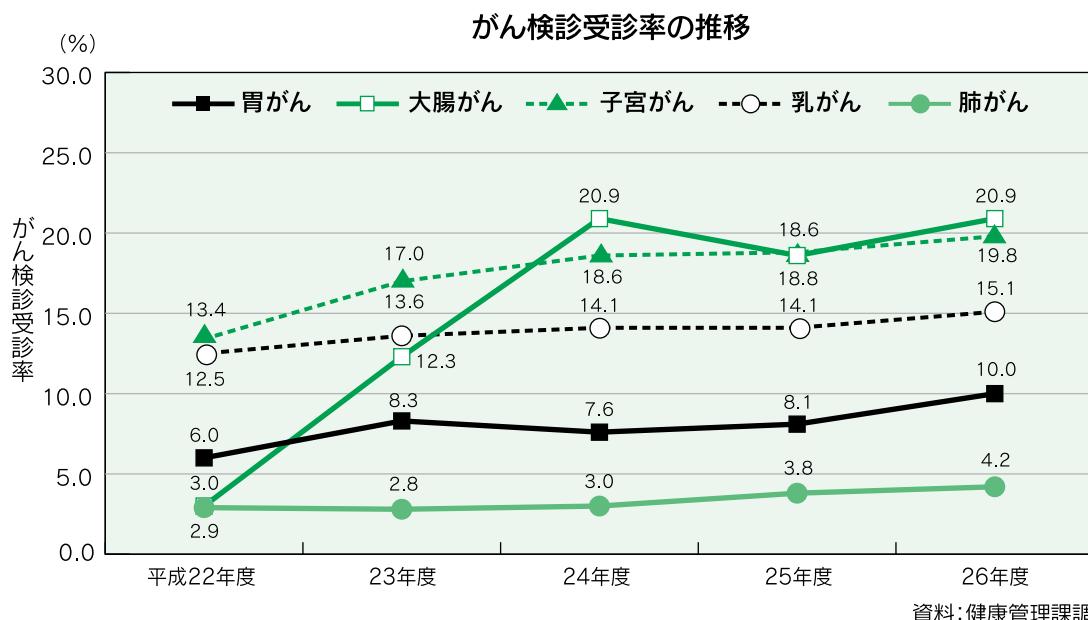
本市の保健事業では、『健康日本21（第2次）西都市計画「第2次えがおで元気に健康さいと』（平成26年策定）に基づき、「すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」の実現のため、壮年期死亡の減少及び生活習慣病の予防、重症化予防に重点を置き、保健事業を展開しています。

今後は、健康日本21（西都市計画）と、平成26年度に策定した保健事業実施計画（データヘルス計画）の基本方針を基に整合性を図り、効果的・効率的な保健事業を展開し、健康寿命※の延伸に向けて取組む必要があります。また、日本人の死因の第1位であるがんに対して、早期発見・早期治療のため、がん検診の受診率を高めていく必要があります。

また、近年の新型インフルエンザは、ひとたび発生すると全国的かつ急速にまん延し、人々の生命及び健康に重大な影響を及ぼすとともに、その社会的影響が懸念されることから、こうした感染症に対するまん延防止体制の確立が必要となっています。

一方、生活習慣病が急速な勢いで広がりを見せている現在、「食生活改善推進員」を中心に正しい食生活の推進に努め、総合的な健康づくりに取組む必要があります。

なお、近年においては、結婚・出産や家庭を持つことに対する価値観、個人のライフスタイルが多様化する中で、未婚化、晩婚化が急速に進行しており、未婚者の9割近くが結婚の希望を持っている一方で、男女ともに相手にめぐり会わない人が多い状況にあります。さらに、核家族化をはじめ、子どもや家族を取り巻く環境が大きく変化したことにより、育児にかかる肉体的・精神的負担が増大し、少子化が進行しています。このため、各関係機関との連携を図りながら、結婚活動の支援に取組むとともに、育児の悩みや健康に関する相談体制を充実させ少子化対策を推進することが重要です。



## 目標 一目指す姿

市民一人ひとりが自ら積極的に健康づくりに取組み、健康診査や健康教育、食生活改善等の健康づくりが総合的に推進され、市民がえがおで元気にすこやかに暮らしている社会を目指します。また、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、人や地域のやさしさで子どもを安心して産み、育てる環境を整備します。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
がん検診受診率*1(%)	14.0	17.0	3.0ポイント増
乳幼児健康診査受診率*2(%)	93.2	94.0	0.8ポイント増
食生活改善推進員数(人)	61	100	1.6倍
合計特殊出生率*	1.65*3	1.85	0.2ポイント増

\*1 胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がんの検診の平均受診率

\*2 6か月、1歳6か月、3歳児健診の平均受診率

\*3 平成20年～平成24年の値

## 施策の体系

### ◇ 健康づくりの推進

- (1) 保健事業の推進
- (2) 食生活改善の推進
- (3) 結婚活動の支援
- (4) 母子保健の充実

## 施策の方向

### (1) 保健事業の推進

『健康日本21（第2次）西都市計画「第2次えがおで元気に健康さいと」』（平成26年策定）に基づいて、各種健康診査を実施し、生活習慣病の発症予防及び重症化予防、早期発見、早期治療に努めるとともに、各地域において、健康教育、健康相談・訪問指導等を実施し、健康づくり活動の充実を図ります。

さらに、地域ごとに、自主的な健康づくりの意識高揚・実践を目指した組織づくりを推進します。

新型インフルエンザ等の感染症に対しては、正確な情報提供と正しい知識並びに適切な予防策についての周知に努め、まん延防止策の徹底を図ります。

## (2) 食生活改善の推進

生活習慣病を予防し、食事による健康な生活を維持するため、食生活改善推進員の地域組織活動を支援し、食生活の改善及び食育※の普及・推進を含めた総合的な健康づくりを推進します。また、地元の農畜産物を活かしたヘルシーメニューの開発・普及や、郷土料理の保存・継承にも努めます。

## (3) 結婚活動の支援

結婚を支援する関係団体とのネットワークを強化し、多様な出会いの機会を創出するとともに、若者が結婚を前向きに捉えられるように意識啓発や環境の整備に努めます。

## (4) 母子保健の充実

西都市子ども・子育て支援事業計画及び第2期西都市次世代育成支援行動計画（平成27年度策定）に基づき、妊婦から乳幼児まで切れ目のない支援を行います。また、関係機関や専門機関と連携しながら、育てにくさを感じる親に寄り添う支援を行います。さらに、幼児期からの正しい食生活への理解と実践を目的とした健康教育の実施に努めます。

### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の健康づくりのため、健康診査や啓発活動等を推進します。</li> <li>○食生活改善推進員による食生活の改善や健康づくりの活動を支援します。</li> <li>○多様な出会いの機会を創出するなど、積極的に結婚活動を支援します。</li> <li>○乳幼児健康診査や育児学級、健康教育等の母子保健の充実を図ります。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康への意識を高め、健康診査を定期的に受診するとともに、体力や年齢等に応じた運動・スポーツに親しむなど、自分の健康づくりに積極的に取組みましょう。</li> <li>○インフルエンザ等の感染症にかかった場合は、うがい、手洗い、マスク着用等の基本的な予防策の実施や人混みを避けるなど、個人単位でまん延防止策の徹底を図りましょう。</li> <li>○健康づくりに配慮し、正しい食生活を心掛けましょう。</li> <li>○結婚活動を支援する取組みに積極的に参加しましょう。</li> </ul>

## (2) 医療体制の整備

### 現状と課題

市民が安心して医療サービスを受けられる体制の整備は、市民の健康的な生活を維持する上で最も欠かせない事項の一つです。

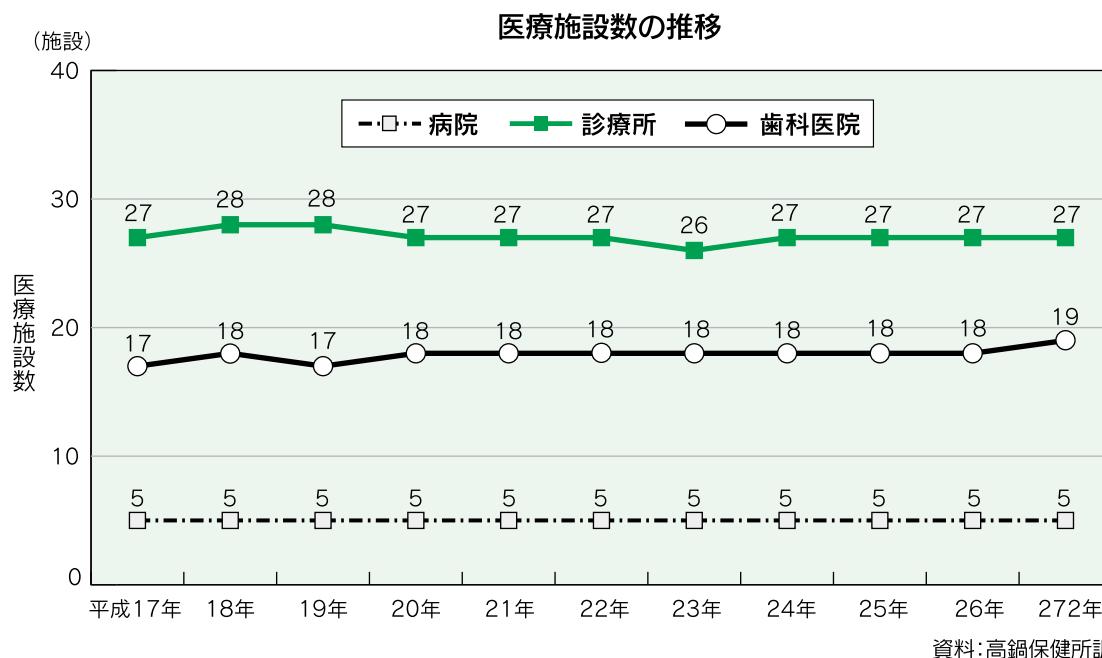
現在、本市の医療施設は、病院5か所、診療所27か所、歯科医院19か所があり、保健所と連携を図りながら市民の健康管理に当たるとともに、医療機関の協力を得て、健康診査、予防行政、乳幼児健康診査を実施しています。

救急医療については、初期救急医療<sup>\*</sup>体制として、医師会の協力により休日在宅当番医制度を実施しているほか、西都児湯医療センターが夜間急病センターを運営しています。

また、二次救急医療<sup>\*</sup>としては、市内の救急告示病院で救急搬送の受入れを行っており、特に西都児湯医療センターは西都児湯地域における中核病院として、休日・夜間を含む24時間体制で市民の救急医療・地域医療を支えています。しかしながら、医師を始めとする医療従事者の確保、老朽化している西都児湯医療センター施設への対応など、今後の救急医療体制の維持・充実方策を検討していく必要があります。

へき地医療については、へき地診療所が2施設あり、そのうち1施設は無医施設となっています。無医施設については、指定医が週2回、施設のない地区には月2回巡回診療を実施しています。しかし、無歯科医地区については、巡回診療等が実施されておらず、地区住民の健康の維持のためにも、対応を検討する必要があります。

今後、さらに充実した地域医療を提供するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、関係法人等との協力体制を強化し、医療施設の整備・充実を図る必要があります。



## 目標　一目指す姿

けがや病気になった時に、必要な医療サービスを受けられる体制が確保され、安心して暮らせる社会を目指します。

## 後期基本計画

第4章 ● 安心生活を守る福祉・健康づくり

## 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
救急搬送の市内搬送率(%)	54.18	67.00	12.82ポイント増

## 施策の体系

## ◇ 医療体制の整備 (1) 医療体制の整備

## 施策の方向

## (1) 医療体制の整備

西都児湯医療センターを中心として医療体制の整備を進めるとともに、国・県や医師会などと連携し、医療従事者の確保に努めるなど、24時間・365日市民が安心して医療を受けることができる体制の構築を目指します。

また、西都児湯医療センターが地域の中核的な医療機関として求められる医療機能を十分に発揮でき、市民が必要なときに必要な医療を受けられるよう、安定した経営基盤確立のための支援を行うほか、その施設整備に一体となって取組みます。

さらに、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師との連携を深めながら、地域医療体制の充実に向けた取組みを進めるほか、小児救急医療体制の確立のため、近隣自治体との連携を強化し、夜間、休日診療体制の整備に努めます。

## 役割分担

行政の役割	○市民が適切な医療サービスが受けられるよう、高度な医療体制・医療施設の整備・充実を図ります。
市民や企業等に期待すること	○かかりつけの医師をもち、症状に合った病院で、速やかに診療を受けましょう。

## 第5章

豊かな文化とひとづくり

## 第5章 豊かな文化とひとづくり

未来を担う子どもたちの資質・能力をはじめ、人を思いやる心、ふるさとを愛する心、たくましく生きるために力を育みます。

また、市民の生涯にわたる生きがいや魅力ある市民文化を創出するため、市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、文化遺産の保護・継承と活用に努めます。

さらに、人権尊重や男女共同参画、国際化に向けた社会環境づくりを推進し、真に豊かな市民生活を実感できるまちづくりを目指します。

### 第1節 学校教育の充実

#### (1) 教育内容の充実

- (1) 特色ある教育の推進
- (2) 個に寄り添う児童生徒支援
- (3) 教職員の資質向上
- (4) 就学前教育の充実
- (5) 学校給食の充実
- (6) 市内県立高等学校の活性化に向けた支援

#### (2) 学校施設の充実

### 第2節 生涯学習の推進

#### (1) 社会教育の推進

- (1) 生涯学習環境の整備充実
- (2) 家庭教育の充実
- (3) 公民館活動の充実
- (4) 社会教育関係団体の育成強化

#### (2) 青少年教育の推進

- (1) 青少年活動と交流の活発化
- (2) 青少年健全育成体制の充実

#### (3) 図書館の充実

### 第3節 市民文化の継承と創造

#### (1) 芸術文化の振興

- (1) 文化財の保存整備
- (2) 文化財の活用
- (3) 歴史・伝統文化の保護と継承

#### (2) 文化遺産の保護と活用

### 第4節 生涯スポーツの振興

#### (1) 生涯スポーツの振興

- (1) 生涯スポーツの振興
- (2) 社会体育施設の整備と活用

### 第5節 人権尊重社会の形成

#### (1) 人権教育・啓発の推進

- (1) 人権教育・啓発の推進
- (2) 人権被害者相談体制の充実

#### (2) 男女共同参画社会づくりの推進

- (1) 意識づくりと就業環境づくり
- (2) 男女共同参画への社会環境づくり

### 第6節 国際化の推進

#### (1) 国際化の推進

- (1) 国際感覚豊かなひとづくり
- (2) 国際交流の推進

## 第1節 学校教育の充実

### (1) 教育内容の充実

#### 現状と課題

これから我が国の教育のあるべき姿については、いじめや不登校問題、学校外での社会体験不足など、豊かな人間性を育むべき時期の教育に生じている様々な課題への対応や、国際化、情報化、少子化、環境問題への関心の高まりといった社会の変化への対応など、新たな教育的・社会的課題に対応した教育の推進が求められています。

こうした状況にあって、本市では、教育基本法の理念と西都市民憲章の精神を基調として、「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」を備え、郷土に対する誇りと国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓いていく気概をもち、心身ともに調和のとれた人間の育成を目指した教育を進めています。

そのため、学習指導要領に対応した教育課程の改善を図る中で、基礎・基本の充実による基礎学力の確実な定着、郷土愛の醸成など情操教育の充実、さらには児童生徒理解の促進に重点をおいた生徒指導や相談体制の充実等を重要課題と捉えています。

こうした課題の解決に向けて、本市では市内全小中学校が国指定の教育課程特例校として、平成21年度からふるさと学習<sup>\*</sup>の「さいと学」や小学校からの英語教育の導入など、市内高等学校も含めた小・中・高連携による一貫教育を本格実施しています。

市内小中学校の児童・生徒の想定推移数（今後5年間）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
小学生（人）	1,639	1,619	1,594	1,564	1,525	1,445
中学生（人）	921	919	918	881	860	852
全 体（人）	2,560	2,538	2,512	2,445	2,385	2,297
対前年増減数（人）	▲50	▲22	▲26	▲67	▲60	▲88
対前年増減率（%）	-1.9	-0.9	-1.0	-2.7	-2.5	-3.7

\*平成27年度の増減数及び増減率は平成26年度と比較した数値

資料：教育政策課調べ

また、児童・生徒の体位や体力の維持向上は、健康でたくましい生活を送る上で必要不可欠な要素であり、そのため学校での意図的・計画的な体育学習の実施や栄養バランスのとれた学校給食の継続的な提供等が求められます。

この安全で安心な学校給食の提供に当たっては、市の学校給食センターが一括提供（銀鏡地区を除く）しており、その施設管理や衛生管理に努める必要があります。

そのため、学校給食設備及び取扱状況の検査、学校給食用食材の検収や保管管理、学校給食従事者の衛生・健康管理の徹底に努めるとともに、各学校と連携を図っていく必要があります。

特に、平成21年度からは給食センターの調理部門を民間委託したこともあり、設置管理者として食中毒防止等の衛生管理の徹底の観点から、これまで以上に「学校給食衛生管理基準」に基づいた施設の改善等にも努めなくてはなりません。

このほか、人間尊重の教育の推進による人権教育の充実、指導方法の工夫改善による少人数教育の充実、教職員の資質向上に向けての学校内外での研修の充実などに取組む必要があります。

また、市内中学生の約半数が市外の高等学校へ進学している状況にあり、今後さらに少子化の影響により市内県立高等学校への入学者が減少することが予測されており、平成30年には県立妻高等学校及び県立西都商業高等学校の統合が予定されています。学校統合に当たっては、魅力と活力のある高等学校にするとともに、子どもたちが将来にわたり地元の高校へ通えるような環境を整備する必要があります。

## 目標　一目指す姿

ふるさと西都を愛する心と「生きる力」を身に付け、心身ともに調和のとれた児童生徒の育成を目指します。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
市内高等学校への進学率(%)	49.7	75.0	25.3ポイント増
英語検定合格率【中学生】(%)	86.3	90.0	3.7ポイント増
児童英語検定合格率【小学生】(%)	88.5	90.0	1.5ポイント増

## 施策の体系

### ◇ 教育内容の充実

- (1) 特色ある教育の推進
- (2) 個に寄り添う児童生徒支援
- (3) 教職員の資質向上
- (4) 就学前教育の充実
- (5) 学校給食の充実
- (6) 市内県立高等学校の活性化に向けた支援

## 施策の方向

### (1) 特色ある教育の推進

「生きる力」を育むために、心の教育の充実を図るとともに、英語活動・英会話科・英語表現科やふるさと学習<sup>\*</sup>「さいと学」の時間など、教育課程特例校として各学校が特色ある教育課程を編成することにより、連携型小中高一貫教育を評価・検証も実施しながら推進します。

今後の学校のあり方については、各方面からの意見を参考にしながら、より良い学校のあり方を研究し推進していきます。

また、豊かな心を育むため、道徳教育の充実や体験活動の推進を図るとともに、あたりまえのこと3か条である「あいさつ」「返事」「整理整頓」の指導を通して、学習規律の定着を目指します。

さらに、国際化や情報化社会に対応できる人間を育成するために国際理解教育及び情報教育の充実を図ります。

児童・生徒の健康・体力づくりについては、食育<sup>\*</sup>の充実はもとより、体育学習や運動部活動、野外活動など学校の教育活動全体を通じて、心身ともに健康でたくましい体の育成を推進します。

特別支援教育<sup>\*</sup>についてはその啓発促進を図るとともに、障がいのある児童・生徒一人ひとりの自立支援のため、それぞれの個に応じた教育課程の編成・実施及び教育環境の充実に努めます。

へき地教育については、少人数学級の特性や地域の特色を活かした教育の計画・実践に基づく教育指導の充実を目指し、指導方法の工夫改善に努めるとともに、山村留学制度の継続を図ることでへき地教育における交流を促進します。

### (2) 個に寄り添う児童生徒支援

学校及び家庭、地域、関係機関等との連携を図り、計画的な生徒指導を推進します。

また、児童・生徒理解や学級経営の充実に努めるとともに、教育支援センターと連携を深めることで、いじめ・不登校の解決に向けた相談指導体制の確立を図ります。

児童・生徒の就学や進路については、一人ひとりの適性と個性に応じた指導が受けられるよう、教育相談事業の充実に努めます。

### (3) 教職員の資質向上

指導力をはじめとする教職員としての資質及び能力の向上を図るため、各種の教職員研修の内容及び教育研究センターや教科等研究会における研究内容の充実に努めます。

### (4) 就学前教育の充実

関係課との連携によるきめ細かな就学指導の充実を図るとともに、幼稚園、保育所及び小学校の連携強化により円滑な就学の推進に努めます。

また、幼稚園への就園を支援するため、保護者の経済的な負担軽減を目的とする「幼稚園就園奨励事業」の事業継続に努めます。

### (5) 学校給食の充実

学校給食センターは、国の「学校給食衛生管理基準」に基づく施設環境の改善を図るとともに、食中毒の防止に万全を期すため衛生管理を徹底し、安全・安心な給食の提供に努めます。

また、食育<sup>\*</sup>の充実を図る観点から、食に関する知識を学ぶ場として学校給食センターを活用するよう学校等の関係機関との連携を図るとともに、給食を生きた教材として活用できるよう地元食材を利用した給食の提供にも努めます。

### (6) 市内県立高等学校の活性化に向けた支援

平成30年に統合が予定されている県立妻高等学校と県立西都商業高校について、魅力ある高校として市内外から入学する環境づくりへの支援を行い、地域の活性化に資する取組みを推進します。

また、市内の専門学校等と高専連携を進め、専門的な技術や情報等の取得による人材育成とあわせ市内事業所等への就業を促進します。

#### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心身ともに調和のとれた子どもを育成するため、心の教育の充実や学力の向上、体育・健康教育の充実を図ります。</li> <li>○地域の特性を活かしながら、社会及び児童・生徒のニーズに対応した教育を推進します。</li> <li>○障がいのある児童・生徒の自立や社会参加を目指して、特別支援教育<sup>*</sup>の充実を図ります。</li> <li>○学校給食はできるだけ地産地消に努め、栄養バランスのとれた給食を提供します。</li> <li>○安全で衛生的な学校給食施設・設備の整備充実を図ります。</li> <li>○市内県立高等学校の統合に向けた市内外から入学する環境づくりへの支援、高校・専門学校卒業生の地元就業の促進に努めます。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭における子育ての役割を地域みんなで担いながら、学校と家庭、地域が一体となった教育を推進しましょう。</li> <li>○各家庭において、基本的な生活習慣や学習習慣、公徳心などをしっかり身に付けさせましょう。</li> <li>○学習活動に地域人材を積極的に活用しましょう。</li> <li>○家庭において、子どもが食べ物の好き嫌いをなくすよう努めましょう。</li> <li>○農家や企業等は、安全で安心できる新鮮食材の生産及び納入に努めましょう。</li> <li>○高校・専門学校の卒業生は、地元で就業しましょう。</li> </ul>

## 〔2〕学校施設の充実

### 現状と課題

現在、市内には小学校が9校、中学校が6校あります。一日の大半を学校で過ごす児童・生徒にとって、安全で快適な学校施設が必要です。各小中学校的校舎においては、耐震性は確保しているものの、老朽化が進んでおり、今後、何らかの手を打たなければならない時期にきています。また、学校規模に関する文部科学省の手引きも参考にしながら、学校再編も検討課題となっています。

さらに、情報化社会に対応した児童・生徒を育成するため、ICT\*機器等のさらなる環境整備に努める必要があります。

### 目標　一目指す姿

次代を担う子どもたちが、安全・安心かつ時代に対応した快適な学校施設の中で学習している教育環境を目指します。

#### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
タブレット端末*導入率* (%)	0.0	100.0	100ポイント増

\* 既存のデスクトップ型パソコンに対するタブレット端末の導入率

### 施策の体系

#### ◇ 学校施設の充実 ————— (1) 学校施設の充実

### 施策の方向

#### (1) 学校施設の充実

学校施設については、少子化や地域の動向、特性を踏まえ、学校再編にも対応した改修に努めます。

また、授業改善の充実を図るため、ICT機器等のさらなる環境整備に努めます。

### 役割分担

行政の役割	○子どもたちが、安全・安心かつ快適に学習できるよう、学校施設・設備の計画的な整備に努めます。
市民や企業等に期待すること	○施設や設備は大切に使いましょう。 ○地域ぐるみで学校の美化や緑化に協力しましょう。

## 第2節 生涯学習の推進

### (1) 社会教育の推進

#### 現状と課題

日常の暮らしや地域社会づくりを支え、地域活動や学習活動への意欲を喚起するものとして、社会教育の果たす役割はますます重要になっています。

本市では、市公民館や地区館を中心に生涯学習講座等の様々な活動を実施していますが、今後も地域の人々が集い学べる場として、公民館等における活動の重要性が増していくものと考えられ、生涯学習講座の学習内容や青少年の生涯学習活動の充実などの施策の展開が必要です。

また、地域社会を支える上では、家庭教育力の向上、あるいは家庭・学校・地域の間における連携体制づくりが重要です。

#### 目標　—目指す姿

家庭と学校、地域との連携を図るための体制が整備され、家庭や地域での生涯学習環境が充実し、市民が生きがいを持って豊かで充実した人生を送ることのできる社会を目指します。

#### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
生涯学習講座への参加者数(人／年)	1,257	1,500	1.19倍
家庭教育学級参加者数(人／年)	479	500	1.04倍

#### 施策の体系

- （1）生涯学習環境の整備充実
- （2）家庭教育の充実
- （3）公民館活動の充実
- （4）社会教育関係団体の育成強化

## 施策の方向

### (1) 生涯学習環境の整備充実

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応した生涯学習を総合的に推進するため、関係機関・団体等との一層の連携・協力を図りながら、学習施策の企画立案や各学習活動におけるリーダーや講師の確保・育成、情報提供体制の充実を図るなど、生涯学習推進体制の充実に努めます。また、年間をとおして実施する子ども向け講座の定着と、夏休みチャレンジ教室のさらなる充実に努めます。

さらに、生涯学習の拠点となる市公民館及び各地区館の整備・充実に努めるとともに、地域の人々が気軽に集い学ぶことのできる環境の整備に努めます。

### (2) 家庭教育の充実

家庭はすべての教育の出発点であることから、保護者自らの学習機会を提供する家庭教育学級の開設により、家庭教育力の向上を図ります。また、子どもの健全育成のため、「家庭の日」、「少年の日」の推進など家族ぐるみ共感活動の啓発に努めます。

### (3) 公民館活動の充実

市公民館及び各地区館を中心として、社会教育活動の充実や生涯学習機会の提供の充実に努めます。

### (4) 社会教育関係団体の育成強化

市民の自主的な活動を促進するため、社会教育関係団体の育成、支援に努めるとともに、生涯学習をより一層推進するため、各団体相互の連携を図ります。

## 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○生涯学習の啓発や各種情報の提供、生涯学習指導者の確保など、総合的な生涯学習推進体制の充実に努めます。</li><li>○身近な施設での学習や情報化に対応した生涯学習講座の創出に努めます。</li><li>○家庭教育学級や公民館活動等の推進に努め、地域教育力の向上を図ります。</li><li>○市民の自主的な活動を促進するため、社会教育関係団体の育成、支援等に努めます。</li></ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○様々な学習機会に参加し、時代に応じた生活知識や技術を習得しましょう。</li><li>○学習成果を地域社会の発展やボランティア活動に活かして、地域に還元しましょう。</li><li>○社会教育団体の自立した運営に努めるとともに、団体間の連携を深めましょう。</li></ul>

## 〔2〕青少年教育の推進

### 現状と課題

本市では、PTA、子ども会、ボーイスカウト、ジュニアリーダークラブ等の組織的な活動を通じて、子どもの健全育成に努めています。また、青少年の問題行動や非行を未然に防ぐとともに、健全な育成を推進していくため、「青少年育成センター」を中心に年間を通じて街頭指導等を行っています。

現在においては、青少年のライフスタイルの多様化や個別化が進み、組織・団体活動が敬遠される傾向にあることから、家庭や地域などとの連携を強化し、親と子の余暇活動に対する一層の支援を図る必要があります。

### 目標　—目指す姿

家庭、学校、地域が一体となって青少年の健全育成に関与し、活き活きと活動する青少年が育つ社会を目指します。

#### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
子ども会リーダー研修会参加者数 (人／年)	57	100	1.8倍

### 施策の体系

#### ◇ 青少年教育の推進

- (1) 青少年活動と交流の活発化
- (2) 青少年健全育成体制の充実

### 施策の方向

#### (1) 青少年活動と交流の活発化

青少年による野外活動や自然体験、社会参加活動などを通じて異年齢間交流や異世代間交流を推進するとともに、青少年研修施設の充実と利用促進に努めます。また、青少年の多様なニーズに対応し自由な活動を尊重した魅力ある学習の場、組織づくりに努めます。

#### (2) 青少年健全育成体制の充実

家庭、学校、地域の連携強化を深め、青少年健全育成体制の充実を図りながら青少年の非行防止活動や健全育成活動を推進します。

## 役割分担

行政の役割	○青少年の健全育成を図るため、地域ぐるみでの青少年活動の促進や青少年交流を推進します。
市民や企業等に期待すること	○青少年活動に積極的に参加しましょう。 ○青少年の活動の場である青少年研修施設等を利用しましょう。

## 〔3〕図書館の充実

## 現状と課題

市立図書館は平成27年3月末現在、蔵書数72,473冊を有しており、市内5つの地区館に団体貸出をして、地域の読書推進を行っています。また、「図書館まつり」「子ども読書の日イベント」、ボランティアによる読み聞かせなど、各種イベントを開催するほか、夏休みの上映会を実施したり、夏休みの開館時間を延長して読書人口の増加拡大を図っています。

図書館の主な役割は、文献や資料を収集し、閲覧の場を提供するとともに、市民の様々な学習活動を支援することにあります。このため、蔵書の充実や図書データシステムによる情報提供、検索支援、リクエスト制度の活用やレファレンス<sup>\*</sup>機能の強化により市民サービスの拡大を目指します。また、他の図書館や施設との連携にも努める必要があります。

特に、本市の図書館としての特色や機能を強化するためには、郷土資料の充実が重要であり、西都原古墳群関連資料や「さいと学」に必要な資料の収集に努める必要があります。



資料：社会教育課調

## 目標 一目指す姿

情報化社会や市民ニーズに対応した図書館の整備充実が図られ、市民の読書や学習活動等が活発に行われている社会を目指します。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
図書館年間利用者数(人)	46,732	47,000	268人増
年間貸出図書数(冊)	87,448	88,000	552冊増

## 施策の体系

◇ 図書館の充実 ————— (1) 図書館の充実

## 施策の方向

### (1) 図書館の充実

市民の自発的な学習活動等の活発化を図るため、蔵書の充実、図書の紹介といった情報提供やレファレンス<sup>\*</sup>機能の強化など運営の充実に努め、学校図書室や他の図書館との連携等も行い、市民の生涯にわたる読書活動を支える環境を整備し、利用しやすい図書館を目指します。

また、西都原古墳群や伊東満所（マンショ）などに関する郷土資料の収集に努め、特色ある図書館としての機能強化を図ります。

さらに、図書館が主催する企画等へ参加するボランティアの育成に努めます。

## 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民ニーズ、情報化社会等に対応した図書館の整備充実に努めます。</li> <li>○「読み聞かせ」や催しを数多く企画し、読書人口の拡大を図ります。</li> <li>○ボランティアの導入及び育成を積極的に図ります。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○図書館を利用し、たくさんの本を読みましょう。</li> <li>○図書館の催しに積極的に参加しましょう。</li> <li>○図書館の催しのボランティアに参加しましょう。</li> </ul>

## 第3節 市民文化の継承と創造

### (1) 芸術文化の振興

#### 現状と課題

生活水準の向上とともに余暇の拡大や個人の自立が進む中で、心の豊かさを求める傾向にあり、芸術文化活動に対する関心も高まりつつあります。また、多様化する市民ニーズに対応するため、民間の能力を活用した指定管理者制度<sup>\*</sup>を文化施設（市民会館）に導入しています。

本市では、演劇、コーラス、伝統芸能、あるいは絵画、写真、書道など各種の芸術文化活動が行われていますが、その愛好者は必ずしも多いとは言えない状況にあります。

このため、市民自らの文化活動の発表の場や芸術鑑賞の機会の提供を充実し、芸術文化創造の素地づくりに努める必要があります。

#### 目標 一目指す姿

芸術文化を担う人材や団体が育ち、市民の芸術文化活動が活発に行われ、魅力ある市民文化が創造される社会を目指します。

#### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
市民会館年間利用者数(人)	35,449	39,000	3,551人増

#### 施策の体系

◇ 芸術文化の振興 ————— (1) 芸術文化の振興

#### 施策の方向

##### (1) 芸術文化の振興

市民会館での自主文化事業を市の内外に周知することにより施設の活用を促進するとともに、市民が芸術文化を身近に感じられるよう鑑賞の機会拡大に努めます。また、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、指定管理者制度の充実推進に努めます。

さらに、西都市文化連盟などの文化関係団体を支援するとともに、これらの団体と連携しながら市民が芸術文化活動に参加しやすい環境整備などを行い、芸術文化活動の充実を図ります。

なお、市民自らが幅広く文化事業を企画運営できるよう、人材の養成やノウハウの蓄積に努めます。

## 役割分担

行政の役割	○優れた芸術など、様々な文化を鑑賞し、創作する機会を提供します。 ○市民の主体的な文化活動を支援します。
市民や企業等に期待すること	○様々な芸術や文化にふれ、豊かな人間性を育みましょう。 ○市民や文化関係団体は、多様な文化活動を主体的に行いましょう。 ○企業は市民の文化活動を支援しましょう。

## 〔2〕文化遺産の保護と活用

## 現状と課題

本市は、考古学的にもまた日向国古代史の解明においても重要と位置づけられている西都原古墳群や日向国分寺跡などの歴史的文化遺産の宝庫であり、史跡や天然記念物、民俗文化財をはじめ多くの有形・無形文化財が点在しています。平成27年9月現在、指定文化財は国指定13件、県指定14件、市指定24件となっていますが、未指定文化財も多く、これらの掘り起こしが望まれています。

西都原古墳群や都於郡城跡といった文化遺産については、発掘調査や活用のための保存・整備が進められてきましたが、今後も、歴史教育や観光面での活用を含めた調査・整備に努める必要があります。

歴史・伝統文化については、過疎化や少子化により民俗芸能活動の後継者が不足していることから、その対策に取組む必要があります。また、本市の歴史・伝統、風土等について次世代に継承し、郷土の理解を深めるための市史編さんが必要となっています。

西都市歴史民俗資料館については、県立西都原考古博物館との役割や位置づけを明確にしながら、「企画展」開催などを推進し、展示内容の充実を図る必要があります。

## 目標　一目指す姿

ふるさとの財産である文化遺産が大切に保護・継承・活用されている社会を目指します。

## 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
指定文化財数(件)	51	56	5件増

## 施策の体系

- ◇ 文化遺産の保護と活用 ————— (1) 文化財の保存整備  
(2) 文化財の活用  
(3) 歴史・伝統文化の保護と継承

## 施策の方向

### (1) 文化財の保存整備

西都原古墳群については、県立西都原考古博物館を中心に古墳の保存と整備を目的とした事業が進められることから、積極的な協力体制を図りながら保存整備に努めます。

都於郡城跡については、本格的な法面保護のための工事等保存整備に努めます。また、都於郡城跡ガイダンスセンターについては、建設検討委員会の資料収集・調査研究をもとに、建設に向けた計画を進めます。

日向国府跡については、国指定地の公有化を図りながら発掘調査を実施し、保存整備に努めます。

日向国分寺跡についても、国指定地の公有化を進めながら保存整備に努めます。

### (2) 文化財の活用

市内の各文化財については、保護を基本に、学校教育、社会教育をはじめとする生涯学習の場や地域づくりに有效地に活用できるよう、文化財情報の提供等に努めます。

ひとづくりにおいては、郷土愛と文化財愛護思想の高揚を図るため、文化財愛護少年団等の支援育成に努めます。また、西都原古墳群を中心として、市内各所に点在する文化財への認識と関心が深まるように努めます。

西都市歴史民俗資料館については、市民等に親しまれる文化施設を目指し、県立西都原考古博物館との連携に基づく独自の展示内容の充実に努めます。

### (3) 歴史・伝統文化の保護と継承

地域に根づいた伝統文化の保護と継承を図るため、各団体との連携を密にしながら、支援や育成指導に努めます。

「西都原古墳群」の世界文化遺産と「銀鏡神楽」のユネスコ無形文化遺産の登録を目指し、その啓発活動を行い、情報発信に努めます。また、伊東満所（マンショ）の功績を称え、後世に伝えることを目的に県内外ゆかりの地への研修やイベント等を実施し、顕彰に努めます。

さらに、郷土の歴史を記録し、魅力ある郷土の文化を後世に伝える「西都市史」の活用と、市史編さんの過程で収集した資料の保存整備に努めます。

## 役割分担

行政の役割	○文化財や伝統文化の保護・継承と活用を積極的に図ります。 ○西都市歴史民俗資料館の展示内容の充実を図り、市民等に親しまれる資料館づくりに努めます。
市民や企業等に期待すること	○西都の歴史や文化に関心を持ち、積極的に学び、ふれあいましょう。 ○地域の文化財や祭り、伝統芸能等を地域で守り育てましょう。 ○企業等は市民の保存・継承活動等を支援しましょう。

## 第4節 生涯スポーツの振興

## 〔1〕生涯スポーツの振興

## 現状と課題

近年、余暇時間の増加等を背景に、生涯スポーツに対する関心が高まり、地域や日常生活の中でスポーツ活動を行い、健康・体力づくりに取組む市民が増えています。

本市では、ミニバレー、グラウンドゴルフなど、各種スポーツの振興により、市民の健康・体力づくりに努めています。しかし、参加者の固定化などの問題も見られることから、今後、市民のニーズを的確に把握し、誰もが気軽に参加できるスポーツの振興を目指す必要があります。

競技スポーツについては、体育協会を中心としたスポーツ水準の向上に努めていますが、少子化等による競技人口やクラブ数の減少が顕在化していることから、今後、組織の再編・拡充など、支援策を検討する必要があります。

社会体育施設は、西都原運動公園、清水台総合公園等における施設拡充や利用促進に努めるとともに、各地域の体育施設と学校体育施設との総合的な活用を図り、スポーツ振興のための適切な措置を講じる必要があります。

## 社会体育施設一覧

平成27年3月末現在

施設名	施設内容
西都原運動公園	野球場、陸上競技場、テニスコート、屋内練習場
清水台総合公園	多目的広場：3面 パークゴルフ場
杉安川仲島公園	野球場、プール
西地区運動場	野球場、多目的広場
市民武道場	武道場
市民弓道場	弓道場
市民相撲場	相撲場
市民体育館	体育館
三納地区体育館	体育館
上三財地区健康増進施設	体育館
三財地区体育館	体育館
都於郡地区体育館	体育館
都於郡地区南体育館	体育館
茶臼原地区体育館	体育館
穂北地区多目的集会施設	体育館

資料：スポーツ振興課調

## 目標　一目指す姿

市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を目指します。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
体育施設利用者数*(人／年)	163,416	175,000	1.07倍
総合型地域スポーツクラブ*総会員数(人)	80	250	3.1倍

\* 市民弓道場及び市民相撲場の利用者数は除く

## 施策の体系

### ◇ 生涯スポーツの振興

- (1) 生涯スポーツの振興
- (2) 社会体育施設の整備と活用

## 施策の方向

### (1) 生涯スポーツの振興

スポーツ振興事業においては、高齢者の生きがいづくりなど生涯スポーツの振興並びに市民の健康づくりにスポーツ推進審議会の意見を伺うとともに、市民のニーズに応じた

ニュースポーツの導入、団体の育成、指導者の育成、障がい者のスポーツ参加への支援を行います。

また、子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛する人々が個々のレベルに合わせて参加できる総合型地域スポーツクラブ<sup>\*</sup>の充実のための支援を行います。

アスリート性の高い競技種目においては、各種競技の普及推進及び体力、競技力の向上に努め、体育協会及び各種競技団体と連携を図るとともに、スポーツ少年団等の指導者育成にも努めます。

さらに、さわやか市民スポーツ大会や西都原このはなマラソン大会は、参加しやすい内容や環境整備に努め、参加者の増加を図ります。

## (2) 社会体育施設の整備と活用

社会体育施設については、西都原運動公園や清水台総合公園等の既存施設における拡充、バリアフリー<sup>\*</sup>化などの改修、管理体制の確立、計画的な活用を図ります。また、地区体育施設と学校体育施設の総合的な活用により、利用しやすい体育施設の環境整備に努めます。

### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誰もが、いつでも気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備充実に努めます。</li> <li>○多くの市民が気軽に参加できるスポーツイベントの開催に努めます。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民一人ひとりが、自主的にスポーツ、体力づくりに励みましょう。</li> <li>○地域スポーツに積極的に参加し、その振興を図りましょう。</li> <li>○社会体育施設はマナーを守って、有効に活用しましょう。</li> <li>○スポーツ関係団体は、自立した運営に努めましょう。</li> </ul>

## 第5節 人権尊重社会の形成

### 〔1〕 人権教育・啓発の推進

#### 現状と課題

人権は、人間の尊厳に基づく権利であり、いかなる場合においても尊重されるべきものです。しかし、今なお、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、インターネットによる人権侵害など、様々な人権問題が存在しています。その要因の一つとして、人々の心の内にある同一性、均一性を重視しがちな性向や因習的意識が挙げられます。

この状況を改善するためには、市民一人ひとりが人権尊重の理念やその重要性を認識し、それが日常生活の中で態度や行動として現れるよう、人権教育や啓発活動を家庭、学校、地域社会などで進める必要があります。

## 目標　一目指す姿

市民一人ひとりが人権問題を認識し、日常生活においてお互いの人権を尊重する態度や行動を身に付けています。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
人権教育・啓発に関する研修の開催回数(回)	23	30	1.3倍

## 施策の体系

- ◇ 人権教育・啓発の推進 ————— (1) 人権教育・啓発の推進  
(2) 人権被害者相談体制の充実

## 施策の方向

### (1) 人権教育・啓発の推進

家庭、学校、事業所、地域社会などを通じて、幼児から高齢者までその発達段階等を踏まえた、効果的な人権教育・啓発の推進を図ります。また、国、県、NPO\*など民間団体との連携・協働の強化に努めます。

### (2) 人権被害者相談体制の充実

関係機関との連携強化に努め、人権擁護委員等による人権被害者救済のための相談体制の充実を図ります。

## 役割分担

行政の役割	○人権教育・啓発活動を推進し、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めます。
市民や企業等に期待すること	○人権を尊重する態度や行動を身につけましょう。

## 〔2〕男女共同参画社会づくりの推進

### 現状と課題

本市における男女共同参画の取組みは、平成11年に「西都市女性プラン21」を策定し、平成16年には「西都市男女共同参画推進条例」を施行して西都市男女共同参画審議会を設置するなど、男女共同参画社会づくりに向けた取組みを進めてきました。さらに、平成21年に策定した「西都市男女共同参画プラン」を見直し、「西都市男女共同参画プラン改訂版（西都市DV\*防止基本計画を含む）」を平成26年に策定して、長期的な視点に立った更なる取組みを進めています。

しかしながら、依然として男女の固定的な役割分担意識が存在しており、男女間の不平等感が解消されていないところが見受けられます。

今後も、「西都市男女共同参画プラン改訂版（西都市DV防止基本計画を含む）」に基づき、男女共同参画に向けた意識づくりを行い、男女がともに参画し安心して暮らせるための社会環境づくりに努める必要があります。

### 目標　—目指す姿

家庭、学校、職場、地域社会等において、男女がお互いに尊重し、対等なパートナーとして参画でき、性別に関係なく個性と能力が発揮されている社会を目指します。

#### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
審議会等における女性の登用率(%)	29.6	33.0	3.4ポイント増

### 施策の体系

- ◇ 男女共同参画社会づくりの推進 ————— (1) 意識づくりと就業環境づくり  
(2) 男女共同参画への社会環境づくり

### 施策の方向

#### (1) 意識づくりと就業環境づくり

男女共同参画の視点に立った講座や講演会等の開催、男女共同参画推進の啓発、配偶者等からの暴力などあらゆる暴力の根絶のための広報活動及び啓発活動を推進するとともに、国、県等との連携強化に努めます。

また、経済団体や企業とも連携を深め、仕事と生活の両立や女性の活躍推進のための働きやすい就業環境の整備を図るとともに、地元企業に対する周知・啓発に取組みます。

## (2) 男女共同参画への社会環境づくり

審議会等への女性の登用を積極的に推進し、政策・方針決定過程への男女共同参画の促進を図ります。また、地域づくり協議会など地域活動における男女共同参画社会の実現に向けた啓発を推進します。

### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○男女共同参画に関する広報・啓発に努めるとともに、政策・方針決定過程への男女共同参画の促進を図ります。</li><li>○男女の平等な就業環境の改善に努めます。</li><li>○地域活動における女性の参画の促進に努めます。</li><li>○DV<sup>*</sup>防止のための啓発に努め、国、県等との連携強化に努めます。</li></ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○性別に関係なく、個人としての尊厳を重んじるとともに、家庭生活や地域活動を共同して行いましょう。</li><li>○行政や地域等の政策・方針決定過程に参画しましょう。</li><li>○企業は男女の均等な雇用機会と待遇の確保に努めるとともに、仕事と家庭等との両立ができる環境の整備に努めましょう。</li></ul>

## 第6節 国際化の推進

### (1) 国際化の推進

#### 現状と課題

本市はこれまで、国際交流事業の実施等により、外国文化や外国人にふれる機会づくりに努め、市民の国際的視野の拡大を目指してきました。

しかし、これから国際化社会に対応するためには、市民がさらに広い視野を持ち、異文化を理解し、外国との相互理解を深めると同時に、地域文化に対する理解と魅力ある地域づくりに取組み、さらに、市民レベルの国際交流の取組みを支援していく必要があります。

#### 目標 一目指す姿

市民の多くが国際化について理解を深め、一人ひとりが外国の文化や価値観を理解し、尊重する意識が育まれる中で、外国人との交流や地域づくりが活発に行われている社会を目指します。

## 後期基本計画

## 第5章 ● 豊かな文化とひとづくり

## 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
外国人との交流事業参加者数(人)	40	100	60人増

## 施策の体系

- ◇ 國際化の推進 (1) 國際感覚豊かなひとづくり  
 (2) 國際交流の推進

## 施策の方向

## (1) 國際感覚豊かなひとづくり

外国文化にふれ、外国人と相互に理解を深め合うための機会を提供することにより、國際感覚豊かなひとづくりを進めます。また、学校教育や生涯学習において、外国語や国際理解の学習のための機会提供に努めます。

## (2) 國際交流の推進

市民主体の国際交流の取組みを支援するとともに、在住外国人や市民活動団体などとの連携を図りながら国際交流の取組みをさらに進めます。

また、二国間交流について検討を行い、実施可能な事業については取組みを進めます。

## 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の国際化を推進するため、外国語や国際理解の学習のための機会提供に努めます。</li> <li>○市民レベルでの国際交流の取組みを支援します。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふるさとの文化を大切にしながら外国の文化や習慣などについての理解を深め、國際感覚豊かな市民となるよう心掛けましょう。</li> <li>○国際交流事業に積極的に参加しましょう。</li> </ul>

# 第6章

市民参画と地域経営型市政づくり

## 第6章 市民参画と地域経営型市政づくり

市民と行政が理解と信頼のもと、それぞれの特性や能力を発揮しながら協働によるまちづくりに取組み、新しい西都を創生するための地域経営型市政を目指します。

このため、地域コミュニティ、市民団体等の活性化や活動機会の充実、活動環境の向上に努め、協働の力にあふれたまちの創造を進めます。

また、限られた人材と財源の中で、質の高い行政サービスを実現するため、地域力や民間活力を活用しながら機能的な行政運営、効率的・効果的に持続可能な財政運営を目指します。

### 第1節 市民と行政との協働のまちづくり

#### (1) 市民協働と地域コミュニティづくりの推進

- (1) 市民協働の推進
- (2) 地域コミュニティづくりの推進
- (3) 市民活動の支援

#### (2) 市民参画による行政の推進

- (1) 広報広聴の充実
- (2) 市民の参画機会の拡充

### 第2節 行財政の効率的運営

#### (1) 機能的な行政の推進

- (1) 計画的な事業の実施
- (2) 行政運営の効率化
- (3) 職員の資質向上
- (4) 国・県との連携
- (5) 新庁舎建設の推進

#### (2) 財政の健全化

- (1) 財源の確保
- (2) 計画的な財政運営

#### (3) 広域行政の推進

- (1) 広域連携及び連携中枢都市圏構想の推進

## 第1節 市民と行政との協働のまちづくり

### (1) 市民協働と地域コミュニティづくりの推進

#### 現状と課題

近年、少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化などにより、地域社会での相互扶助の意識がさらに希薄化しています。すべての市民がずっと暮らしたいと感じることのできる魅力ある地域を形成するためには、市民と行政が目的を共有し、対等のパートナーとして、自然、産業、歴史・文化などの地域特性を活かしながら、地域課題の解決や地域づくりに向けて協働してコミュニティの活性化を図ることが必要不可欠であり、全ての地域住民が参加できる組織が必要であることから、平成24年度までに市内全域に地域づくり協議会の設立を行ってきました。今後ともそれぞれの協議会への支援等を行う必要があります。

現在、多くの地域コミュニティ組織による自主的な活動が行われていますが、その一方で、NPO<sup>\*</sup>など公益的な市民活動団体等は少ない現状にあります。

のことから、多様な地域課題の解決に向け、今後多くの地域コミュニティ組織及び市民活動団体等が協働のパートナーとして活動するための支援を継続的に行っていく必要があります。

#### 目標 一目指す姿

「私たちの西都市を魅力ある地域にする」という共通の目的のため、市民と行政が理解と信頼のもと、それぞれの特性や能力を発揮しながら協働によるまちづくりに取組み、その成果と責任を共有する協働型社会を目指します。

#### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
市民活動支援センターの市民活動登録団体数(団体)	19	25	6団体増

#### 施策の体系

- ◇ 市民協働と地域コミュニティづくりの推進
  - (1) 市民協働の推進
  - (2) 地域コミュニティづくりの推進
  - (3) 市民活動の支援

#### 施策の方向

##### (1) 市民協働の推進

活力ある住みよいまちづくりを推進するためには、市民協働、地域づくりの意識の醸成及び高揚を図り、市民と行政が、それぞれの責任と役割を理解し、対等な立場で協力して

いくことが必要不可欠です。

このため、平成21年に策定した「西都市協働の指針」を基本として広報紙等による啓発活動に努めるとともに、講演会、研修会、イベントなどの開催により、市民協働に対する意識を醸成し、協働によるまちづくりの機運を高めます。

### (2) 地域コミュニティづくりの推進

地域における課題解決や活性化を図り、市民の自主的、主体的な活動を促進するため、地域づくり協議会への運営支援を実施するとともに、各種コミュニティ組織を含めた地域リーダーの育成や行政のコーディネート機能<sup>\*</sup>の充実など、地域活動の支援に努めます。

また、地域の活性化につながる事業については、協働事業<sup>\*</sup>を含め地域コミュニティの事業展開ができるよう府内の連携強化に努めます。

### (3) 市民活動の支援

公益的な市民活動を展開している地域づくり協議会やNPO<sup>\*</sup>法人等の市民活動団体等を新たな公共サービスの担い手として位置づけ、地域における協働事業など活動機会の拡充を図り、NPO法人設立などに関する相談受付等を行いながら市民活動を支援します。

また、「西都市市民活動支援センター」は、市民活動団体等への情報提供・支援及びコーディネート機能の充実を図り、気軽に相談できるとともに利用しやすい支援センターの体制整備に努めます。

### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民協働及び地域づくりへの意識の醸成・高揚に努めます。</li> <li>○職員の市民協働への意識醸成を図り、協働事業の全庁的な取組みを進めます。</li> <li>○地域コミュニティ組織が自主的、主体的に地域課題解決等に向け、活動ができるよう支援します。</li> <li>○市民の自主的・継続的な公益的活動を促進し、その取組みを支援します。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民一人ひとりが地域社会の一員であることを認識し、地域における課題や各種活動に関心を持ち、積極的、主体的に地域づくりに参画しましょう。</li> <li>○地域や市民活動団体は、市民や行政などとの協働に積極的に取組みましょう。</li> <li>○地域課題を自ら解決するため、地域の実情にあわせた自主的かつ継続的な組織づくりに努めましょう。</li> <li>○地域づくりに取組む人づくり、後継者育成に努めましょう。</li> <li>○企業や事業者も地域社会の一員として積極的に地域づくりに参加しましょう。</li> </ul>

## 〔2〕市民参画による行政の推進

### 現状と課題

活力ある個性豊かな協働のまちづくりを推進するためには、市民と行政とのパートナーシップを築き、より多くの市民がまちづくりに参加・参画できることが重要です。そのためには、市民にわかりやすい積極的な情報の提供と共有化を図るとともに、市民の意見や要望を幅広く聴き、市政に反映することのできる体制づくりが必要です。

本市は、「広報さいと」や「お知らせ」等の広報紙、ホームページによる広報活動のほか、地域づくり協議会等との情報交換、市民満足度調査の実施や地域が主体となって市と意見交換を行う「市長と語る西都づくり懇談会」を開催するなど、幅広い意見の広聴に努めてきました。今後さらに、広報・広聴活動の充実を図るとともに、市民の声を的確に把握し、市政に活かすための取組みを充実していく必要があります。

また、市民の市政参画については、パブリックコメント制度※の導入、各種審議会における委員公募等をはじめ、市民主体のまちづくりを実現するための様々な体制整備を進めており、今後も、市民が参加しやすい体制づくりや機会の拡充に努める必要があります。

なお、市民参画による開かれた行政を推進する上で、各種行政情報の公開は不可欠であることから、個人情報の保護に配慮した市民が利用しやすい環境整備に努めていく必要があります。

### 目標　一目指す姿

**市民との情報の共有化と市政の透明化が図られ、市民と行政とのパートナーシップを築き、より多くの市民が参画できる市政運営を目指します。**

#### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
市長との意見交換会等への参加者数(人)	651	1,000	1.5倍

### 施策の体系

#### ◇ 市民参画による行政の推進

- (1) 広報広聴の充実
- (2) 市民の参画機会の拡充

### 施策の方向

#### (1) 広報広聴の充実

「広報さいと」については、内容をより充実し、読みやすい紙面づくりに努め、「お知らせ」についても、市民生活に密着した情報をわかりやすく提供できるよう努めます。さらに、報道機関への積極的な情報提供により、迅速で的確な市政情報の発信に努めるとともに、市民が情報を共有できるよう、インターネット等による広報広聴の充実を図ります。

## 後期基本計画

### 第6章 ●市民参画と地域経営型市政づくり

また、市民の声を市政に反映するため、市民アンケート、市政提言箱等の活用により、市民意識や意向の把握に努めます。

さらに、透明で開かれた市政を実現するため、個人情報の保護と管理を徹底しつつ、市民が必要とする市政情報の提供、公開を推進します。

#### (2) 市民の参画機会の拡充

市民と直接語り合い市民の視点に立った市政を進めるため、地域づくり協議会など地域の各種団体とともに西都づくりのための懇談会等を協働で実施し、地域との対話を積極的に進めます。

また、審議会、委員会等の委員の公募やパブリックコメント制度<sup>\*</sup>、公聴会や各種シンポジウムへの市民参加を積極的に推進するとともに、各種施策の実施段階においても市民の参画機会の拡充を図ります。

#### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○“伝えたいことをていねいに、知りたいことをわかりやすく”を基本に市民への情報提供に努めます。</li> <li>○市民と対話できる機会の充実と対話しやすい環境をつくります。</li> <li>○市民が主体的に参画できる機会の充実に努めます。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙やお知らせを通じて、各種サービスを利活用しましょう。</li> <li>○情報公開・提供を通じて、積極的な情報発信に努めましょう。</li> <li>○意見交換会やアンケートなどに参画して、地域づくりについて行政と一緒にになって考えましょう。</li> <li>○各種計画に示された市民の役割を把握し、積極的に実行しましょう。</li> </ul>

## 第2節 行財政の効率的運営

#### (1) 機能的な行政の推進

##### 現状と課題

市民の価値観の多様化や少子高齢化、経営資源の制約などの社会情勢の変化に伴い、行政課題が高度化・多様化する中で、より効率的な市民サービスや行政運営が求められています。このため、本市では、事務事業の電算化や機構改革等に取組んでいます。

今後、さらに機能的な行政を推進するために、新時代の質の高い行政サービスを目指す観点から、「第6次行財政改革大綱」を基に、行政評価<sup>\*</sup>制度の充実、民間の活用や事務事業の見直しを進め、組織機構の改編や情報化を図る必要があります。

また、職員の資質向上を図るために階層別研修や派遣研修等を実施していますが、今後、政策課題に対応した研修を充実させるとともに、経営感覚や政策形成能力を備えた職員の養成など計画的に人材育成を推進する必要があります。

さらに、庁舎をはじめ公共施設等については、老朽化が進んでいることから、将来の人口減少等により利用状況の変化が予想されることを踏まえた対策を図る必要があります。

## 目標 一目指す姿

行財政改革大綱に基づき、行政全般にわたり新時代の質の高い行政サービスを目指した改革が推進され、新たな行政課題と多様化する市民ニーズに機動的かつ柔軟に対応できる簡素で効率的な行政を目指します。

## 施策の体系

- (1) 計画的な事業の実施
- (2) 行政運営の効率化
- ◇ 機能的な行政の推進 ——————
  - (3) 職員の資質向上
  - (4) 国・県との連携
  - (5) 新庁舎建設の推進

## 施策の方向

### (1) 計画的な事業の実施

限られた経営資源（人的資源・財的資源）を有効・適切に活用して、より効果的な施策を開展するため、庁内の総合的な政策調整機能を高め、外部有識者等の意見を取り入れながら実施事業の優先順位の明確化に努めます。

また、成果を重視した計画の進行管理を行うための行政評価※制度の充実を図り、新たな施策・事業の構築と重点的な取組みに反映させるなど、効果的な行政運営を推進します。

### (2) 行政運営の効率化

より効率的な行政運営と質の高い行政サービスの提供を実現するため、「第6次行財政改革大綱」に基づき、事務事業等の見直しや組織機構の再編、多様なニーズに横断的に対応できる組織体制の構築、定員管理及び給与制度の見直しなど、行政全般にわたる改革を推進します。

公共施設の管理運営については、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るため、民営化や民間委託、指定管理者制度※の導入を推進します。

また、公共施設等の老朽化対策については、施設の更新・統廃合・長寿命化など長期的視点をもって総合的かつ計画的に管理するため、公共施設等総合管理計画を策定します。

情報化による内部事務の効率化については、電算システムの充実とともに、庁内グループウェア※及び総合行政ネットワーク（LGWAN）※を活用して、事務処理の効率化、省力化及び情報の共有化をさらに進めます。

### (3) 職員の資質向上

職員の意識改革と政策形成能力の向上を図るため、「西都市人材育成基本方針」に基づき研修計画を構築します。市民に信頼され、市民協働を進める上で必要となる地域経営的見地に基づくバランス感覚に優れた“求められる職員”を育成します。

研修の実施に当たっては、政策形成能力の向上のための政策課題研究を継続して実施し、また、事務処理能力や管理能力を高めるため、階層別研修に加えて職場研修の充実を図るほか、

## 後期基本計画

### 第6章 ●市民参画と地域経営型市政づくり

県への派遣や外部専門機関への委託等をあわせて進めることにより効率的な人材育成に努めます。

#### (4) 国・県との連携

行政運営に当たっては、国や県の政策動向や課題に対し、迅速かつ適切に対応する必要があることから、今後も、国・県とのより一層の連携強化に努めるとともに、関連する計画や事業の円滑な推進を図ります。

#### (5) 新庁舎建設の推進

市民サービスの向上と庁舎の安全性の確保のほか、災害拠点となりえる施設、市民が利用しやすいユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>対応の施設等を目指し、新庁舎の建設を推進します。

### 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行財政改革を着実に進め、新時代の質の高い市民サービスの提供を図ります。</li> <li>○行政評価<sup>*</sup>制度により、効率的・効果的な事務事業の実施に努めます。</li> <li>○職員の意識改革と政策立案・実行能力の向上を図るため、職員研修の充実に努めます。</li> <li>○情報通信技術の活用などにより、事務処理の効率化、省力化及び情報の共有化を推進します。</li> <li>○国・県との連携を図り、国・県事業の円滑な推進を図ります。</li> <li>○早期の新庁舎建設の推進を図ります。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政サービスや組織運営について、意見や要望を伝えましょう。</li> <li>○指定管理者は、公共サービスの担い手として、質の高いサービスの提供と健全な運営に心掛けましょう。</li> </ul>

## 〔2〕財政の健全化

### 現状と課題

本市の財政状況は、公債費の実質的な財政負担をあらわす実質公債費比率<sup>\*</sup>の低下や地方債残高の減少など改善傾向は見られるものの、財政構造の弾力性をあらわす経常収支比率<sup>\*</sup>が高水準で推移し、依然として財政の硬直化が続いている。

歳入面においては、景気回復の遅れに伴い、市税を中心とした自主財源の増加が見込めず、地方交付税などの依存財源に多くを頼らざるを得ない状況となっています。

また、歳出面においては、少子高齢化に伴い社会保障関係費の増加が見込まれるとともに、社会基盤の整備や地域経済の活性化などの課題解決に向けた財政需要が予想されます。

このような状況の中、国は中長期的に財政再建が大きな課題となっていることから、地方財政を取り巻く環境は予断を許さない厳しい状況にあります。このため、本市のような自主財源の乏しい地方自治体にとって非常に厳しい財政運営が見込まれます。

今後は、受益者負担の適正化や未利用財産の計画的な処分・活用などにより財源の確保を

図りつつ、引き続き行財政改革を推進し、中長期的視点に立ち、限られた財源の重点的な配分を行いながら、社会経済情勢の変化や地方分権の進展に対応した効率的・効果的で持続可能な財政運営を行う必要があります。

### 市内における近年の財政状況

年 度	財政力 指標*	経常収支 比率* (%)	実質公債 費比率* (%)	地方債 残高 (億円)	収入【普通会計】 (億円)		
					自主財源	依存財源	計
平成17年	0.335	89.2	16.8	149.1	55.1	113.6	168.7
平成18年	0.350	90.6	18.1	143.2	53.8	113.9	167.7
平成19年	0.359	93.5	17.9	135.1	53.1	96.4	149.5
平成20年	0.367	94.8	16.9	125.4	56.0	101.6	157.6
平成21年	0.365	91.7	14.9	116.4	56.9	111.0	167.9
平成22年	0.354	87.8	12.7	114.7	56.2	122.8	179.0
平成23年	0.343	88.9	11.5	108.2	54.2	107.3	161.5
平成24年	0.339	92.0	10.8	102.4	51.6	103.4	155.0
平成25年	0.344	90.7	10.2	98.9	56.0	116.8	172.8
平成26年	0.351	93.8	8.9	100.8	61.3	117.4	178.8

資料：財政課調

### 目標　一目指す姿

行財政改革を推進しながら中長期視点に立ち、社会経済情勢の変化や地方分権の進展に対応した効率的・効果的で持続可能な財政運営を目指します。

#### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
経常収支比率(%)	93.8	92.0	1.8ポイント減
実質公債費比率(%)	8.9	8.0	0.9ポイント減

### 施策の体系

- ◇ 財政の健全化 ————— (1) 財源の確保  
(2) 計画的な財政運営

## 施策の方向

### (1) 財源の確保

自主財源の根幹を占める市税については、的確な課税客体の把握に努め、適正な賦課と公平公正な収納体制の整備を図り、財源の確保に努めます。

使用料及び手数料については、経費の徹底した削減を前提として、受益者負担の適正化の観点から適宜見直し、財産収入については、その管理・運用の適正化を進め、未利用財産の計画的な処分・活用に努めます。

依存財源の多くを占める国・県の補助金については、市民生活の基礎となる社会福祉の充実や生活環境、産業振興のための基盤整備等に必要不可欠であることから、様々な面からの制度活用を図ります。

### (2) 計画的な財政運営

健全性を確保した計画的な財政運営を行うため、中期財政計画による財政収支の見通しを定期的に見直し、財政構造の課題を把握し、その改善を図ります。また、引き続き行財政改革を推進し、事務事業の整理合理化等により経費削減を図りながら、行政評価※制度や新たな地方公会計制度により作成される財務書類等の活用により限られた財源の重点的な予算配分に努めます。

基金については、将来の財政負担に対応するため計画的に積み立て、その有効活用を図ります。市債は、世代間の負担の平準化を図る役割もありますが、後年度の財政負担を伴うことから、適正発行により残高の抑制に努めます。

さらに、特別会計、公営企業会計については、独立採算制の堅持を原則とし、経営健全化に努めます。

また、市の財政状況については、市民によりわかりやすく公表します。

## 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中期財政計画を策定し、財政の健全性を確保した計画的な財政運営に努めます。</li> <li>○行財政改革を推進し、財源の重点的な配分に配慮した財政運営に努めます。</li> <li>○市税等の徴収率の向上などに努め、自主財源の確保を図ります。</li> <li>○市民に財政についてのわかりやすい情報を公表します。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市税等を納期内に納めましょう。</li> <li>○財政運営について、意見や要望を伝えましょう。</li> <li>○各種団体は、自立した運営に努めましょう。</li> </ul>

## 〔3〕 広域行政の推進

### 現状と課題

近年、市民の生活圏や経済圏は市域を越えてますます広域化しています。これに伴い、市民の意識や関心の範囲もより広域的となり、行政に対する要請も多様化、高度化する傾向が見られます。その一方で、市町村単位における施設整備の非効率性などが指摘されるように

なっています。

西都児湯圏域においては、ごみ処理事業、火葬場の共同設置・運営、救急医療体制の整備等の広域行政を積極的に進めており、効率性などの面で様々な効果を挙げています。今後は、保健・医療行政、環境行政等の分野において、圏域外も含めた広域行政による事業の必要性が高まるものと予想されることから、各地域の特性に応じた機能分担を図りながら、調和がとれた連携事業に取組むことが求められます。

また、今後は新たな広域行政の仕組みである連携中枢都市圏構想<sup>\*</sup>に基づく自治体間連携についても取組んでいく必要があります。

## 目 標 一目指す姿

周辺市町村との連携や機能分担を進め、市民サービスの向上と効果的な行財政運営を目指します。

### 〈主要指標〉

指 標	現 状	目 標	増 減
	H26	H32	H26～H32
新たな広域連携事業数(事業)	—	1	1事業増

## 施策の体系

◇ 広域行政の推進 ————— (1) 広域連携及び連携中枢都市圏構想の推進

## 施策の方向

### (1) 広域連携及び連携中枢都市圏構想の推進

現在、一部事務組合方式で実施されているごみ処理、火葬場の運営、営農飲食用水供給事業については、業務内容の一層の充実や効率化に努めます。また、保健・医療・福祉、文化振興、観光振興等の分野における広域連携について、圏域外も視野に入れながら、その連携のあり方と可能性についての検討を行います。

連携中枢都市圏構想については、連携中枢都市を宣言した宮崎市を中心とする近隣市町村との連携について検討します。

## 役割分担

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺市町村などとの連携・調整を図りながら、快適で活力に満ちた広域圏の形成に努めます。</li> <li>○連携中枢都市圏構想について検討します。</li> </ul>
市民や企業等に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域行政について、意見や要望を伝えましょう。</li> <li>○周辺市町村の住民等と積極的に交流し、様々な活動に参加しましょう。</li> </ul>



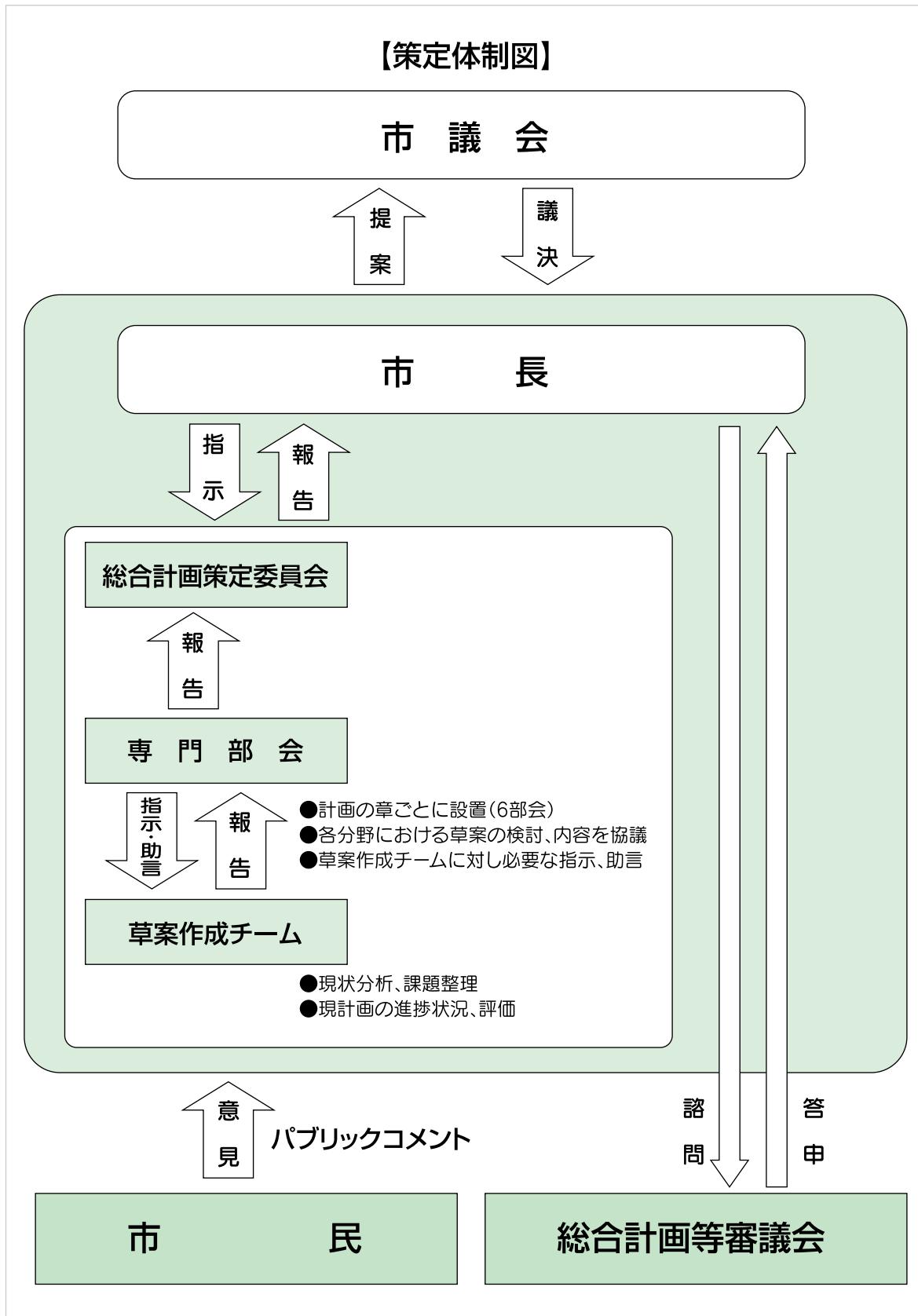
# 付属資料

## 付属資料

1. 第四次西都市総合計画後期基本計画の策定体制
2. 第四次西都市総合計画後期基本計画策定の経過
3. 西都市総合計画等審議会条例
4. 市長諮問及び審議会答申
5. 西都市総合計画等審議会委員名簿
6. 用語解説



## 1. 第四次西都市総合計画後期基本計画の策定体制



## 2. 第四次西都市総合計画後期基本計画策定の経過

期　　日	項　　目
平成27年 6月 1日	第1回西都市総合計画策定委員会
6月15日	第1回総合計画策定委員会専門部会・第1回草案作成チーム合同会議
8月13日	第2回都市基盤部会草案作成チーム会議
8月18日	第2回教育文化部会草案作成チーム会議
8月18日	第2回計画推進部会草案作成チーム会議
8月19日	第2回健康福祉部会草案作成チーム会議
8月20日	第2回生活環境部会草案作成チーム会議
8月20日	第2回産業振興部会草案作成チーム会議
11月11日	第2回生活環境専門部会会議
11月12日	第2回都市基盤専門部会会議
11月12日	第2回産業振興専門部会会議
11月13日	第2回健康福祉専門部会会議
11月13日	第2回教育文化専門部会会議
11月13日	第2回計画推進専門部会会議
11月25日	第2回西都市総合計画策定委員会
11月30日	第3回西都市総合計画策定委員会
平成28年 1月 8日	第1回西都市総合計画等審議会(市長から諮問)
1月 9日	パブリックコメント手続開始(2月8日まで)
2月12日	第2回西都市総合計画等審議会
2月12日	西都市総合計画等審議会から市長へ答申
2月17日	庁議(計画案の決定)
3月 1日	総合計画後期基本計画案の上程
3月18日	総合計画後期基本計画案の議決

### 3. 西都市総合計画等審議会条例

昭和46年3月31日  
西都市条例第4号

#### (設置)

第1条 市長の諮問に応じ、西都市の総合計画及び国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく国土利用計画に関して必要な事項を調査審議するため、西都市総合計画等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。
  - (1) 国県の機関の職員
  - (2) 市内の公共的団体等その他関係団体の役職員
  - (3) 学識経験を有する者

#### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

#### (招集及び会議)

第5条 審議会の会議は、市長が招集し会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (小委員会の設置)

第6条 審議会は、必要に応じ小委員会を設けることができる。

#### (雜則)

第7条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

#### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

#### (附則以下略)

## 4. 市長諮詢及び審議会答申

西総政第275号  
平成28年1月8日

西都市総合計画等審議会

会長 仁科 俊一郎 殿

西都市長 橋田 和実

### 第四次西都市総合計画後期基本計画素案について（諮問）

第四次西都市総合計画後期基本計画素案について貴審議会の意見を求める。

平成28年2月12日

西都市長 橋田 和実 殿

西都市総合計画等審議会  
会長 仁科 俊一郎

### 第四次西都市総合計画後期基本計画素案について（答申）

平成28年1月8日付け西総政第275号で諮問のありました第四次西都市総合計画後期基本計画素案について、慎重に審議しました結果、本計画は適切であると認め、下記の要望を付して答申します。

記

本計画は、市民と行政との協働を基本理念としてまちづくりに取組み、「元気な日本のふるさと“西都”」を目標像としていること、また、地方が取組む重要課題である人口減少抑制に向けた地方創生の総合戦略が新たに位置づけられています。そのことから、諸施策の推進にあたっては、この目標をしっかりと見据え、サブテーマである「未来へと勇躍する「食」創生都市」を基軸に、最善の努力を尽くされるよう要望します。

また、本計画の実施にあたっての当審議会の主要な意見を別紙のとおり付しますので、これらの意見を尊重されるとともに、特段の配慮を要望します。

## 5. 西都市総合計画等審議会委員名簿

区分	所属機関・団体名	役職	氏名
国・県の機関の員	宮崎県児湯農林振興局	局長	工藤明也
	宮崎県西都土木事務所	所長	上田秀一
公共的団体その他関係団体の役職員	西都農業協同組合	組合長	平島善範
	西都農業協同組合女性部	部長	杉尾砂子
	児湯広域森林組合	組合長	長友幹雄
	西都商工会議所	会頭	仁科俊一郎
	桜川を憩いの場にする会	会長	奥口一人
	西都青年会議所	理事長	池田洋一郎
	西都市社会福祉協議会	会長	上杉兼祺
	西都市民生児童委員協議会	監事	古園征子
	西都市P T A協議会	副会長	寺原美穂
	西都市体育協会	会長	相澤潔
	西都市文化連盟	会長	清野憲一
	西都市地域婦人連絡協議会	代議員	井上ヒロ子
	西都市区長連絡協議会	会長	橋口透
	西都市自治公民館連絡協議会	会長	山崎幸雄
	妻北地域づくり協議会	副会長	安芸サチ子
学識経験を有する者	宮崎大学農学部	教授	藤掛一郎
	西都市教育委員会	委員	尾本礼子

(順不同・敬称略)

## 6. 用語解説（五十音順）

### ア 行

#### ■ I C T（情報通信技術）

情報処理及び情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称である。

#### ■インターネット

インターネット・プロトコル（通信に用いられるネットワーク層）技術を利用してコンピュータネットワーク間の相互接続を行うことにより実現されるネットワークのことである。

#### ■エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、知事の認定を受けた農業者。

#### ■SNS

「Social Networking Service」の略称であり、インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのことである。

#### ■NPO

「Non – Profit Organization」の略称であり、非営利活動組織のこと。利潤追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する、営利を目的としない組織・団体の総称。

#### ■温室効果ガス

地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇（地球温暖化）させる効果を有する気体の総称。代表的なものに二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)等がある。これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与している。

### カ 行

#### ■化石燃料

地質時代を通じて動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物であり、石炭・石油・天然ガスなど燃料として用いられるもののこと。

#### ■家族経営協定

家族内で経営責任を分かれ合い、また、各人の経営者能力の養成・発揮を通じて、家族農業経営の新たな発展基盤を築くため、農業経営のやり方や収入の配分、移譲計画や生活上の諸事項について取り決めを行うこと。

#### ■合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗面所等の排水）を併せて処理できる浄化槽のこと。し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚染物質の削減率が極めて高い。

#### ■環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指す。人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓、戦争、人口増加など）があり、自然的に発生するもの（気象、地震、火山など）も環境負荷を与える一因である。

#### ■環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

#### ■凝集沈殿急速ろ過

水道原水中のコロイドやそれに近い大きさの微粒子、微生物を薬品で凝集させ、大きなフロックとして沈殿分離し、急速ろ過で綺麗な水にする浄水方法の一つ。

### ■行政評価

行政のさまざまな業務や事業について、予算額や人員がどれほどかかっているかを測定し、その目的に照らして、今後の改革改善に向けてどのような結果・成果が生み出されているかを分析すること。

### ■協働事業

市民、市民団体、事業者と行政が役割と負担を明確にしながら、お互いの提案により協力して実施し、社会に貢献する事業のこと。

### ■居宅介護

障害者自立支援制度による障害福祉サービスの一つで、障がい者等に対し、居宅において入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供すること。

### ■グリーン・ツーリズム

自然豊かな農山漁村において、農家民宿等に滞在しながら農林漁業を体験したり、地域の人たちとの交流を楽しむ滞在型余暇活動。特産品、自然・文化等、地域の豊かさを再認識するとともに、地域活性化の手段としても注目されている。

### ■グローバル化

人・資金・資源・技術などが国境を越えて移動し、市場経済が世界的な規模で拡大することで、これに伴いコンピュータやマルチメディア等の情報通信のネットワーク化が進展し、世界の一体化が飛躍的に進むこと。

### ■景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る行政機構であり、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。

### ■経常収支比率

一般財源の中で経常費がどの程度使われたかを表すもので、数字が低いほど財政構造が弾力性に富むことを示す。

### ■健康寿命

日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。

### ■公益的機能

森林・農地の持つ様々な機能のうち、環境保全機能（二酸化炭素吸収・固定）、水源かん養機能（水を蓄える）、土砂崩壊防止機能、保健文化機能（保健・休養の場の提供）のこと。

### ■合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

### ■高度情報化

情報通信技術の急速な発達とあいまって、社会経済の仕組みの中で情報を高度な資源として認識し、これを中心に社会経済活動が進展していくこと。

### ■子育て支援センター

担当職員を配置して地域全体の子育て家庭に対する育児支援を総合的に実施する機関で、保育所等に併設される。

### ■コーディネート機能

物事を調整し、まとめる機能のこと。

### ■コミュニティバス

地域住民の移動手段を確保するために、地方自治体などが実施するバスである。

### サ 行

#### ■災害時要支援者

災害時に何らかの手助け（支援）を必要とする傷病者、身体障がい者、精神障がい者を初め、日常的な理解能力や判断力のおとる乳幼児、体力的な衰えのある高齢者や、日本語の理解が十分ではない外国人などをいう。

#### ■再生可能エネルギー

太陽光、風力、波力・潮力、流水・潮汐、地熱、バイオマス等、自然の力で定常的もしくは反復的に補充されるエネルギー資源のこと。

#### ■財政力指数

財政力を表す指標であり、1に近くまた1を超えるほど財政力に余裕があることを示す。

#### ■三位一体改革

国税から地方税への税源移譲、補助金の廃止・削減、地方交付税の見直しを一体として改革し、国と地方の財政関係を分権的に改めること。

#### ■自主防災組織

主に、町内会、自治会が母体となって地域住民が自主的に連携して防災活動を行う任意団体のこと。

#### ■シックハウス

住宅の高気密・高断熱化が進み、新建材と呼ばれる化学物質を含有した建材を多く用いたことにより、室内空気が化学物質などに汚染され、そこに住まう人の健康に悪影響を与えててしまうこと。

#### ■実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、段階的に基準が設けられている。

18%以上：地方債発行に国や都道府県の許可が

必要になる。

25%以上：独自事業の起債が制限され、財政健全化団体に指定される。

35%以上：国と共同の公共事業向けの起債が制限され、財政再生団体に指定される。

#### ■指定管理者制度

体育館や図書館など地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。民間の活力を導入し地方公共団体の経営改善を図る目的で、平成15年（2003年）の地方自治法改正に伴い導入された。

#### ■自動体外式除細動器（AED）

電気ショックが必要な心臓の状態を判断し、電気ショックを与える医療機器。心臓が痙攣したように細かく震え、血液を送り出すポンプ機能が失われる重い不整脈（心室細動）に対し、一時的な電気ショックで震えを取り除く。

#### ■重度訪問介護

障害者自立支援制度による障害福祉サービスの一つで、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に対し、居宅における入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に提供すること。

#### ■集落営農

集落など地縁的なまとまりのある一定の地域内のおおむね半数以上の農家が、農地の効率的利用のための調整を図りながら、農業生産過程の一部又は全部について共同化・統一化に関する合意のもとに実施する営農。

#### ■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分

が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

#### ■情報セキュリティ

情報の機密性、完全性、可用性を維持すること。

#### ■情報モラル

情報を扱う上で必要とされる道徳のこと。または、情報社会において注意すべきことなどをいう。

#### ■初期救急医療

病院や診療所などの診療時間外（休日・夜間）において、住民が自らの手段によって診察を受けに行くことのできる比較的軽度な症状に対応する救急医療。

#### ■食育

食に関する知識や、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。近年の食に関する諸問題を踏まえ、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものとして推進されていく。

#### ■スマートフォン

携帯電話機の一形態を指す用語である。明確な定義はないが、多機能携帯電話であることが要件とされる場合が多い。

#### ■スローガン

企業・団体の理念や運動の目的を、簡潔に言い表した覚えやすい句・標語・モットーのこと。

#### ■生活交通路線バス

生活交通路線として必要なバス路線のうち、広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るため、都道府県の定める一定の要件のもとで、最も少ない補助金で運行する乗り合いバス事業

者に対して、都道府県を通じて助成を行って運行されるバス。

#### ■総合型地域スポーツクラブ

地域住民が主体となって、自ら運営・管理する新しいスポーツクラブのシステムで、いろいろな種目を様々な人たちが、その興味・関心や競技レベルを問わず、それぞれのスタイルで楽しむことができるクラブ。

#### ■総合行政ネットワーク（LGWAN）

地方公共団体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図るために基盤として整備され、全国の地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用のネットワーク。

### タ 行

#### ■タブレット端末

コンピュータ製品の分類の一つで、板状の筐体の片面が触れて操作できる液晶画面（タッチパネル）になっており、ほとんどの操作を画面に指を触れて行うタイプの製品のこと。

#### ■地域高規格道路

高速自動車道と一体となって地域の高速交通体系の役割を果たす自動車専用道路、又はそれと同等の機能を有する道路。地域相互の交流促進、空港・港湾等の広域交通拠点との連結などに資する道路として位置づけられる。

#### ■地域支援事業

要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。

### ■地域防災士

特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する民間資格であり、「“自助”、“互助”、“協働”を原則として、社会のさまざまな場で、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として認められた人」のこと。

### ■庁内グループウェア

庁内のメール、掲示板、スケジュール管理、設備・施設予約など、従来紙を使って行っていたものをパソコンとネットワークを利用し、庁内情報を共有化して活用するためのツール。

### ■長伐期施業

通常の主伐林齢（宮崎県内のスギの場合は35年程度）のおおむね2倍に相当する林齢を超えて主伐を行う森林施業。

### ■DV（ドメスティック・バイオレンス）

「Domestic Violence」の略称で配偶者（夫・妻）、パートナーなどからの暴力のこと。

### ■低炭素社会

炭素（二酸化炭素）の排出が少ない社会のこと。地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量が小さい社会で、排出量と吸収量が同じであること、またはそれに近い状態を目指すもの。

### ■TPP

環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）の略であり、自由化レベルが高い包括的な協定である。モノやサービスの貿易自由化だけでなく、政府調達、貿易円滑化、競争政策などの幅広い分野を対象としており、物品の関税は例外なく10年以内にほぼ100%撤廃するのが原則となっている。

### ■デポジット制度

農業用の廃プラスチックのデポジット制度とは、農業用の被覆資材（塩化ビニール、ポリフィルム及びポリオレフィン系特殊フィルム）購入時に、農業用廃プラスチックの運搬・処理に係る経費を前払いする制度。

### ■電子市役所、電子自治体

市民の利便性向上や行政運営の簡素効率化を図るため、市がICTを活用し、電子申請や電子入札などの行政運営を行うこと。

### ■電子申請・届出

従来、郵送や窓口に直接出向いて行っていた行政機関等への申請・届出等について、インターネットを通じて行えるようにしたサービス。職場や自宅のパソコンから、必要な申請・届出等を手軽に安全に行える。

### ■道州制

現在の都道府県制度を廃止し、さらに広域な自治体として道あるいは州を置く仕組み。国の役割を限定して道州に事務を移譲。都道府県が担う仕事の多くは市町村に移譲し、地方分権を進めるのが狙い。

### ■特別支援教育

これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症等も含め、障がいのある児童・生徒に対して各人の教育ニーズを把握し、当該児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

### ■特用林産物

森林から生み出される木材以外の生産物の総称で、しいたけ、樹実、山菜など食用のものはじめ、漆など伝統的工芸品の原材料、木炭、薪など、多種多様なものがある。

### ■都市計画マスターplan

都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指す。都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像や整備方針、諸施設の計画等が総合的に定められる。

### ■トレーサビリティシステム

生産から流通、加工を経て、消費者に至るまでのルートをたどることができるよう、生産、流通等の履歴を記録し管理するシステム。

## ナ 行

### ■二次救急医療

入院治療を必要とする重症患者を受け入れる救急医療。なお、命に関わる重症の患者については、第三次救急医療が対応する。

### ■二地域居住

都市住民が本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中長期（1～3か月）、定期的・反復的に滞在することなどにより、当該地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。

### ■認知症ケアバス

認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みである。

### ■認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画（農業経営改善計画）が、△市町村基本構想に照らして適切であり、△その計画が達成される見込みが確実で、△農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である。

る、との基準に適合するとして市町村から認定を受けた者。認定農業者には、低金利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策が重点的に実施されている。

### ■農業振興地域整備計画

県知事により農業振興地域の指定を受けた市町村が、農用地利用計画のほか、農業生産基盤、農業近代化施設の整備方針等を定める長期的な計画。なお、農用地等に利用すべき土地として「農用地区域」が指定される。

### ■農業生産法人

農業を営む法人を農業法人といい、このうち農地を取得できるのが農業生産法人である。

### ■ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

## ハ 行

### ■バイオテクノロジー

生命工学、生物工学。生物を工学的見地から研究し、応用する技術。近年は特に、遺伝子組み換え・細胞融合等の技術を利用して品種改良を行い、医薬品・食料等の生産や環境の浄化等に応用する技術を指す。

### ■バイオマス

動植物由來の有機物。家畜の糞尿、おがくずや木材加工端材、稻わら等を用いて、燃焼、熱分解、微生物による発酵等により発電、発熱させ、エネルギーとして利用する。

### ■廃止路線代替バス

従来のバス事業者が運行するバス路線が廃止

された後、そのバス事業者に代わって市町村又は貸切バス事業者が、やや柔軟な条件のもとで運行する乗り合いバスのこと。

### ■ハザードマップ

災害により危険が予想される地域や避難経路、避難場所を示した地図のこと。対象とする災害は、洪水、土砂災害、津波等であり、それぞれの目的に応じて別々の機関で作成されている。

### ■パブリックコメント制度

政策立案段階において、その立案に係る政策の趣旨、内容等を公表し、市民等から意見等を募集し、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する制度。

### ■バリアフリー

障がい者や高齢者等が社会生活を営む上で、物理的、心理的な障壁（バリア）を取り除くこと。

### ■犯罪被害者給付金制度

故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、何らの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない被害者又は遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき国が給付金を支給することにより、その精神的・経済的打撃の緩和を図るもの。

### ■フェイスブック

Facebook, Inc.が運営するインターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）であり、友達や同僚、同級生、近所の人たちと交流を深めることができる。

### ■複層林施業

部分的な伐採を行い、伐採後にまた植林を行うことで、複数の樹冠層を持つようになった人工林。林業経営上の利点だけでなく公益的機能

の維持向上にも資するという特性を持つ。

### ■ふるさと学習

子どもたちに郷土愛や郷土への誇りを培うとともに、郷土の未来と国際社会における自己の生き方を考えさせ、これからの中をたくましく生き抜くために、アイデンティティ（ある人が他の人と異なって持っている独自性、同一性）を育てることを狙いとしている教育。

### ■ブロードバンド

「ブロードバンド ネットワーク」の略であり、高速で大容量の情報が送受信できる通信網のこと。ケーブルテレビの回線や光ファイバーなどを利用する。

### ■プレホスピタルケア

救急患者が医療機関に到着するまでの間の治療や応急処置のこと。

### ■防災行政無線

台風などの非常災害時において、防災、救助及び救援、災害復旧などに関する業務を遂行する上で必要な重要通信を確保することを主な目的とし、公共機関を中心に構築される無線通信ネットワーク。

## マ 行

### ■メディカルコントロール

医学的観点から、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保証すること。◇医師による早期指導体制、◇医療行為（特定行為）の検証体制、◇医師による事後指導体制を総称したものをメディカルコントロール体制という。

## ヤ 行

### ■U・I・Jターン

Uターン：出身地から地域外へ進学や就職の

ため都会に出た後、出身地に戻ること。

I ターン：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。

J ターン：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ること。

### ■ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

### ■陽熱処理

太陽熱を利用した土壤消毒法であり、7～8月の気温の高い時期に十分な水を行った後、ビニール等で土壤表面を覆うことにより、土壤を高温、過湿及び還元状態にすることで土壤中の病害虫を死滅させる技術。農薬を使用しないため環境への負荷も少なく、安全・安心で、人畜への影響も少ない方法である。

### ■4R

リデュース(reduce、減量)、リユース(reuse、再使用)、リサイクル(recycle、再利用)及びリフューズ(refuse、ごみになる物の拒絶)を4Rと呼ぶ。

### ラ 行

### ■ライフライン

日常生活を維持するために必要な生命線のこと。具体的には、電気、ガス、水道、電話、食糧流通などを指す。

### ■リーディング産業

戦略産業。主導産業。一国または一地域の経済成長の中軸となる産業。

### ■レファレンス

照会、問い合わせ。図書館では、必要な資料や情報を必要な人に、的確に案内すること。

### ■6次産業化

6次産業は農業や水産業などの第一次産業が、食品加工（第二次産業）や流通販売（第三次産業）にも業務展開している経営形態を表す造語であり、このような経営の多角化を6次産業化と呼ぶ。

### ■連携中枢都市圏構想

人口減などの課題を抱える地方の活性化に自治体が広域で連携して取組む事業について、連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約を締結することにより、連携中枢都市圏を形成し、圏域の活性化を図ろうとする構想である。平成26年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において地域の広域連携に関し、複数存在する圏域の概念が「連携中枢都市圏」に統一されたことに伴い、「地方中枢拠点都市圏構想（地方中枢拠点都市制度）」から名称、目的等が変更された。

### ワ 行

### ■ワークショップ

学びや創造、問題解決やトレーニングの手法。参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態である。

**第四次西都市総合計画後期基本計画  
平成28年3月**

発 行 宮崎県西都市  
編 集 西都市役所総合政策課  
〒881-8501  
宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地  
電 話 0983-43-0380

まいと



ニニギくん・コノハナちゃん